

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

番号	計画	初動期	応急期	復旧期
		72 時間以内 (フェーズⅠ)	72 時間以降 (フェーズⅡ)	1 週間以降 (フェーズⅢ)
3-1-1	災害対策本部の立ち上げ(P178)	●	●	●
3-1-2	避難対策(P189)	●	●	
3-1-3	情報収集対策(P197)	●	●	●
3-1-4	災害広報対策(P203)	●	●	●
3-1-5	救助・救急対策(P207)	●	●	
3-1-6	行政機関に対する応援要請(P210)	●	●	●
3-1-7	自衛隊の派遣要請(P213)	●	●	
3-1-8	三重県防災ヘリコプターの派遣要請(P216)	●	●	
3-1-9	受援体制の確保(P218)	●	●	●
3-1-10	帰宅困難者対策(P220)	●		
3-1-11	孤立地区対策(P222)	●	●	●
3-1-12	水防活動(P224)	●	●	●
3-1-13	二次災害の防止(P226)	●	●	●
3-1-14	特定災害対策(P228)	●	●	
3-2-1	安否情報の提供(P231)	●	●	●
3-2-2	災害救助法の適用要請(P234)	●		
3-2-3	避難所の開設及び運営対策(P237)	●	●	●
3-2-4	災害時要配慮者への支援(P241)	●	●	●
3-2-5	交通の確保対策(P244)	●	●	
3-2-6	輸送対策(P249)	●	●	
3-2-7	障害物の除去(P251)	●	●	●
3-2-8	給水対策(P253)	●	●	●
3-2-9	食糧の調達・供給対策(P259)	●	●	●
3-2-10	生活必需品の調達・供給対策(P264)	●	●	●
3-2-11	医療・救護対策(P267)	●	●	●
3-2-12	防疫・保健衛生対策(P271)		●	●
3-2-13	し尿・廃棄物処理対策(P274)		●	●
3-2-14	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋火葬対策(P277)	●	●	●
3-2-15	特定動物の逸走及びペット対策(P281)	●	●	●
3-2-16	災害警備活動(P283)		●	●

※●該当期

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
担当分担表

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、
つなぐための
応急体制を
整備する
〔災害の発生
後にすべきこ
と〕

担当分担表①

番号	計画	統括部	企画 振興部	総務部
3-1-1	災害対策本部の立ち上げ(P178)	●	○	●
3-1-2	避難対策(P189)	●		
3-1-3	情報収集対策(P197)	●	○	○
3-1-4	災害広報対策(P203)	●		
3-1-5	救助・救急対策(P207)	●		
3-1-6	行政機関に対する応援要請(P210)	●		
3-1-7	自衛隊の派遣要請(P213)	●		
3-1-8	三重県防災ヘリコプターの派遣要請(P216)	●		
3-1-9	受援体制の確保(P218)	●		●
3-1-10	帰宅困難者対策(P220)	●		
3-1-11	孤立地区対策(P222)	●	●	
3-1-12	水防活動(P224)			
3-1-13	二次災害の防止(P226)			
3-1-14	特定災害対策(P228)	●	○	○
3-2-1	安否情報の提供(P231)			
3-2-2	災害救助法の適用要請(P234)	●		
3-2-3	避難所の開設及び運営対策(P237)			
3-2-4	災害時要配慮者への支援(P241)			
3-2-5	交通の確保対策(P244)	●		●
3-2-6	輸送対策(P249)	●		●
3-2-7	障害物の除去(P251)			
3-2-8	給水対策(P253)			
3-2-9	食糧の調達・供給対策(P259)			
3-2-10	生活必需品の調達・供給対策(P264)			
3-2-11	医療・救護対策(P267)			
3-2-12	防疫・保健衛生対策(P271)			
3-2-13	し尿・廃棄物処理対策(P274)			
3-2-14	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋火葬対策(P277)			
3-2-15	特定動物の逸走及びペット対策(P281)			
3-2-16	災害警備活動(P283)			

※●：取り組み主体、○：その他関係部署

担当分担表②

番号	計画	環境生活部	健康福祉部	産業文化部
3-1-1	災害対策本部の立ち上げ(P178)	○	○	○
3-1-2	避難対策(P189)			
3-1-3	情報収集対策(P197)	○	○	○
3-1-4	災害広報対策(P203)			
3-1-5	救助・救急対策(P207)			●
3-1-6	行政機関に対する応援要請(P210)			
3-1-7	自衛隊の派遣要請(P213)			
3-1-8	三重県防災ヘリコプターの派遣要請(P216)			
3-1-9	受援体制の確保(P218)			
3-1-10	帰宅困難者対策(P220)			
3-1-11	孤立地区対策(P222)			
3-1-12	水防活動(P224)			●
3-1-13	二次災害の防止(P226)			●
3-1-14	特定災害対策(P228)	○	○	○
3-2-1	安否情報の提供(P231)	●		
3-2-2	災害救助法の適用要請(P234)			
3-2-3	避難所の開設及び運営対策(P237)			
3-2-4	災害時要配慮者への支援(P241)	●	●	
3-2-5	交通の確保対策(P244)			
3-2-6	輸送対策(P249)			
3-2-7	障害物の除去(P251)	●		
3-2-8	給水対策(P253)			
3-2-9	食糧の調達・供給対策(P259)			●
3-2-10	生活必需品の調達・供給対策(P264)		●	
3-2-11	医療・救護対策(P267)		●	
3-2-12	防疫・保健衛生対策(P271)	●	●	
3-2-13	し尿・廃棄物処理対策(P274)	●		
3-2-14	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋火葬対策(P277)	●		
3-2-15	特定動物の逸走及びペット対策(P281)	●		
3-2-16	災害警備活動(P283)	●		

※●：取り組み主体、○：その他関係部署

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
担当分担表

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

担当分担表③

番号	計画	建設部	上下水道部	消防部
3-1-1	災害対策本部の立ち上げ(P178)	○	○	○
3-1-2	避難対策(P189)			
3-1-3	情報収集対策(P197)	○	○	○
3-1-4	災害広報対策(P203)			
3-1-5	救助・救急対策(P207)	●	●	
3-1-6	行政機関に対する応援要請(P210)			
3-1-7	自衛隊の派遣要請(P213)			
3-1-8	三重県防災ヘリコプターの派遣要請(P216)			
3-1-9	受援体制の確保(P218)			
3-1-10	帰宅困難者対策(P220)			
3-1-11	孤立地区対策(P222)	●		
3-1-12	水防活動(P224)	●	●	
3-1-13	二次災害の防止(P226)	●	●	
3-1-14	特定災害対策(P228)	○	○	○
3-2-1	安否情報の提供(P231)			
3-2-2	災害救助法の適用要請(P234)			
3-2-3	避難所の開設及び運営対策(P237)			
3-2-4	災害時要配慮者への支援(P241)			
3-2-5	交通の確保対策(P244)	●		
3-2-6	輸送対策(P249)	●		
3-2-7	障害物の除去(P251)	●		
3-2-8	給水対策(P253)		●	
3-2-9	食糧の調達・供給対策(P259)			
3-2-10	生活必需品の調達・供給対策(P264)			
3-2-11	医療・救護対策(P267)			
3-2-12	防疫・保健衛生対策(P271)			
3-2-13	し尿・廃棄物処理対策(P274)			
3-2-14	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋火葬対策(P277)			
3-2-15	特定動物の逸走及びペット対策(P281)			
3-2-16	災害警備活動(P283)			

※●取り組み主体、○：その他関係部署

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
担当分担表

担当分担表④

番号	計画	教育部	市民病院 事務部
3-1-1	災害対策本部の立ち上げ(P178)	○	○
3-1-2	避難対策(P189)	●	
3-1-3	情報収集対策(P197)	○	○
3-1-4	災害広報対策(P203)		
3-1-5	救助・救急対策(P207)		
3-1-6	行政機関に対する応援要請(P210)		
3-1-7	自衛隊の派遣要請(P213)		
3-1-8	三重県防災ヘリコプターの派遣要請(P216)		
3-1-9	受援体制の確保(P218)		
3-1-10	帰宅困難者対策(P220)		
3-1-11	孤立地区対策(P222)		
3-1-12	水防活動(P224)		
3-1-13	二次災害の防止(P226)		
3-1-14	特定災害対策(P228)	○	○
3-2-1	安否情報の提供(P231)		
3-2-2	災害救助法の適用要請(P234)		
3-2-3	避難所の開設及び運営対策(P237)	●	
3-2-4	災害時要配慮者への支援(P241)		
3-2-5	交通の確保対策(P244)		
3-2-6	輸送対策(P249)		
3-2-7	障害物の除去(P251)		
3-2-8	給水対策(P253)		
3-2-9	食糧の調達・供給対策(P259)	●	
3-2-10	生活必需品の調達・供給対策(P264)	●	
3-2-11	医療・救護対策(P267)		●
3-2-12	防疫・保健衛生対策(P271)		
3-2-13	し尿・廃棄物処理対策(P274)		
3-2-14	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋火葬対策(P277)		
3-2-15	特定動物の逸走及びペット対策(P281)		
3-2-16	災害警備活動(P283)		

※●：取り組み主体、○：その他関係部署

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
担当分担表

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、
つなぐための
応急体制を整備する
〔災害の発生後に
すべきこと〕
担当分担表

担当分担表⑤

番号	計画	関係機関	自助	共助
3-1-1	災害対策本部の立ち上げ(P178)			
3-1-2	避難対策(P189)	松阪地区広域消防組合 松阪警察署、消防団	●	●
3-1-3	情報収集対策(P197)	三重県、松阪警察署、 松阪地区広域消防組合、消防団	●	●
3-1-4	災害広報対策(P203)		●	
3-1-5	救助・救急対策(P207)	松阪警察署、松阪地区広域消防組 合、自衛隊、海上保安庁	●	●
3-1-6	行政機関に対する応援要請(P210)	松阪地区広域消防組合		
3-1-7	自衛隊の派遣要請(P213)			
3-1-8	三重県防災ヘリコプターの派遣要請(P216)			
3-1-9	受援体制の確保(P218)			
3-1-10	帰宅困難者対策(P220)		●	●
3-1-11	孤立地区対策(P222)	三重県、自衛隊、松阪地区広域消 防組合、松阪保健所	●	●
3-1-12	水防活動(P224)	松阪地区広域消防組合	●	●
3-1-13	二次災害の防止(P226)	松阪地区広域消防組合 松阪警察署	●	
3-1-14	特定災害対策(P228)	松阪地区広域消防組合	●	●
3-2-1	安否情報の提供(P231)	三重県		
3-2-2	災害救助法の適用要請(P234)	三重県		
3-2-3	避難所の開設及び運営対策(P237)		●	●
3-2-4	災害時要配慮者への支援(P241)	社会福祉協議会	●	●
3-2-5	交通の確保対策(P244)	松阪警察署	●	
3-2-6	輸送対策(P249)	松阪警察署		
3-2-7	障害物の除去(P251)	松阪地区広域消防組合、 松阪警察署、自衛隊		
3-2-8	給水対策(P253)		●	●
3-2-9	食糧の調達・供給対策(P259)		●	●
3-2-10	生活必需品の調達・供給対策(P264)		●	●
3-2-11	医療・救護対策(P267)	松阪保健所、災害拠点病院、松阪 地区医師会、松阪地区薬剤師会	●	●
3-2-12	防疫・保健衛生対策(P271)	松阪保健所	●	●
3-2-13	し尿・廃棄物処理対策(P274)	松阪地区広域衛生組合	●	●
3-2-14	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋火葬対策 (P277)	松阪警察署、松阪地区医師会、松 阪地区歯科医師会、松阪保健所		
3-2-15	特定動物の逸走及びペット対策(P281)	松阪保健所、三重県獣医師会	●	●
3-2-16	災害警備活動(P283)	松阪警察署	●	

※●：取り組み主体、○：その他関係部署

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

施策1 いのちを守る

3-1-1：災害対策本部の立ち上げ

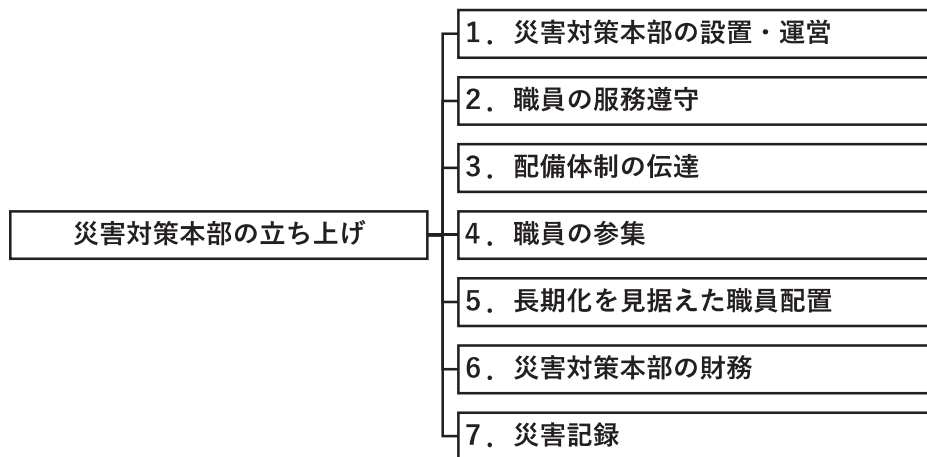
◆活動の取り組み主体

市：統括部，総務部，各対策部

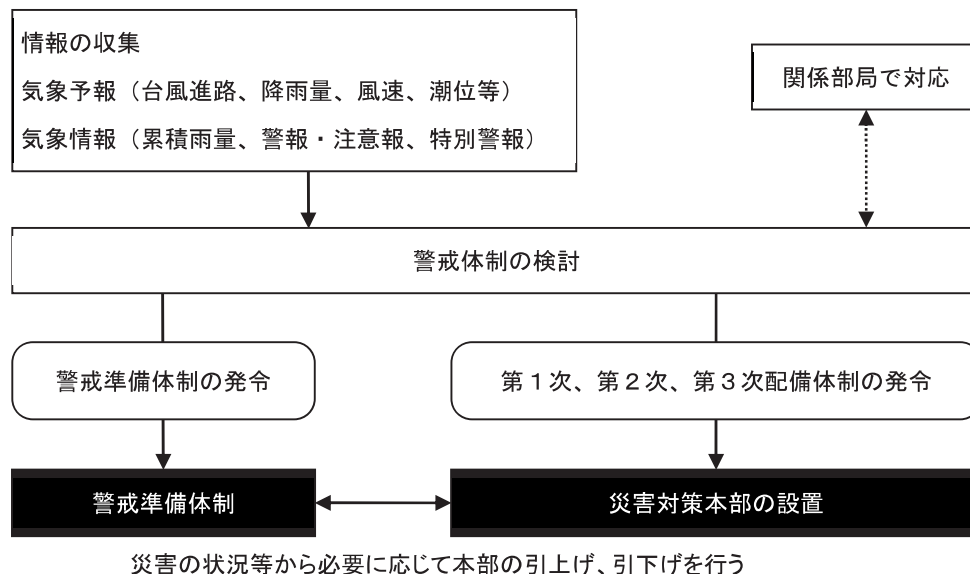
◆活動の基本方針

- 迅速で的確な活動体制をとるため、災害に対応した体制を立ち上げます。
- 本部の活動、対応方針を明確にし、被災者の安全・安心をいち早く確保します。
- 長期化を見据えた職員配置に努めるとともに、職員の健康管理や心のケアに留意します。

◆活動の項目



◆対応フロー



災害の状況等から必要に応じて本部の引上げ、引下げを行う

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】 施策1 いのちを守る

▶ 具体的な取り組み

1. 災害対策本部の設置・運営

- 本市災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、本市域に自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため設置する特別の組織であり、その大綱は松阪市災害対策本部条例（平成17年松阪市条例第229号）及び松阪市災害対策本部条例施行規則（平成20年8月25日松阪市規則第59号）（以下「本部施行規則」という。）の定めるところにより、対策本部及び各地域振興局に管内支部（以下「管内支部」という。）、各地区市民センター等に地区調整本部（以下「地区調整本部」という。）を設置します。
- 特に大規模災害時の対策本部の設置・運営に際しては、以下の点に留意します。

（1）対応方針の明確化

対策本部会議等において災害対応の目標と対応方針を明確にし、災害対応の見通しを被災者に示すこととします。

（2）執務環境の確保

災害対応においては関係機関等との情報共有や連携を図る上で一定の執務場所が必要となることから、広い執務場所が確保できるよう努めます。

（1）対策本部

ア 設置基準

- 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、特に対策本部の設置が必要と認められるときに、市長は対策本部を設置します。

イ 構成

- 次に掲げる構成員は、本部施行規則に基づき所掌事務を行います。なお、必要に応じ関係職員を配備します。

（本部長）市長

（副本部長）副市長

（本部長）二役部長会議構成員、消防団統括団長（※各地域振興局長を除く。）

【市長不在の場合における本部長職務の代理順位】

第1順位：防災担任副市長 第2順位：副市長 第3順位：教育長 第4順位：危機管理特命理事
第5順位：総務部長 第6順位：企画振興部長

ウ 設置場所

- 対策本部の設置場所は本庁舎5階とします。ただし、本庁舎が使えない場合には次の場所を代替本部として使用します。その場合、県及び防災関係機関等へ本部の所在地を伝達します。

代替本部：松阪市産業振興センター（松阪市本町2176番地）

エ 所掌事務

- 対策本部は、本市防災会議と緊密な連絡のもとに、本市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するため、次の任務を行います。

① 本部長・副本部長・本部員

職 名	主な任務
本 部 長	1 本部会議の議長となること。 2 避難情報等の発令、警戒区域の指定を行うこと。 3 国、県、自衛隊、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと。 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること。 5 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること。
副本部長	1 各担当部及び管内支部間の調整（業務分担、要員緊急配備等）に関すること。 2 本部長が不在、若しくは事故のとき、本部長の職務を代理すること。
本 部 員	1 各対策部長として、部の職員を指揮監督すること。 2 各対策部からの緊急要員応援要請に対する自己対策部の職員の動員に関すること。 3 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。 4 本部長、副本部長が不在若しくは事故のとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。 ※ 本部員に事故の場合は当該部の次席責任者が代理として出席する。

② 対策本部会議・事務局

対策本部 会議	災害応急対策実施上の以下の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。 <協議・決定事項> 1 災害応急対策活動の総合調整に関すること。 2 各部職員の応援体制に関すること。 3 高齢者等避難及び避難指示に関すること。 4 関係機関への派遣要請依頼に関すること。（自衛隊、県、協定市町、民間団体等） 5 災害救助法の適用要請及び救助業務の運用に関すること。 6 激甚災害の指定の要請に関すること。 7 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 8 応急公用負担に関すること。 9 義援金品の募集及び配分に関すること。 10 職員の厚生に関すること。 11 その他各本部員から特に申し出のあった事項
------------	--

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

事務局	本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部会議の事務局を統括部（防災対策課）が担当する。
-----	---

オ 各部の事務分掌（資料1「松阪市災害対策本部の組織図」参照）

- 対策本部の組織及び事務分掌は規則で別に定めます。別に定めるものの他は、平常時における職制及び事務分掌により実施します。

カ 廃止基準

- 災害の発生のおそれが解消したと認められるとき、または災害応急対策が概ね終了したと認められるときには対策本部を廃止します。

キ 設置及び廃止

- 本部長は対策本部を設置し又は廃止したときは防災関係機関等に伝達するとともに、報道機関に発表します。

（2）管内支部

- 各地域振興局に管内支部を設置する。
- 管内支部は当該地域振興局管内における災害の予防対策及び応急対策について総合調整を図り、迅速かつ的確な実施を図るものとします。
- 管内支部長には地域振興局長、管内副支部長兼事務局長には地域振興課長を充てることとします。

（3）地区調整本部

- 各地区市民センター及び下表の施設に地区調整本部を設置します。
- 地区調整本部長は地区市民センター所長及び下表の施設にあっては派遣職員とし、地区調整本部員は本部長が指名します。

名称	所在地
徳和地区コミュニティセンター	松阪市上川町 263 番地 3
松尾地区コミュニティセンター	松阪市丹生寺町 605 番地

2. 職員の服務遵守

全ての職員は、本部を設置した場合は次の事項を遵守することとします。

- 原則として、連絡の有無によらず、また、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就くこととします。ただし、消防団に入団している職員については、所属長了解の上、災害時における業務及び出動体制について、所属消防団と事前に協議しておくこととします。

- 勤務時間外に配備の招集を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡します。
- 勤務時間外に配備の招集を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織、消防団等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡します。ただし、対策本部員はこれに関わらず、直ちに配備に就くこととします。
- 勤務時間外に配備の招集を受けた場合において、道路及び交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、最寄りの地域振興局、地区市民センター等の本市施設に参集し、その機関の長の指示に従って職務に従事します。ただし、対策本部員及び事務局員はこれに関わらず、直ちに配備に就くこととします。
- 勤務時間外に配備の招集を受けた場合において、居住地の周辺及び各所属に参集途上の地域の被害状況等を注視し、これを随時、所属長又は対策本部に連絡します。この場合において、各所属長は各職員からの連絡で得た情報を速やかに対策本部へ報告することとします。
- 地震発生直後は、対策本部の設置も危ぶまれることから、本部設置の有無にかかわらず、松阪市災害時職員行動マニュアルにより対応することとします。
- 職員は災害対策に適する装備（対策本部員は防災服）により参集するものとします。また、手袋、飲料水、食糧、懐中電灯、マスク、消毒用アルコール等必要な用具をできるだけ持参することとします。

3. 配備体制の伝達

- 災害用職員参集メール及び電話等により行います。
- 伝達すべき職員が外出または休暇のときは、所属部の連絡網により職員に伝達します。

[注意事項]

- ア 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び担当事務を了知し、担当事務に関連した災害が発生するおそれがあるとき、又は災害の発生を察知したときは、指令がない場合においても速やかに参集し、災害業務活動に従事しなければならない。
- イ 職員は、異常天候等の場合には気象情報等に注意し、その状況により、進んで所属部長等と連絡をとり、その指揮に従うよう努めなければならない。
- ウ 配備招集を受けた職員は、最短時間内に参集するものとし、道路及び交通機関が途絶した場合の参集方法についてあらかじめ検討し、考慮しておかなければならない。

4. 職員の参集

〔風水害時における参集〕

- 災害が予測され又は発生した場合、対策本部及び所属部長の指令の下、初動対応に入るものとします。
- 本部員は、警報発表時刻1時間後を目途に開催する対策本部会議に備え、1時間以内に参集することとします。
- 所属部の連絡網に基づき、電話連絡、携帯メール等により職員の招集等の対策を所属部連絡要員に指示することとします。

〔地震・津波時における参集〕

- 勤務時間外に災害が予測され又は発生した場合、対策本部及び所属部の連絡網に基づき、電話連絡、災害用職員参集メール等により職員を招集し、初動対応に入ります。
- 参集時の交通手段は、自転車、バイク又は徒歩が望ましく、自動車は原則使用しないこととします。

（配備体制の基準）

〔風水害〕

	招集の基準	配備要員
警戒準備体制	1 本市に大雨（洪水）注意報が発表され、かつ本市内の観測地点1箇所以上で実測雨量1時間雨量10mm以上が確認されたとき。 2 本市に大雨（洪水）注意報が未発表であるが、本市に隣接する県内市町及び県外町村に大雨（洪水）警報が発表され、かつ今後の気象情報の発表に備えて警戒を必要とするとき。 3 水防警報の「準備」が発表されたとき。	<本庁> ・防災対策課の職員数名又は全員を配備 <管内> ・地域振興課の職員数名又は全員を配備
第一次配備体制	1 本市に大雨・洪水・暴風・高潮・大雪・暴風雪警報のいずれかが発表されたとき。 2 本市に警報が未発表であるが、本市内の観測地点において、実測雨量で1時間40mm以上が確認されたとき。 3 水防警報の「出動」が発表されたとき。 4 自主避難所が開設されたとき。 5 今後、災害の発生が予想され、本部長（市長）が必要と判断したとき。	【災害対策本部の設置】 1 災害対策本部員 二役部長会議構成員（※各地域振興局長を除く）、消防団統括団長 2 原則として主幹級以上の職員、各地区市民センター所長等 3 防災対策課の全職員 <管内> 1 管内支部員（局長、地域振興課長、地域住民課長、北部

		農林水産事務所長、西部農林水産事務所長、北部建設保全事務所長、西部建設保全事務所長、北部教育事務所長、西部教育事務所長、消防団方面団長) 2 主幹級以上の職員、地域振興局及び各事務所所管施設（学校除く）管理者 3 地域振興課防災担当職員
第二次配備体制	本市域に災害が発生したとき又は災害が予想される段階で、災害対策を講じる上で、本部長（市長）が第一次配備体制では対応が難しく、第二次配備体制での活動が必要と判断したとき。	【災害対策本部設置継続】 1 第一次配備体制職員 2 原則として係長級以上の職員、各地区市民センター災害派遣要員等 <管内> 1 第一次配備体制職員 2 係長級職員 3 地域振興課全職員
第三次配備体制	本市域に甚大な災害が発生したとき又は甚大な災害が予想される段階で、災害対策を講じる上で、本部長（市長）が第二次配備体制では対応が難しく、第三次配備体制での活動が必要と判断したとき。	【災害対策本部設置継続】 1 第一、二次配備体制職員 2 原則として全職員 <管内> 1 第一、二次配備体制職員 2 全職員

※第二次体制配備以降の職員については、体制が順次移行できるよう、自宅待機にて、配備に備える。

※雨量についての判断基準は、本市内に設置されている雨量計のデータとする。

※超大型台風上陸等の際は、当初から第二次・第三次配備体制の招集をする場合あり。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策1 いのちを守る

〔地震〕

	招集の基準	配備要員
警戒準備体制	対策本部を設置するまでには至らないが、今後の余震等に備え、情報収集及び連絡を緊密にする必要があると認められる場合 - 震度3～4（本市内） - 長周期地震動階級3 - 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	<本庁> - 防災対策課の職員数名又は全職員 <管内> - 地域振興課の防災担当職員
第一次配備体制	- 震度5弱（本市内） - 長周期地震動階級4 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき - 地震による小中規模の災害が発生した場合又は災害の発生が予想される段階	【災害対策本部の設置】 <本庁> - 災害対策本部員 二役部長会議構成員（※各地域振興局長を除く）、消防団統括団長 - 原則として主幹級以上の職員、各地区市民センター所長等 - 防災対策課の全職員 <管内> - 管内支部員（局長、地域振興課長、地域住民課長、北部農林水産事務所長、西部農林水産事務所長、北部建設保全事務所長、西部建設保全事務所長、北部教育事務所長、西部教育事務所長、消防団方面団長） - 主幹級以上の職員、地域振興局及び管内各事務所所管施設（学校除く）管理者 - 地域振興課防災担当職員
第二次配備体制	- 震度5強以上（本市内） - 地震による大規模の災害が発生したとき又は災害が予想される段階	【災害対策本部の設置】 <本庁> - 第一次配備体制職員 - 原則として係長級以上の職員、各地区市民センター災害派遣要員等 <管内> - 第一次配備体制職員 - 係長級職員

		3 地域振興課全職員
第三次配備体制	1 震度6弱以上（本市内） 2 地震による甚大な被害が発生した場合又予想される段階	【災害対策本部の設置】 <本庁> 1 第一、二次配備体制職員 2 原則として全職員 <管内> 1 第一、二次配備体制職員 2 全職員

※配備体制は、災害の発生状況の程度により予測不能のため、職員はいずれの配備招集にも対応できるよう準備すること。

※勤務時間外に市内で震度6強以上を観測し、本市域での被害が確実であると想定されるときは、職員への連絡が困難な災害の発生初期混乱状況が予想されるため、連絡の有無に関わらず自主的に活動するものとする。

〔津波〕

	招集の基準	配備要員
警戒準備体制	対策本部を設置するまでには至らないが、今後の津波情報に備え、情報収集及び連絡を緊密にする必要があると認められる場合 1 三重県南部に津波注意報が発表され、かつ伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。	<本庁> ・防災対策課の職員数名又は全職員 <管内> ・地域振興課の防災担当職員
第一次配備体制	1 三重県南部に津波警報が発表され、かつ、伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 2 本市に津波が来襲し、小規模の被害が生じたとき又は発生するおそれがあると災害対策本部長（市長）が判断したとき。 ※ただし、伊勢・三河湾に津波注意報発表中においても、津波到達予想時刻及び規模等の津波情報並びに県内の市町の被害状況等により配備体制等を判断するものとする。	<本庁> 【災害対策本部の設置】 1 災害対策本部員 二役部長会議構成員（※各地域振興局長を除く）、消防団統括団長 2 原則として主幹級以上の職員、各地区市民センター所長等 3 防災対策課の全職員 【管内支部の設置】 1 管内支部員（局長、地域振興課長、地域住民課長、北部農林水産事務所長、西部農林水産事務所長、北部建設保全事務所長、西部建設保全事務所長、北部教育事務所長、西部教育事務所長、消防団方面団長）

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章

		2 主幹級以上の職員、地域振興局及び管内各事務所所管施設（学校除く）管理者 3 地域振興課防災担当職員
第二次配備体制	1 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 2 本市に津波が来襲し、中規模の被害が生じたとき又は発生するおそれがあると災害対策本部長（市長）が判断したとき。 ※ただし、伊勢・三河湾に津波警報発表中においても、津波到達予想時刻と規模等の津波情報及び県内の市町の被害状況等により配備体制等を判断するものとする。	<本庁> 1 第一次配備体制職員 2 原則として係長級以上の職員、各地区市民センター災害派遣要員等 <管内> 1 第一次配備体制職員 2 係長級職員 3 地域振興課全職員
第三次配備体制	1 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき。 2 本市に津波が来襲し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあると災害対策本部長（市長）が判断したとき。	<本庁> 1 第一、二次配備体制職員 2 原則として全職員 <管内> 1 第一、二次配備体制職員 2 全職員

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策1 いのちを守る

5. 長期化を見据えた職員配置

- 災害対応業務にあたる職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、災害対応業務を庁内各職員で分担して実施します。
- 長期化を見据え、職員の交替制を構築するよう努め、健康管理や心のケアにも十分配慮します。
- 人員が不足する場合には職員の派遣要請や臨時職員の緊急雇用等により補います。
- メンタルヘルスや公務災害補償に関する相談に応じる等、災害対策に従事する職員のフォローを行います。

6. 災害対策本部の財務

（1）予算の確保

- 総務部長は速やかに予算措置に関する基本方針を対策本部に付議し関係部長に必要な指示をします。

（2）調達の手続

- 緊急を要する災害用物資・資機材・要員等の調達は、随意契約により行います。
- 契約の手続をとる時間がない場合は、総務部長が対策本部に付議して臨機適切な措置をし、関係部長に指示します。

（3）支払の手続

- 会計管理者は、速やかに支払い方法に関する基本方針を本部に付議し、関係部長に必要な指示をします。
- 物資の調達に関する支払いは、原則として一般の支払手続により処理します。ただし、即時支払いを必要とするものについては、資金前渡を受け支払い事務を処理します。

（4）精算の手続

- 本市が繰替支弁した災害救助費を、「災害救助費の国庫負担について」（昭和40年5月厚生省社第163号厚生省事務次官通達）に準じて、災害救助費繰替支弁金の概算又は清算交付を当該繰替支弁を求めた知事に請求します。

7. 災害記録

- 本市は、災害の状況を取りまとめ、災害の教訓を後世に伝えていくことを目的として「記録誌」を後々に作成するため、対策本部会議記録や記者会見記録、活動中の写真等、災害記録を残すよう努めます。

施策1 いのちを守る

3-1-2：避難対策

◆活動の取り組み主体

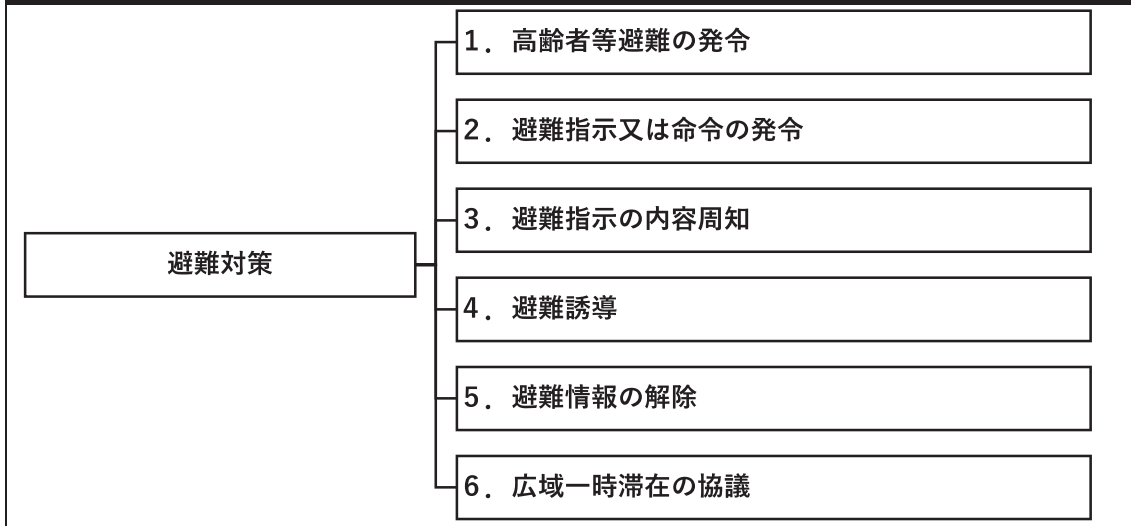
市：統括部，教育部

関係機関：松阪地区広域消防組合，松阪警察署，消防団

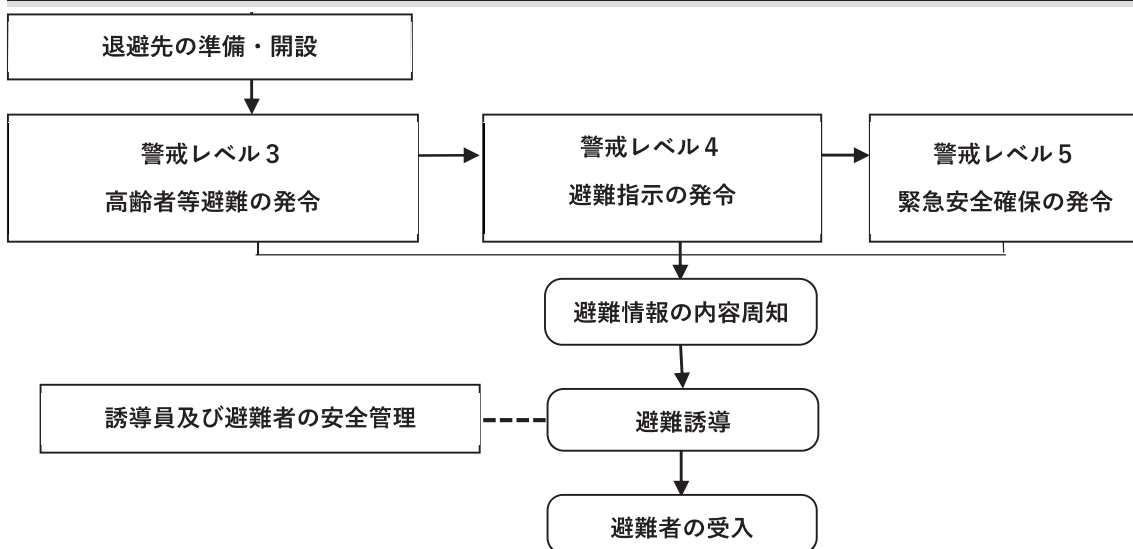
◆活動の基本方針

- 危険の差し迫った地域において速やかに、多様な伝達手段で避難（屋内安全確保も含む。）を呼びかけます。
- 避難誘導においては避難者及び誘導員の安全管理を適切に実施し、避難途中の事故防止に努めます。

◆活動の項目



◆対応フロー



具体的な取り組み

1. 高齢者等避難の発令

- 被害の発生を未然に防ぐため、災害の発生が見込まれる地域住民に対して、高齢者等避難を発令します。
- 夜間にかけて危険な状況になることがあらかじめ推測できる場合には、早めに高齢者等避難を発令します。

2. 避難指示又は緊急安全確保の発令

- 災害時、人命の危険が予測される場合には、本部長（市長）は当該地域の住民全員に対し速やかに【警戒レベル4】避難指示を発令します。
- 著しく危険が切迫していると認められる場合は、対策本部統括部又は管内支部長は、その状況を速やかに本部長（市長）に伝え、避難指示の発令を進言します。
- 災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で【警戒レベル5】緊急安全確保として発令し、住民に命を守る最善の行動を求めます。
- 避難指示及び警戒区域設定の発令者は災害対策基本法等の関係法令により次のように定められています。但し市長不在の場合、災害対策基本法第60条関係は副市長が、市長・副市長不在の場合は教育長が、これに代わり水防法第29条関係は消防団事務局長が代わることができます。
- 避難のための立退きを行うことにより、かえって市民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他屋内での安全確保に関する措置を指示することができます。

発令者	区分	災害の種類	根拠法
市長	指示	災害全般	災害対策基本法第60条
	命令		災害対策基本法第63条
海上保安官 警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
	命令		災害対策基本法第63条第2項
警察官	命令	災害全般	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	指示	洪水・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長)	指示	洪水・高潮	水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

- 必要に応じて、指定公共機関の長や指定地方行政機関の長及び県知事に対し、避難情報等発令の判断に関する事項について助言を求めることができます。

3. 避難指示、緊急安全確保の内容周知

（1）避難指示の内容

□ 避難指示は、次の内容等を明示して行います。

- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難時の注意事項等

（2）緊急安全確保の内容

□ 緊急安全確保は、次の内容等を可能な範囲で明示して行います。

- ① 災害発生日時
- ② 発生場所
- ③ 避難時の注意事項等

（3）避難の周知徹底

- 本部長（市長）は避難指示を発令したときは、対象地域の自治会長・消防団長・自主防災隊長・地区市民センター長等の関係する各機関に通知、連絡し、対象地域住民等への周知徹底を図ります。
- 避難情報の発令者は、避難のため立退きを指示し、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡します。
- 避難指示又は警戒区域設定を発令したときは、日時、指示者、避難理由、対象者数、対象世帯数等を知事に報告します。
- 避難指示又は警戒区域設定を発令したときは、必要に応じて、松阪警察署及び関係機関、避難場所の施設管理者、関係市町等に連絡します。
- 本部長（市長）は、避難指示を発令したとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段により周知徹底を図ります。

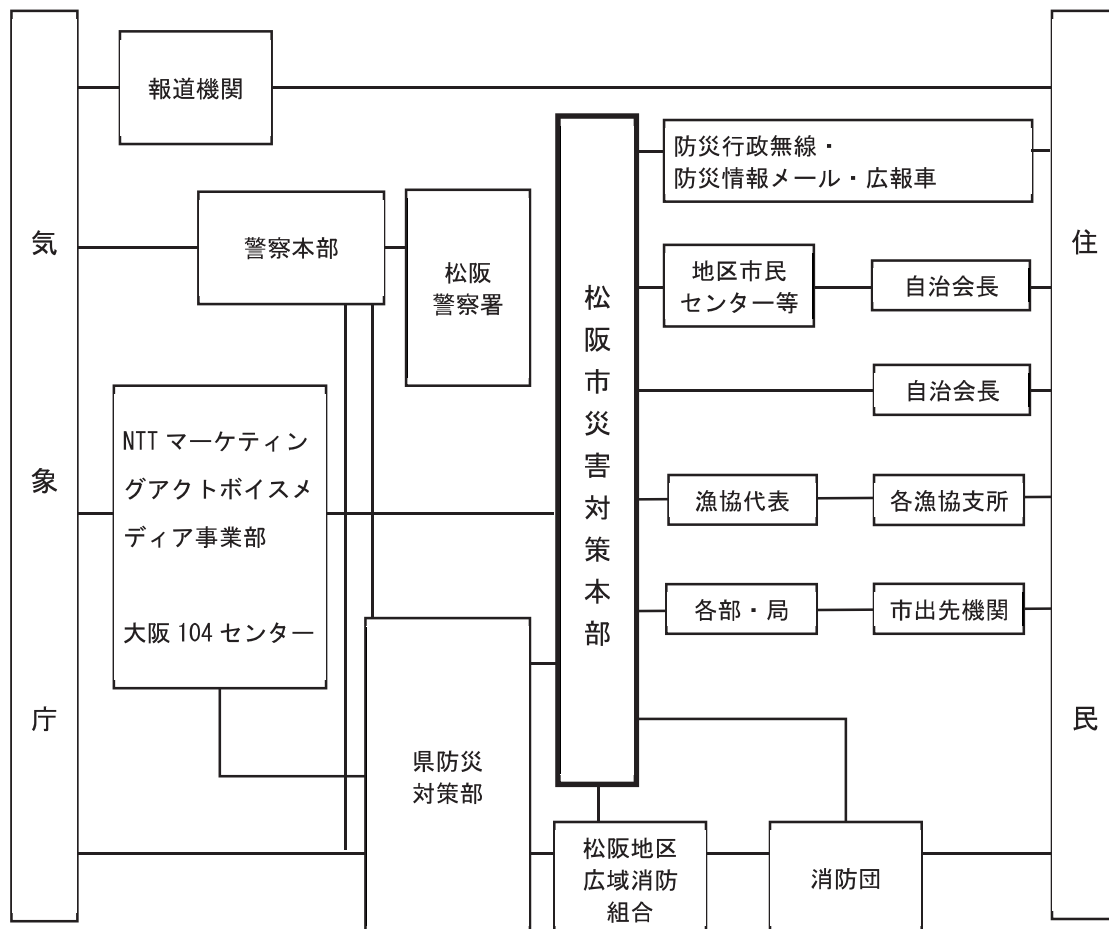
- ① 防災情報メール
- ② 緊急速報メール（エリアメール）
- ③ 防災行政無線
- ④ Lアラート
- ⑤ 市ホームページ
- ⑥ 行政チャンネル
- ⑦ SNS

- 災害が発生した場合において、危険区域内の居住者に対し避難すべきことを周知させる信号は、適切な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用します。

警鐘	乱打				
余いん防止付サイレン信号	<u>1分</u>	5秒	<u>1分</u>	5秒	<u>1分</u>

（4）津波予報等の伝達

① 津波伝達系統図

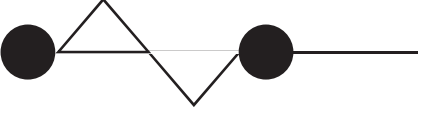


《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】

② 津波予警報をサイレン又は鐘音によって周知する場合の標識は次のとおりとします。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及 津波警報解除 標	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報 標	(2点) 	約5秒  約6秒
大津波警報 標	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】
施策1 いのちを守る

4. 避難誘導

- 避難指示を発令した場合、本市は警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、安全に避難できる退避先に誘導します。
- 誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行います。
- 避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、地域住民と連携して避難誘導を行います。

（1）風水害時の退避先への避難誘導

- 危険が切迫している場合、適切な誘導等を行い、住民の迅速な避難を実施します。
- 避難経路の途中に危険箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際して周知します。
- 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止します。

（2）津波発生時の退避先への避難誘導

- 津波による浸水が想定される地域においては、安全な場所まで速やかに誘導します。
- 退避先への避難は徒歩を原則として誘導します。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、地域での合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難誘導を行います。

（3）退避先から避難所への誘導

- 退避先から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行います。
- なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、地域住民と連携して避難誘導を行います。

（4）現場警戒区域の設定

- 警察官は、災害による危険を防止するため、特に必要がある場合において、市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定します。この場合、直ちにその旨を市長に通知します。

（5）活動可能時間と退避ルール

- 避難誘導員の安全確保のため、津波到達予想時間までの時間から移動（退避も含む）時間と予備時間（安全時間）である退避必要時間を差し引いた活動可能時間を設定し、活動中であっても退避することを基本とします。
- 退避ルールとして、津波浸水対象地域内から対象地域外への退避（緊急移動）は、津波到達予想時刻 30 分前を目途に退避を優先します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

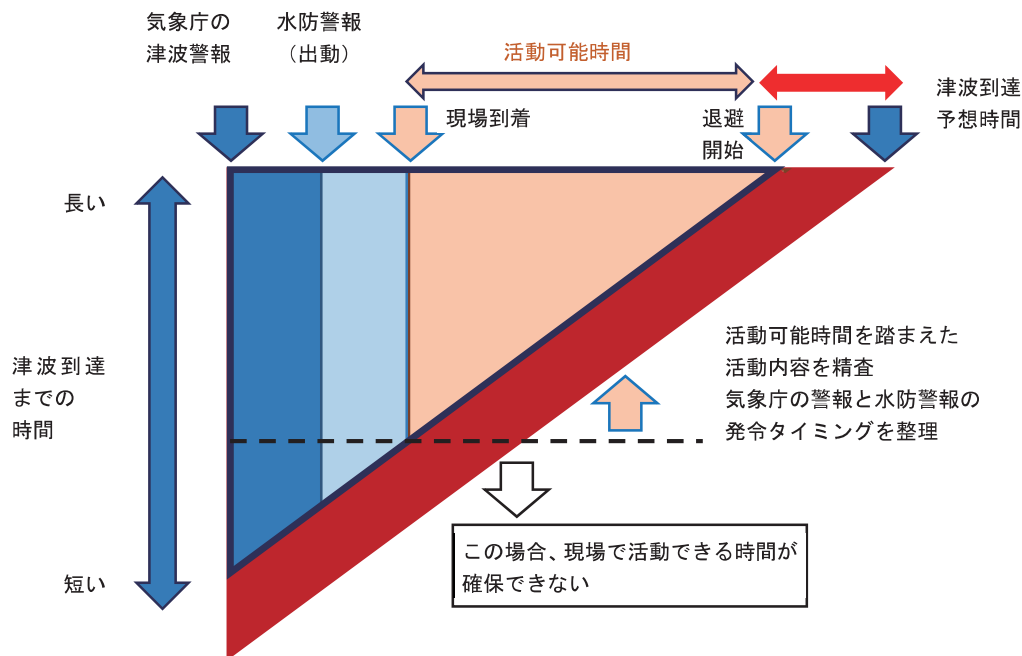
第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】 施策1 いのちを守る

【参考】松阪市消防団活動・安全管理マニュアル（平成26年8月）

南海トラフ巨大地震による津波到達時間は、松阪港で58分といわれています。また、地盤沈下や防潮堤の損壊などで津波到達時間が早まる可能性もあります。このため、津波が到達しない地域への退避（緊急移動）時間を考えると、津波が到達する予想時刻の30分前を目途に退避することが必要となるため退避ルールを設けています。

【参考】津波到達までの時間と活動可能時間の関係



5. 避難情報の解除

- ☐ 避難の必要がなくなった時は、避難している住民に対し、直ちにその旨を公表し、知事に報告するものとします。
- ☐ 避難者への伝達方法は発令時に準ずるものとします。

6. 広域一時滞在の協議

- ☐ 本市内における災害により、市民の生命、身体を災害から保護し、または居住場所の確保が困難な場合に広域避難を実施する場合には、災害対策基本法第86条の8に基づき、受入先の市町村と協議します。また、その際は県にその旨の報告を行います。

◆市民の活動（自助）

- 高齢者等避難の段階で高齢者等は避難を開始します。高齢者等以外も避難の準備や、状況に応じ自主的に避難します。
- 避難指示の発令により対象地域の居住者等は全員速やかに安全な場所へ退避します。
- 避難時は火気危険物の始末、電気ブレーカーを切ります。
- 地震・津波の際は原則として徒歩で避難します。
- 避難にあたっては正しい情報を入手した上で行動します。
- 避難時は非常持ち出し袋、防寒雨具、氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）等を携行します。

◆地域の活動（共助）

- 自主防災組織は消防団等と連携し、安全な場所へ避難誘導をします。
- 避難誘導においては、誘導員の安全も確保します。
- 避難行動要支援者の安否確認をするとともに、避難支援を行います。
- 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気・ガス等の保安処置を講じます。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
施策1
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

施策1 いのちを守る

3-1-3：情報収集対策

◆活動の取り組み主体

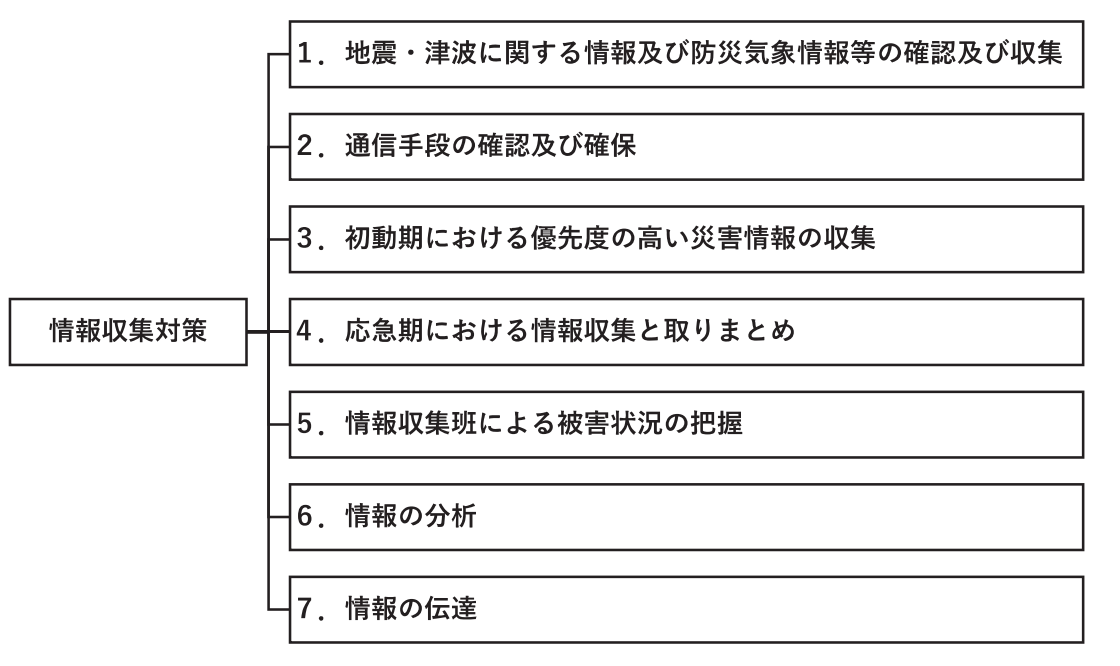
市：統括部，各対策部

関係機関：中部地方整備局，三重県，松阪警察署，松阪地区広域消防組合，消防団

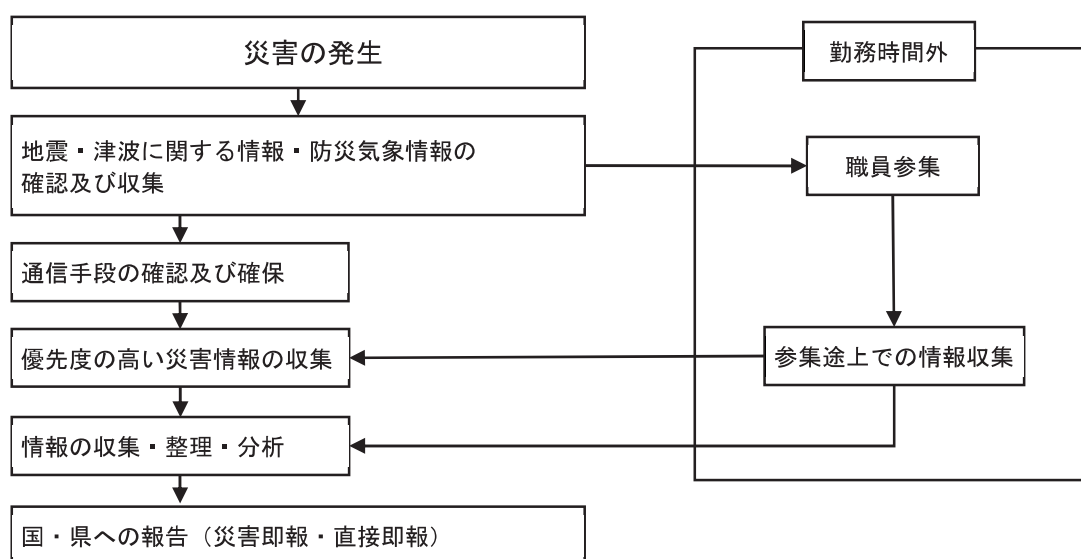
◆活動の基本方針

- 災害の発生直後は、概括的情報も含めて収集し、大まかな被害規模を把握します。
- 初動期（災害の発生～72時間以内）は、人命に関する情報や二次災害発生等の優先度の高い情報を収集します。
- 既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の収集を図ります。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 地震・津波に関する情報及び防災気象情報等の確認及び収集

- ☐ 全国瞬時警報システム（Jアラート）や気象端末、防災みえ.jp、テレビ等を通じ、発生した地震や津波、大雨等の防災気象情報を確認します。
- ☐ 風水害時には防災気象情報を有効に活かすため、津地方気象台予報官とのホットラインにて直接情報の収集を行います。
- ☐ 対策本部設置状況や避難情報等の発令状況等について、近隣市町との情報共有を行います。

2. 通信手段の確認及び確保

- ☐ 通信の途絶のおそれのある災害発生後は、通信手段が確保できるかどうかを速やかに確認します。
- ☐ 通信の確保が困難な場合には、指定地方行政機関（東海総合通信局）への機器貸出要請や、指定公共機関（西日本電信電話株式会社等）からの通信設備の優先利用の供与等により対応します。
- ☐ 本市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図ります。なお、原則として、指定電話は「災害時優先電話」を充てます。
- ☐ 対策本部、各管内支部、地区調整本部、防災関係機関等の指令の伝達及び報告等の通信連絡については、災害優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線、FAXによる文書連絡、伝令の派遣等により通信を行います。
- ☐ 災害時において、有線通信が被害を受け使用不能となった場合は、松阪アマチュア無線クラブの協力を求めます。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

- 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信を行うときは、災害の状況により、適宜協力を要請し「非常通信」を行います。

〔参考〕既存の通信手段

災害優先電話
衛星携帯電話
三重県防災行政無線
市防災行政無線（同報系）
移動系無線（IP無線）

〔参考〕通信設備の優先使用

災害対策基本法79条に、応急措置の実施に際する通信設備の優先利用が定められています。

3. 初動期における優先度の高い災害情報の収集

- 大規模な災害が発生した場合、初動期は特に人命救助やその活動等において重要となる道路状況等の情報を最優先に収集します。
- 災害救助法の適用申請や応援要請等の判断のため、概括的・断片的な情報であっても取りまとめ、災害の発生後速やかに県へ一報を入れるものとします。
- 各小学校区単位での被害概要を収集することにより、全市域の被害概要を短時間に集計します。

優先度の高い災害情報の区分	主な情報内容
□ 人命に関する情報	□ 人的被害の発生状況 □ 要救助者の発生状況 □ 建物倒壊等に伴う生き埋め情報 □ 津波や土砂災害による孤立情報 □ 職員の安否確認
□ 二次災害の防止に関する情報	□ 火災発生状況 □ 土砂災害等の発生情報 □ 危険物の漏洩、ガス漏れ等の情報
□ 応急対策活動上必要となる情報	□ 本庁舎、管内支部等活動拠点の被害情報 □ 道路等の活動上重要な施設の被害情報

4. 応急期における情報収集と取りまとめ

- 頻度の高い小規模な災害や、大規模災害における応急期以降は徐々に災害の全容が把握できつつあり、本格的な応急対策活動を開始する必要があることから、被災者

の生活の安定や支援につながる対策を実施する上で必要となる情報の収集を行います。

- ただし、人命に関する情報や二次災害による被害情報、避難情報等緊急対応に係る情報収集も継続して行います。
- 各対策部は、収集した情報を情報記入票に記入し、速やかに統括部へ提出し、情報の取りまとめを行います。
- 統括部は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により、速やかに県に報告します。なお、県に報告できないときは直接消防庁へ報告します。

情報の区分	主な情報内容	収集担当部
□ 避難所に関する情報	□ 避難所における避難者数 □ 避難所以外における避難者数 □ 避難所の開設、閉鎖に関する情報	□ 教育部 □ 各管内支部 □ 各地区調整本部
□ ライフラインの復旧に関する情報	□ 電気、水道、ガス、通信等の復旧に関する情報 □ 道路通行止め、規制、啓開に関する情報 □ 公共交通機関の復旧に関する情報	□ 統括部 □ 上下水道部 □ 建設部 □ 産業文化部
□ 医療救護情報	□ 医療機関の被害情報 □ 応急救護所等の設置状況	□ 健康福祉部 □ 市民病院事務部
□ 被害に関する情報	□ 人的被害（死者、行方不明者、負傷者） □ 建物被害（被災棟数、被害程度） □ 公共施設被害 □ 土木施設被害 □ 農林水産施設被害 □ 文教施設被害	□ 統括部 □ 松阪警察署 □ 松阪地区広域消防組合 □ 総務部 □ 建設部 □ 産業文化部 □ 教育部 □ 各管内支部
□ 地震・津波に関する情報 □ 防災気象情報	□ 地震、津波の観測情報 □ 津波警報、注意報等 □ 余震情報 □ 防災気象情報、気象警報、注意報等	□ 統括部
□ メディアに関する情報	□ 報道に関する情報 □ デマ・流言に関する情報	□ 統括部

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン 編

行動 計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

〔情報収集についての注意事項〕

- 被害状況等の収集を迅速に行い、全体の災害対策が時期を逸することのないようにします。
- 被害状況等の迅速かつ正確な情報の収集を図るため、消防本部及び各対策部等にあつては、統括部及び管内支部、地区調整本部と常に緊密に連絡を図るものとします。

5. 情報収集班による被害状況の把握

- 本部長が必要と認めた時は、情報収集班にあたっている部は連携して各地域の被害状況の収集を行い、統括部を通じて本部長に報告します。
- 情報収集班は原則として1班2名で活動し、通信手段を携行します。また、活動中は調査員の安全を優先します。
- 情報収集の活動エリア及び班編成は統括部の指示に基づき決定します。
- 情報収集が終わり次第、速やかに所定の様式にて状況を取りまとめ、統括部へ報告します。

（1）風水害時

- 過去の災害により浸水被害の実績のある地域の状況を把握し、浸水の痕跡等をもとに住家の浸水状況を目視で確認し、必要に応じて自治会長等からの聞き取りも行います。
- 地区調整本部へ赴き、被害状況等について聞き取りを行います。

（2）地震・津波時

- 情報空白域の被害状況の把握や、優先度の高い災害情報の収集を実施します。

6. 情報の分析

- 収集した情報を整理・分析し、被害予測や被災者ニーズより全体の方針や、中長期的な需給予測や復旧目標を設定し、業務の優先順位を検討します。

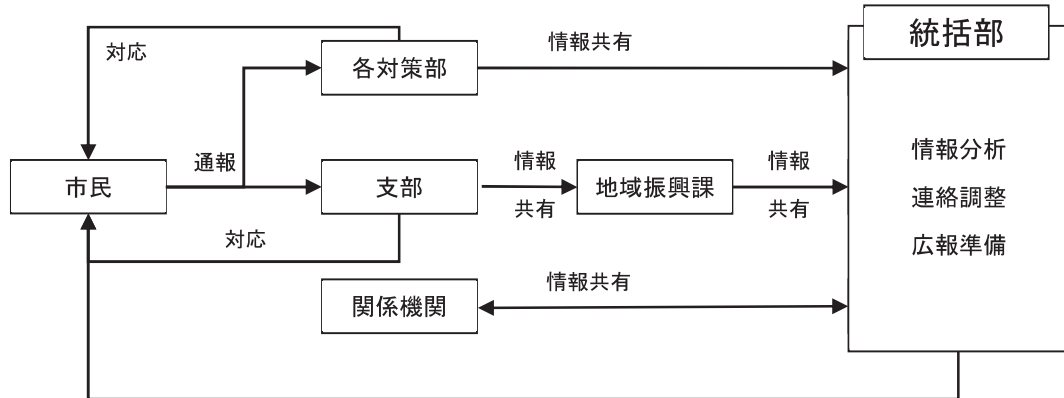
7. 情報の伝達

（1）異常現象発見時の措置

- 災害が発生するおそれのある異常現象（津波、異常潮位、洪水等）を発見した者は、次のとおり関係機関に通報します。
 - ア 異常現象を発見した者は、直ちに市長、警察又は海上保安庁に通報します。
 - イ 各対策部は収集した情報を統括部へ伝達します。
 - ウ 支部は収集した情報を地域振興課が取りまとめ、統括部へ伝達します。

エ 上記により通報を受けた市長は、直ちに津地方気象台及び県に通報するとともに、住民に対し周知を図ります。

〔参考〕 情報伝達の基本フロー



(2) 緊急警戒放送システムの活用

- 大規模な災害に係る緊急災害情報を、迅速かつ確実に伝達するため、次の場合、放送事業者等に緊急警戒放送を要請します。
- ア 災害対策基本法第57条により求められた場合
- イ 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定により求められた場合

◆市民の活動（自助）

- 災害が発生するおそれのある異常現象（津波、異常潮位、洪水等）を発見したら、市へ通報します。
- 輻輳（ふくそう）を抑制するため、不要不急の電話を控えるようにします。
- 安否確認には災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言版を活用します。

◆地域の活動（共助）

- 災害が発生するおそれのある異常現象（津波、異常潮位、洪水等）を発見したら、市へ通報します。
- 地域住民の安否確認を行い、負傷者等を発見したら市や消防等へ通報します。
- 市やマスメディアから提供された災害情報を地域住民に周知します。

施策1 いのちを守る

3-1-4：災害広報対策

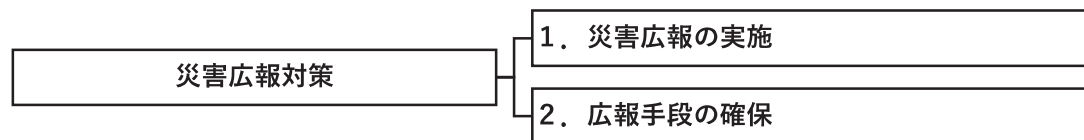
◆活動の取り組み主体

市：統括部

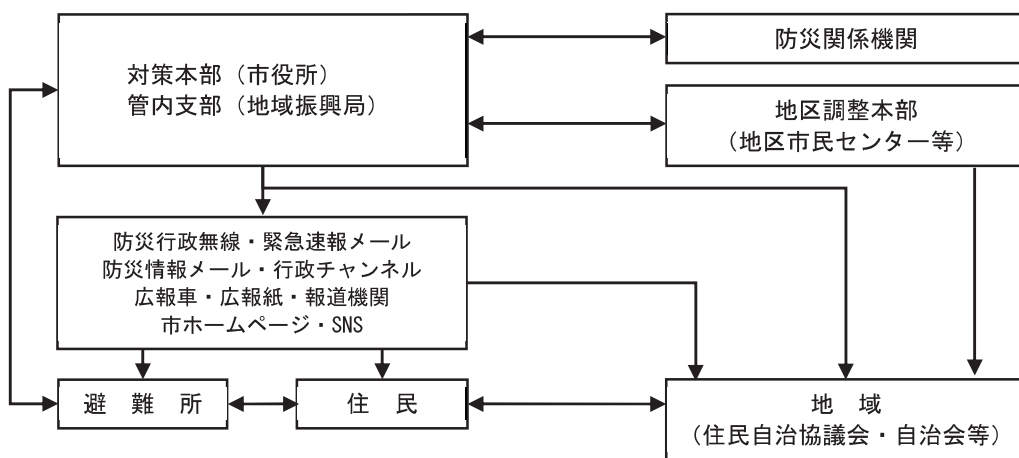
◆活動の基本方針

- 被災者の安心を速やかに確保するため、報道機関等と連携し災害広報を行います。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 災害広報の実施

- 被災者へのニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通機関の復旧状況、医療機関等の生活情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等被災者等に必要で、かつきめ細かな情報を的確に提供するものとします。
- 高齢者、障がい者等要配慮者及び観光客・帰宅困難者にも配慮した広報を行います。
- テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関に対し、本市は速やかに各種災害情報を提供するほか、取材活動への協力に努めます。

- 災害の規模が大きい場合には、初動期において概括的な情報であっても、速報として報道機関に対し提供します。
- 報道機関に対しては、専任の担当者を設置し、定期的な記者会見等による情報提供を行います。
- 未確定情報については、確認がとれるまでは安易に市民や被災者に伝達しないこととしますが、人命に関わる等の緊急時や、災害規模によっては未確定であることを前提に公表することもあります。
- 災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表については、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、県が定める「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表方針」に基づき取り扱うこととします。

〔参考〕 三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表方針」

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表に係る取扱いについて、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、公表方針を策定します。

1 安否不明者及び行方不明者

県は、救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合、安否不明者及び行方不明者に関する情報を原則として公表する。

ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

2 死者

県は、遺族の意向を尊重して、死者に関する情報を公表する。

ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

3 公表する情報

氏名、住所（市町村名及び大字名）、性別、年齢（発災時）

なお、個人情報情報を非公表とする場合でも、住所（市町村名）、性別、年代を個人が特定されない範囲で公表する。

4 運用開始日

令和5年8月23日

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策1 いのちを守る

〔参考〕 災害フェーズに応じた広報の内容

初動期（災害の発生後 72 時間以内）	応急期・復旧期（災害の発生後 4 日～）
①火の始末 ②ガス漏れ情報 ③余震・津波情報 ④避難指示 ⑤断水状況・給水場所 ⑥避難所情報 ⑦パニック防止の呼びかけ ⑧交通機関運行状況 ⑨道路通行止め情報 ⑩ライフライン被害状況 ⑪医療機関の受入れ情報	①ライフラインの復旧状況 ②給水場所 ③交通機関の復旧状況 ④交通規制情報 ⑤道路の復旧状況 ⑥公衆浴場情報 ⑦各種相談窓口開設情報 ⑧応急対策実施状況 ⑨各種支援情報 ⑩その他生活関連情報

2. 広報手段の確保

□ 本市は災害広報にあたって、以下の媒体を活用して広報を行います。

ア 防災行政無線での放送

イ 防災情報メールの配信

ウ 広報車の活用

エ 新聞社への報道要請

オ テレビ、ラジオへの報道要請

□ テレビ・ラジオ関連のマスメディアについては、県の「災害時における放送要請に関する協定書」及び「災害時の放送に関する協定」に基づき、知事を通じて行います。

□ 災害発生の防止または応急対策の周知のため、行政放送を活用すると同時に、松阪ケーブルテレビ・ステーション（株）に対し、「災害時の緊急放送に関する協定」に基づき、放送を要請します。

カ 臨時災害FM局の開設検討

キ 避難所への新聞配送を要請

□ 大規模災害発生により、市民が一定期間避難所生活を余儀なくされた場合は、「災害時における避難所への新聞配達に関する協定」に基づき、紙面に「松阪地域」を有する会社へ新聞配送を要請します。

ク インターネットによる情報提供

□ 本市ホームページ（パソコン版・スマートフォン版）を災害モードに切り替えるとともに、SNS を活用し災害情報を本市内外に向けて発信します。

ケ 災害広報紙の発行

□ 本市が災害広報紙を発行することが困難な場合は、株式会社夕刊三重新聞社に対し、「災害広報紙の発行に関する協定」に基づき、災害広報の作成および配

布等を要請し、市民へ災害の発生状況や避難所等の状況、ライフライン、医療、教育関連等、きめ細かな情報提供を行います。

◆市民の活動（自助）

- ☐ 流言に惑わされず、テレビやラジオ、市からの情報等、正確な情報の収集に努めます。また、情報の発信元を確認します。
- ☐ 様々な媒体により、必要な情報を入手します。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策1
いのちを守る

施策1 いのちを守る

3-1-5：救助・救急対策

◆活動の取り組み主体

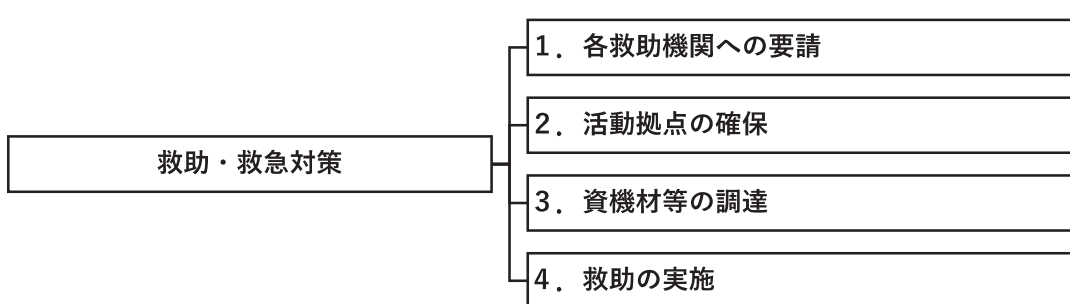
市：統括部，建設部，上下水道部，産業文化部

関係機関：松阪警察署，松阪地区広域消防組合，自衛隊，海上保安庁

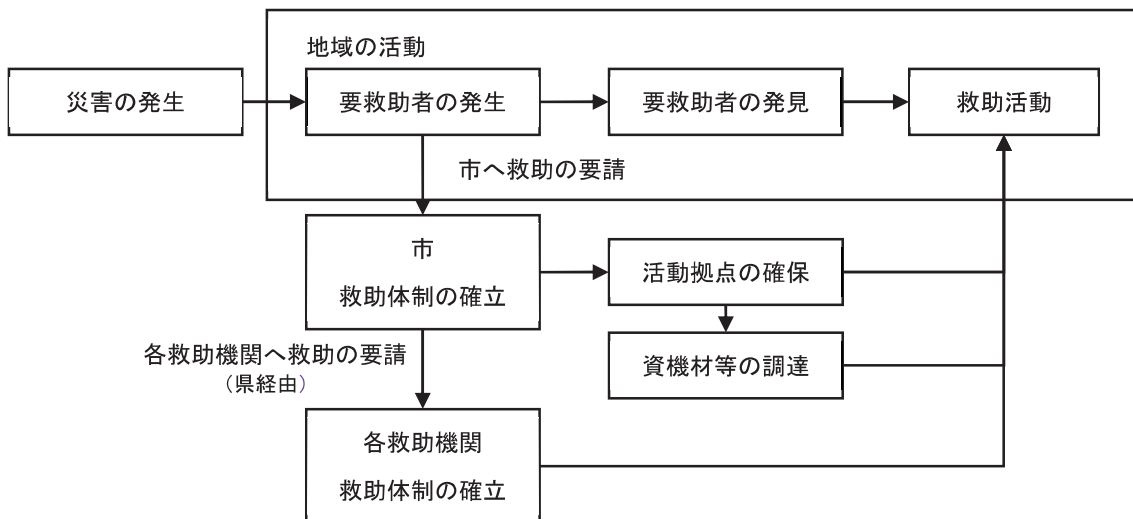
◆活動の基本方針

- 多数の救助・救急事案に対応するため、迅速かつ的確で効率的な活動を実施します。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 各救助機関への要請

- 本市は、保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施します。
- 本市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図ります。

- 本市は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたります。
- 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助救出活動は、海上保安庁をはじめ関係機関と連絡を密に行います。
- 自衛隊が行う救出活動に対する協力については、本市をはじめ関係機関と連携を密にし、共同して行います。

2. 活動拠点の確保

- 本市は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保します。
- 救助機関の連絡員（リエゾン）が対策本部にて情報収集にあたる場合には、適切なスペースを提供・調整するとともに、情報の共有・調整を行います。

3. 資機材等の調達

- 初期における救助、救急資機材等の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用します。
- 救助、救急資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図ります。
- 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、本市の協定等に基づき民間業者に要請します。
- 搬送する傷病者が多数で、松阪地区広域消防組合、医療救護・救急医療班等の車両が不足した場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保します。

4. 救助の実施

（1）災害現場での救助

- 災害発生時に救助・工作班が行う救助活動は、人命救助を最優先とし、救命処置を要する重症傷病者を優先します。
- 救助・工作班は、警察、消防等各救助機関と要救助者の情報等の共有化を図り、救助機関の後方支援活動にあたります。
- 救助活動は、地域住民の協力を得て、要救助者の把握に努めます。
- 防災関係機関が災害現場に出動するまでの間は、地域の自主防災組織等が救助活動を行います。
- 消防団は、地域における多数の要救助者及び傷病者の救助・救急活動は、簡易救助器具（金テコ、ハンマー、のこぎり等）を有効に活用し、救急・救助活動を行います。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

（2）救急搬送の実施

- 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先します。なお、搬送に際しては、松阪地区広域消防組合等の車両のほか、必要に応じ県防災ヘリコプターやドクターヘリコプター、自衛隊ヘリコプターにより行います。
- 救護所等からの後方医療施設への搬送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもと行います。

〔参考〕救助・救急活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症傷病者を最優先とします。

（1）火災現場付近優先の原則

- 規模が同じ程度の救助・救急事象が火災現場付近とその他の場所に併発した場合は、火災災害現場付近を優先します。

（2）重症傷病者優先の原則

- 救助・救急活動は、救命処置を要する重症傷病者を最優先とし、その他の傷病者にはできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救助・救急活動を実施します。

（3）救命効率重視の原則

- 同時に複数の救助・救急事案が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命救助・救命ができる事案に主力を注ぐ。

〔参考〕出動の原則

- ア 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事案が発生している場合は、火災現場付近の救助活動を優先します。
- イ 延焼火災は少ないが多数の救助、救急事案が発生した場合は、多数の人命を救助できる事案を優先します。
- ウ 同時に小規模な救助、救急事案が併発している場合は、救命効率の高い事案を優先します。
- エ 救急活動は、救命の処置を必要とする事案を優先します。

◆市民の活動（自助）

- 自分の命を自分で守ります。
- 家族の安否確認、救助を行います。
- 近隣住民の安否確認、救助を行います。
- 安否確認不明者、行方不明者の搜索に協力します。

◆地域の活動（共助）

- 地域で要救助者が発生した際に自主防災組織を中心に救助を行います。
- 安否確認不明者、行方不明者の搜索に協力します。

施策1 いのちを守る

3-1-6：行政機関に対する応援要請

◆活動の取り組み主体

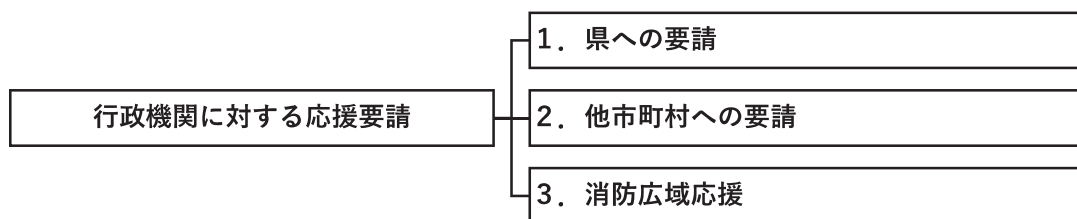
市：統括部

関係機関：松阪地区広域消防組合

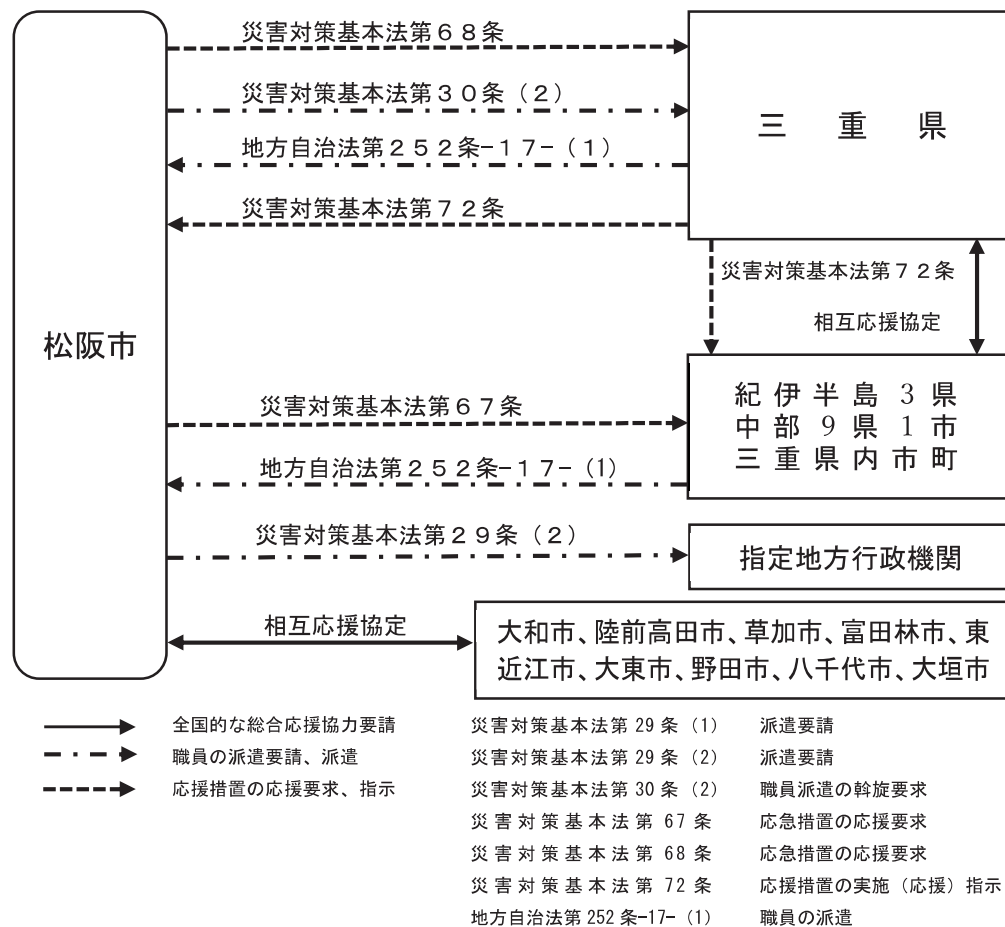
◆活動の基本方針

- 市民の生命・財産を保護するために、県、他市町村及び消防広域応援に対し災害派遣要請を行います。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 県への要請

- 本市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び災害対策基本法第67条並びに第68条に基づき、県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期することとします。
- 応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集します。

2. 他市町村への要請

- 本市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、松阪市災害時応援協定等各協定に基づき、他の市町村に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期することとします。
- 応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集します。

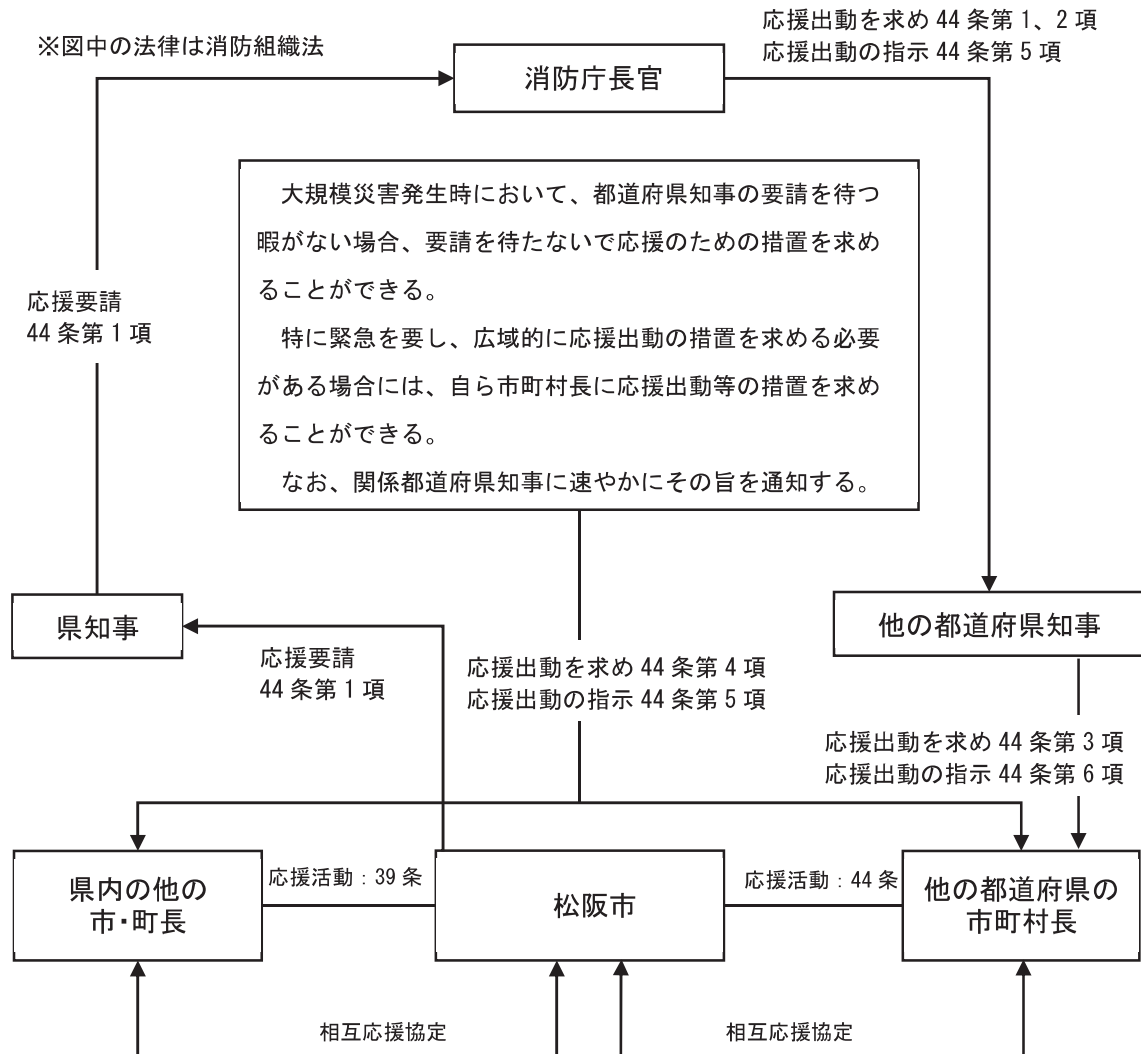
3. 消防広域応援

- 大規模地震が発生した場合、松阪地区広域消防組合は「三重県消防広域応援基本計画」に基づき応援要請を行うこととします。

〔参考〕従事協力命令

災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急に確保が必要な場合には、災害対策基本法第65条の規定により、市民等に労務の提供を求めることができます。

〔参考〕 消防組織法等に基づく消防広域応援



ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策1
いのちを守る

施策1 いのちを守る

3-1-7：自衛隊の派遣要請

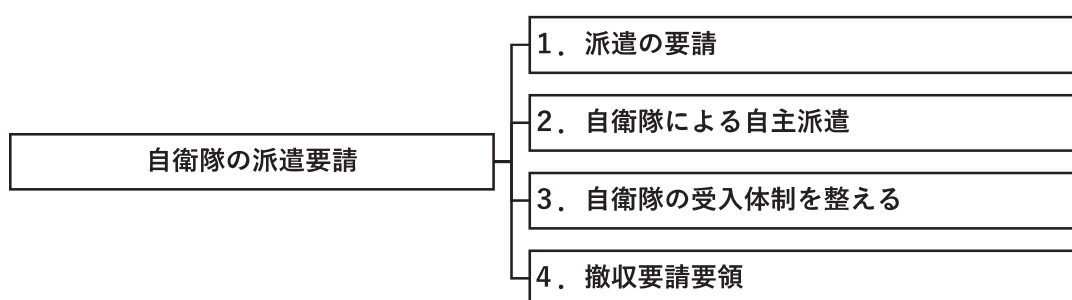
◆活動の取り組み主体

市：統括部

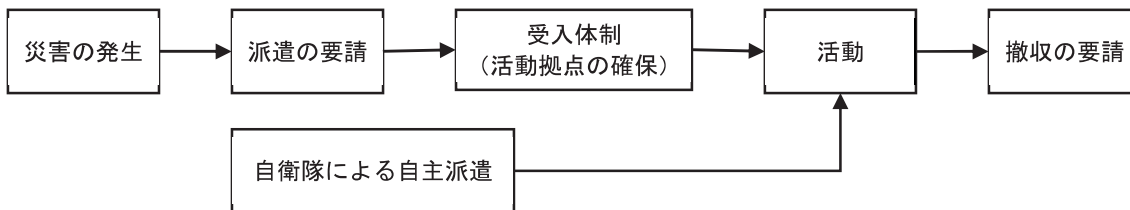
◆活動の基本方針

- 市民の生命・財産を保護するために、自衛隊による支援が必要な場合には速やかに知事に対し災害派遣要請を行います。

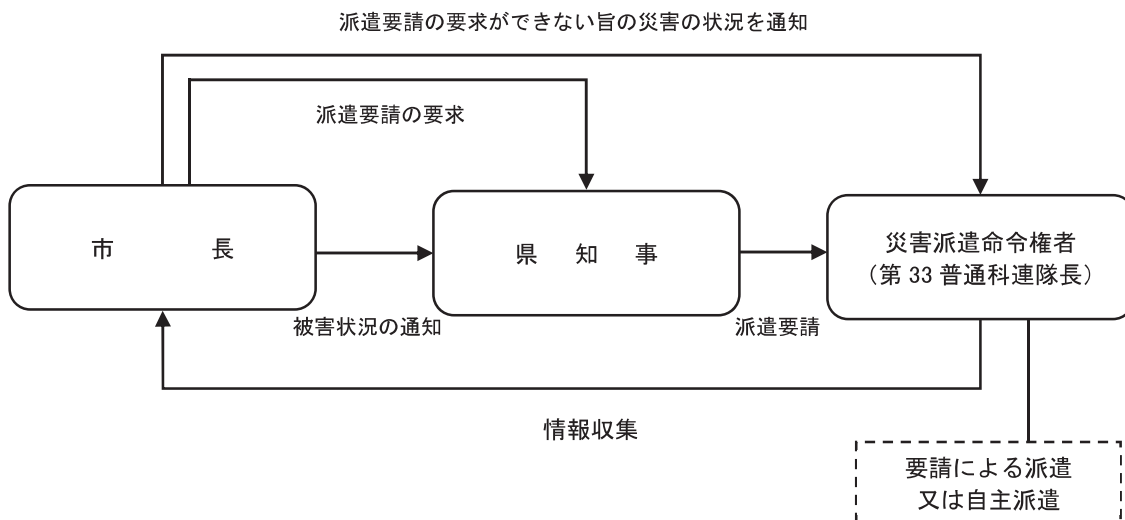
◆活動の項目



◆対応フロー



〔派遣要請の手続〕



▶ 具体的な取り組み

1. 派遣の要請

- 人命又は財産を保護するための応急対策の実施が自衛隊以外の機関では不可能又は困難であると認められる場合または災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊派遣以外に方法がない場合には自衛隊の派遣を要請します。（公共性、緊急性、非代替性の3原則）

（1）派遣要請の手続き

- 市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならないような事態が生じたとき、自衛隊派遣要請要求書により、知事（三重県防災対策部災害対策課）宛松阪地域防災総合事務所長を経由し要請します。
- 緊急を要するときは、電話又は防災行政無線をもって要請します。（事後速やかに文書による手続きを行います。）
- 知事に派遣要請を求めることができない場合には、直接自衛隊に対しその内容を連絡します。（事後速やかにその旨を知事に通知します。）

（2）派遣要請窓口

- ① 三重県松阪地域防災総合事務所（TEL：0598-50-0503）
- ② 陸上自衛隊第33普通科連隊第3科（TEL：059-255-3133）

（3）派遣要請書の記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 災害の状況は、特に派遣を必要とする区域を明らかにする。
- ③ 派遣を希望する期間
- ④ 派遣を希望する区域及び活動
- ⑤ 派遣を希望する区域・活動内容・連絡場所及び連絡者及び現場責任者
- ⑥ 駐留候補地、最適な経路及び誘導地点

（4）派遣要請提出部数

- 要請書 1部（様式集参照）

（5）経費の負担区分

- 派遣部隊が活動に要した経費は、協議して負担区分を決めることとなりますが、原則として下記基準をもとに市が負担します。
- ① 宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ② 宿営及び救援活動に必要な光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
- ③ 自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- ④ 県及び市が管理する有料道路の通行料

2. 自衛隊による自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

- 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待つ暇がない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。

〔参考〕自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合
- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合

3. 自衛隊の受入体制を整える

- 自衛隊派遣部隊の宿泊所、または野営適地を提供します。
- 駐留候補地は、総合運動公園（30,000㎡）を主たる予定地とし、被災状況等により被害箇所近くの適した公共用地とします。
- 派遣要請した現地には必ず責任者を立ち合わせ、作業に支障のないよう自衛隊現地指揮官と協議決定します。
- 自衛隊の現地到着前に必要な資機材の確保又はヘリポートの設置等到着と同時に作業を開始できるよう準備します。

4. 撤収要請要領

- 災害の救助活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったとき、又は作業が復旧の段階に入ったときは、速やかに知事に対し自衛隊撤収要請要求書（様式集参照）を提出します。

施策1 いのちを守る

3-1-8：三重県防災ヘリコプターの派遣要請

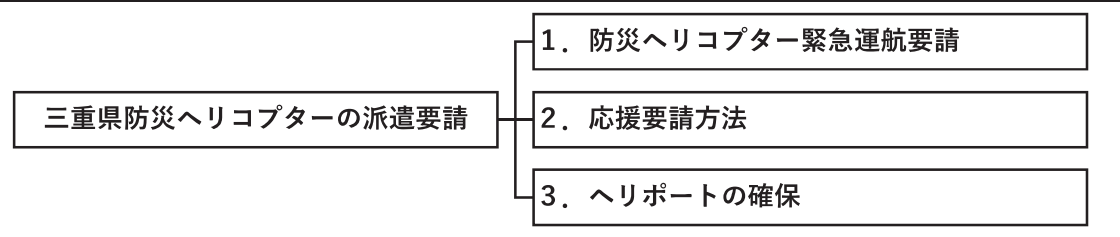
◆活動の取り組み主体

市：統括部

◆活動の基本方針

- 市民の生命・財産を保護するために、防災ヘリコプターによる支援が必要な場合には速やかに知事に対し運航要請を行います。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 防災ヘリコプター緊急運航要請

- 本市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行います。
 - ① 被災状況等の調査及び情報収集活動
 - ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
 - ③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送
 - ④ 被災者等の救出
 - ⑤ 救援物資等の搬送
 - ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
 - ⑦ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

2. 応援要請方法

- 知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとしませんが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書により知事へ提出します。
 - ① 災害の種別

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン 編

行動 計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

3. ヘリポートの確保

- ☐ 統括部は、被災地域の指定ヘリポートの中から最適地を選定します。
- ☐ 安全進入方向を予知させるため、吹き流し又は発煙筒を焚いて着陸前に風向きを示します。
- ☐ 着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルの⊕印を描き、上空からの降下場所選定に備えます。
- ☐ 夜間の離着陸は、原則的に実施しません。ただし、災害時においてやむを得ない場合は、「カンテラ」等により上空から識別容易な灯火標識を準備します。

施策1 いのちを守る

3-1-9：受援体制の確保

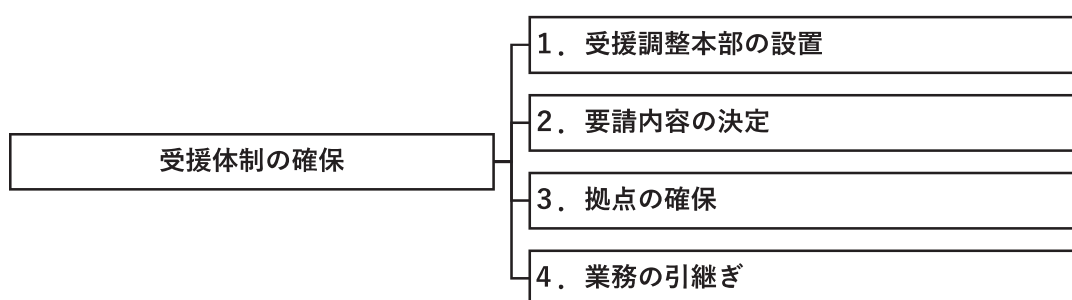
◆活動の取り組み主体

市：統括部，総務部

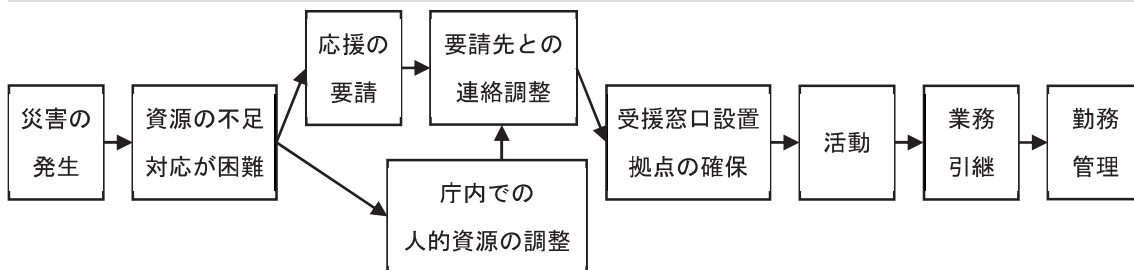
◆活動の基本方針

- 本市の資源だけで対応が困難な場合、応援を要請し、資源を最大限活用できるような受援体制の確保に努めます。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 受援調整本部の設置

- 総務部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び連絡員との調整スペースを設置し、対応の一元化を図るとともに要請先との連絡、調整を行います。
- 応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録等）を行います。

2. 要請内容の決定

- 災害時職員行動マニュアルを参考に、応援を要請すべき資源（人・物）の状況について把握し、保有する資源と照らし合わせながら、要請の理由、職種別の要請人員、期間、給与その他勤務条件等の要請内容について具体的な検討を行います。
- 災害発生直後は、対策本部のマネジメントを支援できる人材の要請の必要性について検討し、必要に応じて検討します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

- 総務部は庁内における人的支援のニーズを把握し、統括部を通じて県へ要請します。
- 活動エリアや内容、期間について要請先と調整の上、決定します。

3. 拠点の確保

- 応援要請をするにあたり、応援要員の活動拠点等を確保します。

4. 業務の引継ぎ

- 要請内容に応じて活動要領を作成するとともに、担当者間での業務の引継ぎを確実に進めます。

〔参考〕「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」報告書（平成29年6月、総務省）

- 熊本地震における成果と課題を踏まえて、被災市区町村に対する支援について、新たに、「被災市区町村応援職員確保システム」と「災害マネジメント総括支援員」制度の、二つのシステムの導入・整備を提言した報告書です。
- このシステムは、「対口支援方式」（「カウンターパート方式」）や全国スキームによる補完等、熊本地震で成果を上げたシステムをベースとしつつ、課題について修正を加えるもので、今後、車の両輪として、災害ごとの柔軟な対応にも配慮しつつ、基幹的な役割を担っていくべきものとされています。熊本県内の14の被災市町村に対し、都道府県、指定都市等が、マンツーマンで担当を決めて支援を行ったのが、「対口支援方式」であり、これは、「カウンターパート方式」とも呼ばれます。
- 大規模災害発生時には、被災都道府県に、被災市区町村応援職員確保現地調整会議（仮称）を設置し、現地調整会議の事務局は、全国知事会となります。また、現地調整会議には、総務省、被災都道府県を支援する被災地域ブロック幹事都道府県、指定都市市長会及び相互応援協定等により被災都道府県に緊急派遣された各地方公共団体の連絡要員の参画を求めます。
- 現地調整会議は、発災した日の翌々日までに、被害の状況等を考慮しつつ、また、被災都道府県と協議の上、被災市区町村ごとに対口支援団体を決定します。
- ※三重県の応援県： ①福井県 ②滋賀県

〔 応援団体決定までの流れ 〕



施策1 いのちを守る

3-1-10：帰宅困難者対策

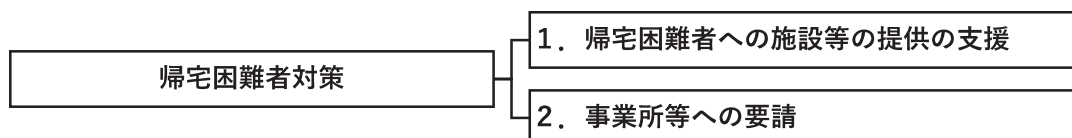
◆活動の取り組み主体

市：統括部

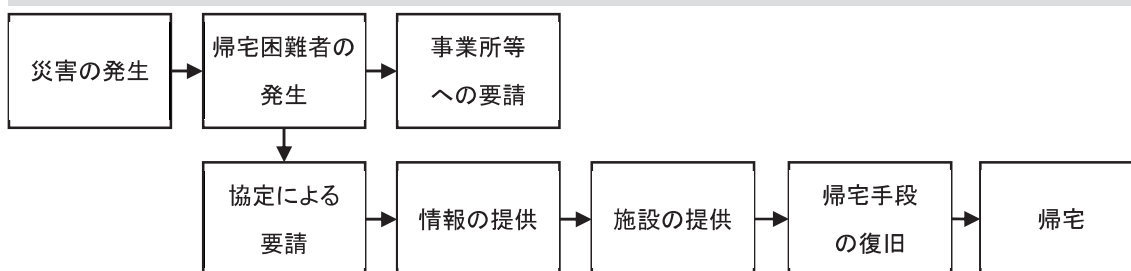
◆活動の基本方針

- 帰宅困難者の受入、情報支援、物資支援に努めます。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 帰宅困難者への施設等の提供の支援

- 平成20年度に三重県石油商業組合松阪支部との災害協定を締結したことから、当該支部加盟施設については、帰宅困難者利用施設として位置づけ、事業所や学校等と連携し、帰宅困難者への施設・水・情報・物資等の提供等を行います。

2. 事業所等への要請

- 職場や学校、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請します。
 - ① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食糧や情報の入手手段の確保
 - ② 災害時の水、食糧や情報の提供、仮泊場所等の確保

〔参考〕災害時帰宅支援ステーション

地震等の大規模災害が発生した場合、通勤や通学、買い物、行楽等で外出している人は、交通機関の途絶により自宅に帰るのが困難になります。このような方々を帰宅困難者といいます。

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

この協定に基づいて、災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報等の情報」を提供する店舗を『災害時帰宅支援ステーション』といいます。



- 帰宅困難時は、情報を入手し、むやみに移動を行わない。
- 帰宅困難者への情報の提供、避難所への誘導を行います。

- 帰宅困難者の保護、避難所への誘導を行います。
- 帰宅困難者への情報の提供を行います。
- 避難所での一時的収容を行います。

施策1 いのちを守る

3-1-11：孤立地区対策

◆活動の取り組み主体

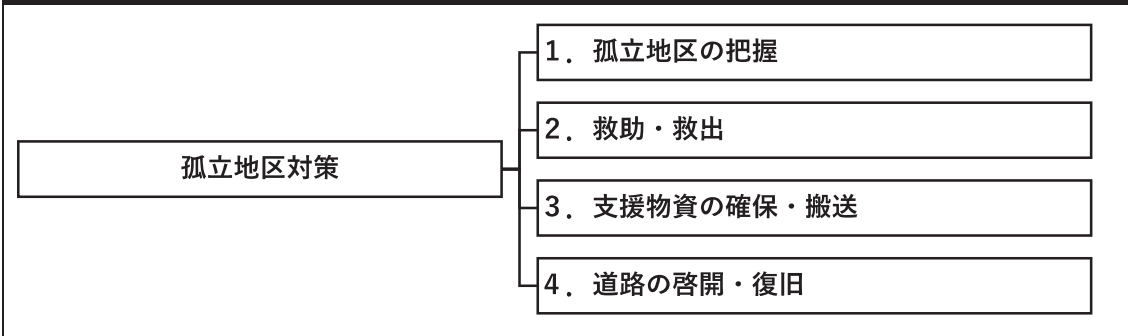
市：統括部，建設部，管内支部，地区調整本部

関係機関：三重県，自衛隊，松阪地区広域消防組合，松阪保健所

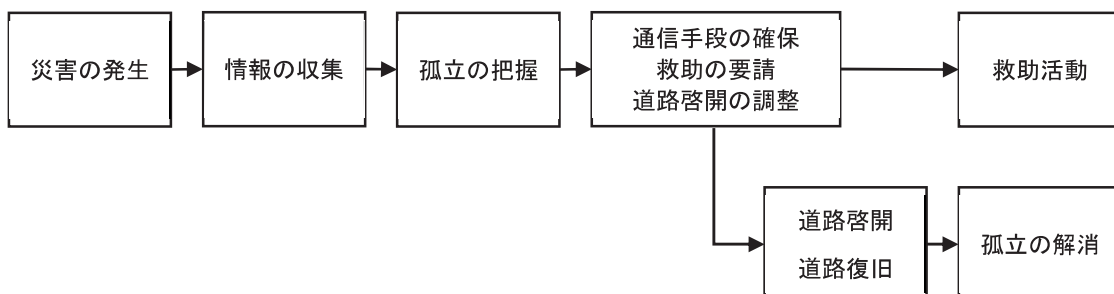
◆活動の基本方針

- 孤立が想定される地区との通信確保に努めます。
- 救助事案への対応とともに支援物資・搬送手段の確保に努めます。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 孤立地区の把握

- 管内支部及び地区調整本部は、一般電話、携帯電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行います。
- 通信遮断により孤立が予想された場合は、市職員・消防団の派遣を行い自主防災組織等との連携を図るとともに、情報収集に努め、道路状況の確認、孤立状況の調査等を実施し、防災行政無線等により対策本部に情報伝達するよう努めます。
- 県、自衛隊、関係機関との連携を密にし、防災ヘリコプター等による偵察等により、可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン 編

行動 計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策1
いのちを守る

2. 救助・救出

- 建物被害等により生き埋め者や重傷者が発生した場合は、防災ヘリコプター等による傷病者の救急搬送や松阪保健所を通じて DMAT 等の派遣要請を行います。

3. 支援物資の確保・搬送

- 集団避難の完了又は道路の復旧等により孤立状態が解消するまでの間は、飲料水・食料・生活物資不足に備え、備蓄品の確保を行います。
- 地区住民は食糧品等を相互に融通しあい、救援物資が到着するまでの間、炊き出し等を行い、できる限り地区内で自活することを考慮します。
- 食料品、物資等が不足する場合は、防災ヘリコプター等の手段による飲料水、食料品、生活必需品等の配送を実施します。

4. 道路の啓開・復旧

- 地域の建設事業者の協力を得て、応急工事に着手し道路の早期復旧に努めます。

◆市民の活動（自助）

- 支援が入るまでの間、相互融通により自活を行います。

◆地域の活動（共助）

- 道路状況等について、防災行政無線等を活用し市へ通報を行います。

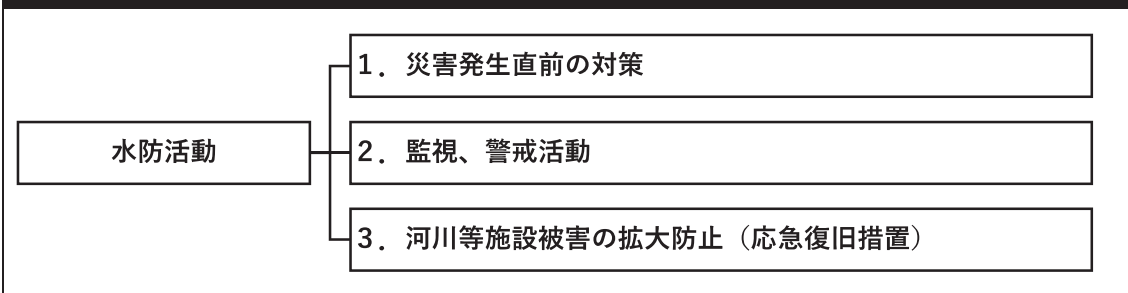
施策1 いのちを守る

3-1-12：水防活動

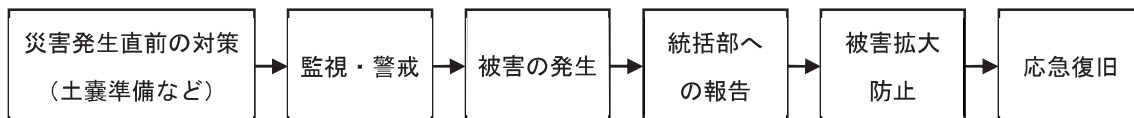
市：建設部，上下水道部，産業文化部

関係機関：松阪地区広域消防組合

- 災害発生直前の対策を行い、監視・警戒活動を行います。
- 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）を行います。



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 災害発生直前の対策

(1) 土のうの配布

- 本市では、台風や集中豪雨等の大雨に備えて応急対策用の「土のう」を用意し、万一の場合に備えます。
- 集中豪雨等の急な雨のときは、配布が困難な場合も想定されるため、迅速な浸水対策等の必要性のある地域等で「土のう」を事前に希望する場合は、雨季の到来前に配布要請により提供します。（土のうの回収・撤去は行っておりません。）

(2) 水門等の操作

- 洪水等に備え、管理する水門等の適切な操作を行うとともに、必要に応じ、警察署への通知や地域住民への周知等を行います。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策1 いのちを守る

2. 監視・警戒活動

- ☐ 河川・海岸等の水害の発生が予想される場合、直ちに河川・ため池・水門・樋門等の水防上重要な各種施設を巡視し、被災状況を把握します。
- ☐ 水防上危険な箇所を覚知したときは、直ちに当該施設の管理者に状況連絡するとともに、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努めます。
- ☐ これらの活動は水防活動員の安全確保を優先することを前提に行います。

3. 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

- ☐ 河川・ため池・水門等の水防施設の被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとします。
 - (1) 護岸の損壊等による浸水防止
 - ☐ 河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止します。また、ダムของ洪水調整等による流量調整を行います。
 - (2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置
 - ☐ 河川堤防の損壊・亀裂が入る等、被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じます。
 - (3) 河川施設の早期復旧
 - ☐ そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配する等、早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図ります。

◆市民の活動（自助）

- ☐ 異常現象時の関係機関への通報を行います。
- ☐ 身近なものでできる水防対策を行います。

◆地域の活動（共助）

- ☐ 水防団の出動、監視・警戒を行います。
- ☐ 異常現象時の関係機関への通報を行います。
- ☐ 浸水防止等の二次災害防止を行います。

施策1 いのちを守る

3-1-13：二次災害の防止

◆活動の取り組み主体

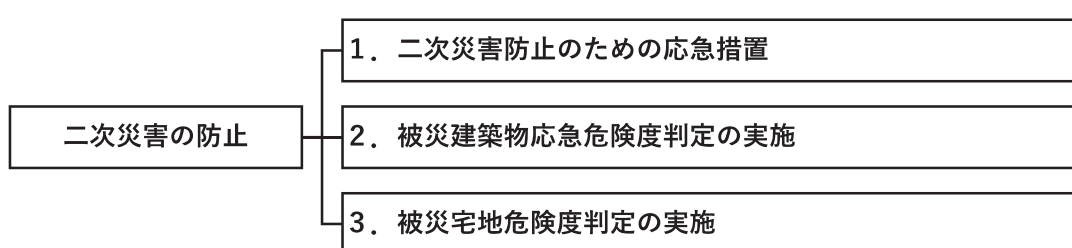
市：建設部，上下水道部，産業文化部

関係機関：松阪地区広域消防組合，松阪警察署

◆活動の基本方針

- 公共施設等の安全確保のため、速やかに調査・情報収集を実施し、必要な応急対策により二次災害を防止します。
- 二次災害を防止するための被災建築物応急危険度判定を実施します。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 二次災害防止のための応急措置

- 道路、河川、漁港、ため池、公園、水道、下水道、海岸等公共施設の他、一般家屋、宅地、擁壁等の被害状況について、通報があった場合、生命の危険等緊急を要すると認められるときは、速やかに現地へ出動し、通行止め、危険区域の設定、その他可能な応急活動を実施するものとします。
 - 二次災害のおそれがある場合は、パトロールによる監視や住民への周知その他必要な措置を行うものとします。
- (1) 土砂災害警戒区域等への立ち入り制限
- 急傾斜地の崩壊等により、住民の生活に危険が生じている場合、または生じるおそれがある場合は、立ち入り禁止も含めて適切な措置を講じます。
- (2) 冠水箇所等への通行禁止措置
- 道路冠水により、住民の生活に危険が生じている場合、または生じるおそれがある場合は、通行禁止措置を講じます。

2. 被災建築物応急危険度判定の実施

- (1) 実施体制の整備（協定に基づく（一社）三重県建築士会の応急対策活動への協力）
- ☐ 本市は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定した時は、対策本部に「被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置するとともに、その旨を県に連絡します。
 - ☐ 本市は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、県に対し、必要に応じて被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請します。
 - ☐ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、協力要請の自動発動により、支援協力を実施する。
- (2) 実施
- ☐ 被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じたうえで判定を実施します。
 - ☐ 被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果を建築物の所有者や使用者、又は使用者以外の第三者に危険性を知らせることにより注意を喚起します。

3. 被災宅地危険度判定の実施

- ☐ 本市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、対策本部に「被災宅地危険度判定実施本部」を設置するとともに、その旨を県に連絡します。
- ☐ 被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じます。
- ☐ 必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施します。
- ☐ 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、使用者（所有者・管理者）だけでなく、付近を通行する人や近隣住民にも注意を喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告します。

◆市民の活動（自助）

- ☐ 家屋や宅地、擁壁等の被害について通報を行います。
- ☐ 被災建築物応急危険度判定調査及び被災宅地危険度判定調査への協力を行います。

施策1 いのちを守る

3-1-14：特定災害対策

◆活動の取り組み主体

市：防災対策課，秘書広報局，全ての部局

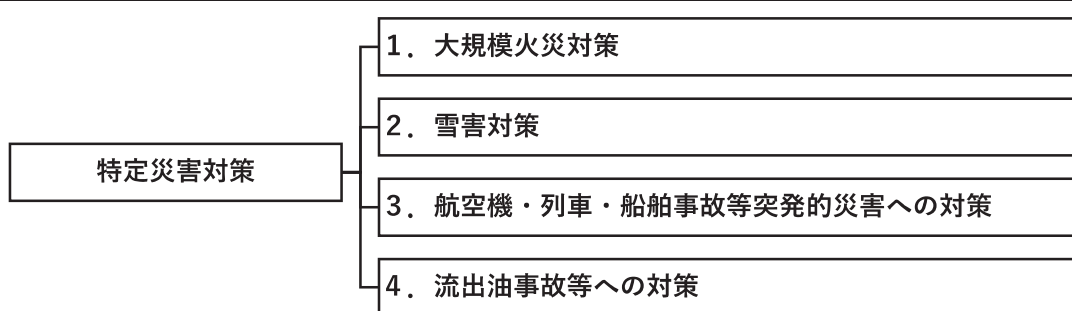
※本部設置中は統括部，全ての部・局と読み替える。

関係機関：松阪地区広域消防組合

◆活動の基本方針

- 大規模火災時に活動体制を確立し、必要な応急対策を行います。
- 航空機・列車・船舶事故等突発的災害に活動体制を確立し、必要な応急対策を行います。
- 流出油事故時に活動体制を確立し、必要な応急対策を行います。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 大規模火災対策

- 地震時火災の特徴である同時多発火災が発生した場合の消火活動は、延焼阻止を最優先とし、初期の一举鎮圧を主眼とした消防活動を展開し、木造建物火災を優先します。
- 火勢が消防力を超えた場合は、人命救助を最優先として住民の避難誘導、救急救助を行います。
 - (1) 消火活動の実施
 - 松阪地区広域消防組合消防本部及び消防団は、本市域の火災の全体状況を速やかに把握し、迅速、的確、重点的な部隊の配置を行います。
 - 警察との協力連携を行いながら消火活動を実施します。
 - ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
 - ② 住民の避難誘導を含む救急・救助活動
 - ③ 危険物施設に対する防御
 - ④ 避難場所に通じる避難路の火災に対する防御

(2) 消防相互応援協定等に基づく要請

- ☐ 他市町との相互応援協定に基づき、早期に応援要請を行います。
- ☐ 非常事態であると判断した場合は、緊急消防援助隊の派遣要請をします。

〔参考〕三重県内消防相互応援協定（平成19年3月1日締結）

〔参考〕緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

(3) 防災ヘリコプター等の活用

- ☐ ヘリコプターの緊急運航を必要とするときは、県へ要請を行うことによって、県の保有する防災ヘリコプター・ドクターヘリを活用します。
 - ① 救急活動
 - ② 救助活動
 - ③ 火災防御活動
 - ④ 災害応急対策活動

(4) 危険物等による災害対策

- ☐ 石油、高圧ガス、火薬類、劇物・毒物等を保有する事業所は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、消防署等に通報のうえ、当該事業所の定める計画により応急対策を実施します。
- ☐ 災害の規模、態様によっては、県、本市等が総合的な対策を実施します。

2. 雪害対策

- ☐ 道路管理者は、大雪の恐れのある時は融雪剤の散布を行います。
- ☐ 大雪による交通機関がマヒした時は、帰宅困難者の受入を行います。
- ☐ 雪かき作業時の転落防止の注意喚起を行います。

3. 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策

(1) 活動体制の確立

- ☐ 本市は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図ります。
- ☐ 消火、救助活動を行うための資機材の調達に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとります。
- ☐ 市長が必要と認めた場合は、対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに県へ報告します。
- ☐ 必要に応じて、現地災害対策本部を設置します。

（2）応急対策活動

- 本市は必要に応じて次の応急対策活動を実施します。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施します。

- ① 被害情報の収集
- ② 消防応急活動及び救助活動
- ③ 医療・救護活動
- ④ 被災者及び地域住民の避難対策活動
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

4. 流出油事故等への対策

- 本市は必要に応じて次の応急対策活動を実施します。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施します。

- ① 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- ② 災害情報の収集及び伝達
- ③ 住民に対する広報
- ④ 避難の勧告、指示及び誘導
- ⑤ 防災資機材の調達搬入
- ⑥ 他市町に対する応援要請
- ⑦ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ⑧ その他の災害の規模に応じた措置

◆市民の活動（自助）

- 大規模火災時は、119番通報をし、素早い判断で避難を行います。
- 初期段階における消火活動を行い、消防機関に協力します。

◆地域の活動（共助）

- 大規模火災時は、消防団と自主防災組織等が連携して消火活動を行います。
- 延焼のおそれがあるときは、近隣住民の避難誘導を行います。

◆企業・事業所の活動（自助・共助）

- 初期段階における消火活動を行い、消防機関に協力します。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-1：安否情報の提供

◆活動の取り組み主体

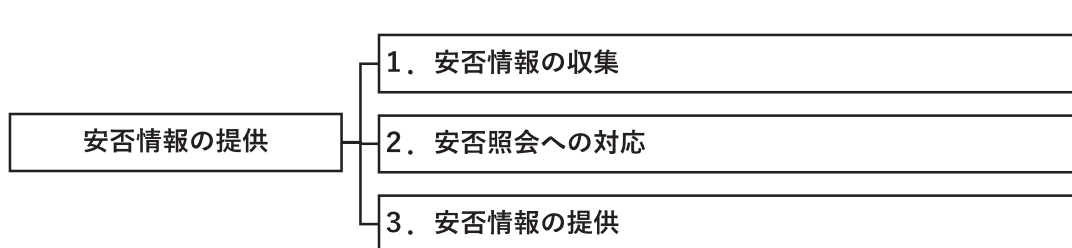
市：環境生活部

関係機関：三重県

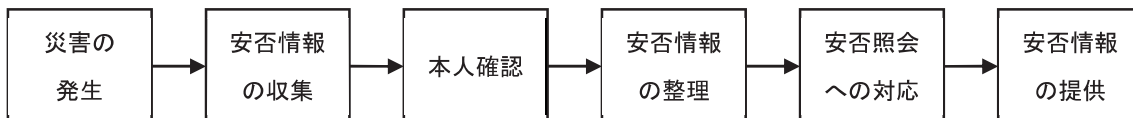
◆活動の基本方針

- 安否情報の照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づき、照会者への安否情報の提供を行います。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

- 本市及び県は、必要と認める範囲で関係地方公共団体及び防災関係機関と安否情報の収集について連携を図るものとします。
- 本市及び県は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができます。

(2) 県の役割

- 災害の発生により、本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は本市に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努めます。

2. 安否照会への対応

（1）照会を行う者

- 照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類します。
 - ① 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。）
 - ② 被災者の親族又は勤務先、学校関係者その他の関係者
 - ③ 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

（2）照会の手順

- 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行います。
 - ① 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - ② 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別等個人を特定できる事項
 - ③ 照会をする理由
- 照会者は必要な事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、マイナンバーカード等、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出するものとします。
- 照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、本市が適当と認める方法により本人確認を行います。

3. 安否情報の提供

- 本市は、照会者の分類により、以下の情報を提供します。
- 当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しません。
- 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めます。
 - ① 「2. 安否照会への対応（1）①」の者
被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
 - ② 「2. 安否照会への対応（1）②」の者
被災者の負傷又は疾病の状況
 - ③ 「2. 安否照会への対応（1）③」第3項の3の者
被災者について保有している安否情報の有無

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

- ④ ①～③の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- ⑤ ①～③の区分にかかわらず、市及び県が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策2
いのちをつなぐ

施策2 いのちをつなぐ

3-2-2：災害救助法の適用要請

◆活動の取り組み主体

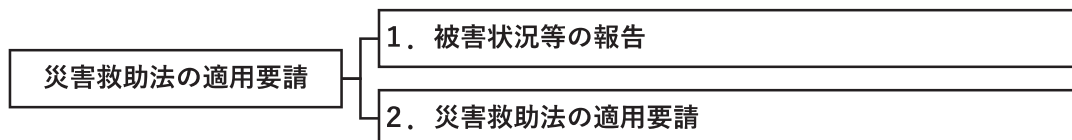
市：統括部

関係機関：三重県

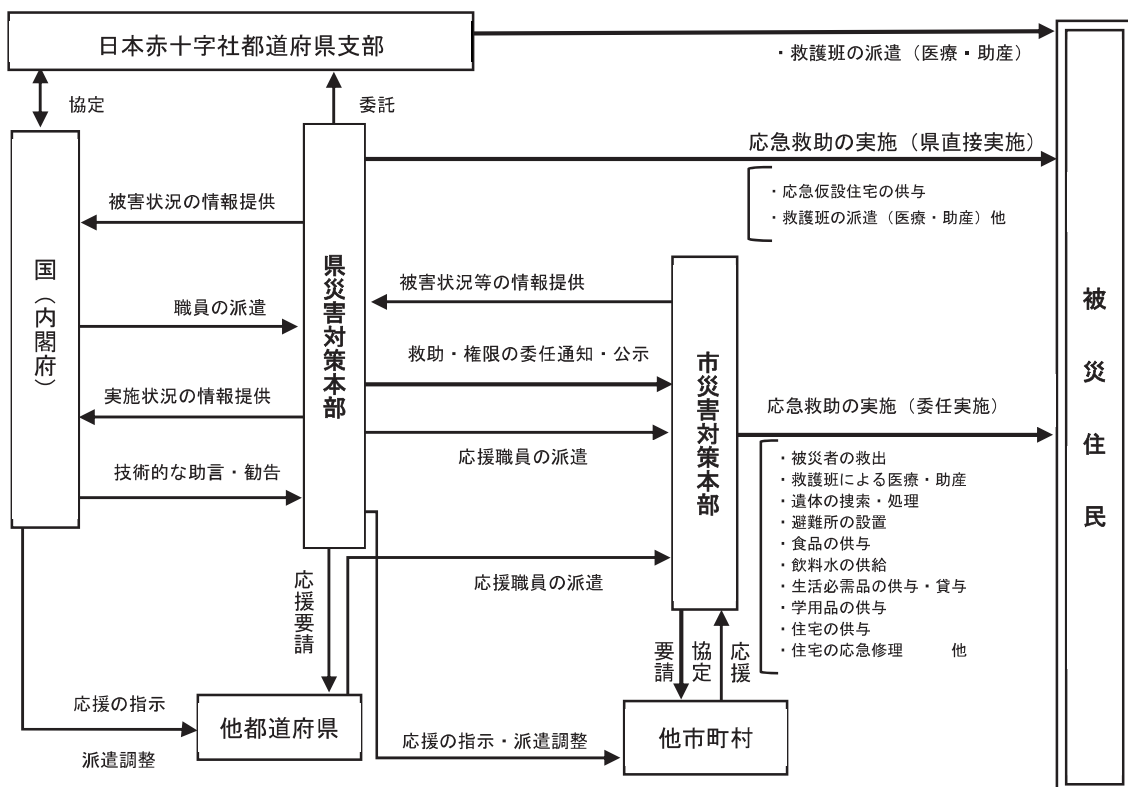
◆活動の基本方針

- 被害の規模が大きいと認められるときは適用基準に関わらず、知事へ災害救助法の適用要請を行います。
- 速やかに災害救助法の適用を受けるため、災害救助法適用基準の2分の1の被害に達した時点で知事へその旨の報告を行います。

◆活動の項目



◆対応フロー



テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する「災害の発生後にすべきこと」
施策2 いのちをつなぐ

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

▶ 基本的な考え方

災害救助法の適用を受けると、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の早期安定を図るための対策実施に伴う財政的・制度的根拠が担保されるため、積極的な支援を行うことができます。

▶ 具体的な取り組み

1. 被害状況等の報告

- 被害が大きい場合には災害救助法の適用を意識して概括的情報の早期把握に努めます。
- 災害救助法適用基準の2分の1の被害に達した時点で県に対してその旨の報告を行います。

〔参考〕災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本市域に原則として同一原因による災害があり、被害が災害救助法に定める規模に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用されます。救助は知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助します。必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができます。

本市における適用基準は、次のとおりです。

- ① 住家が全壊（焼）、流失等によって滅失した世帯（被害世帯数）が100世帯以上に達したとき
※住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とする（以下同じ）。
- ② 被害世帯数が①の基準に達しない場合でも、県の区域被害世帯数が1,500世帯以上で、しかも本市の区域内の被害世帯数が50世帯以上に達したとき
- ③ 被害世帯数が①又は②の基準に達しない場合でも、県下の被害世帯数が7,000世帯以上で、本市の区域内の被害世帯数が多数あるとき
- ④ 災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

2. 災害救助法の適用要請

- 市長は、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請します。
- 市長は、本市における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告します。
- 救助が緊急を要し、県の救助を待つ暇がないと認められるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告します。

〔参考〕救助の程度、方法、機関等

救助の程度、方法、機関等は、災害救助法に基づく三重県災害救助法施行細則に定めるとおりです。（資料2「災害救助基準」参照）

〔参考〕経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりです。

ア 県の支弁

救助に要する費用は県が支弁します。

イ 国庫負担

アの費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付されます。

ウ 市負担

災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は本市が負担します。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

施策2 いのちをつなぐ

3-2-3：避難所の開設及び運営対策

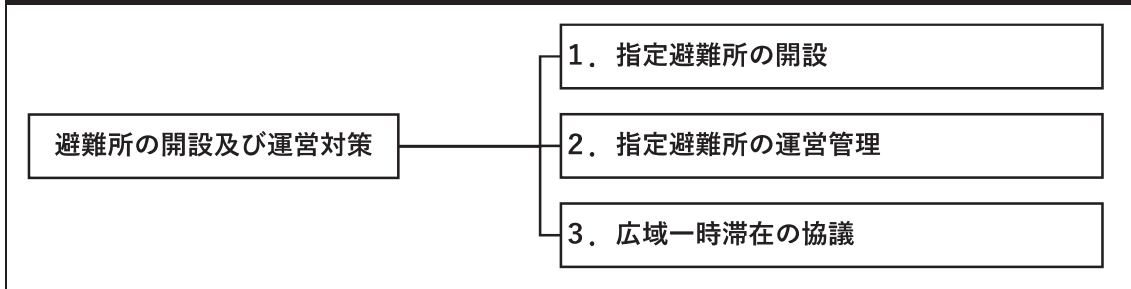
◆活動の取り組み主体

市：教育部

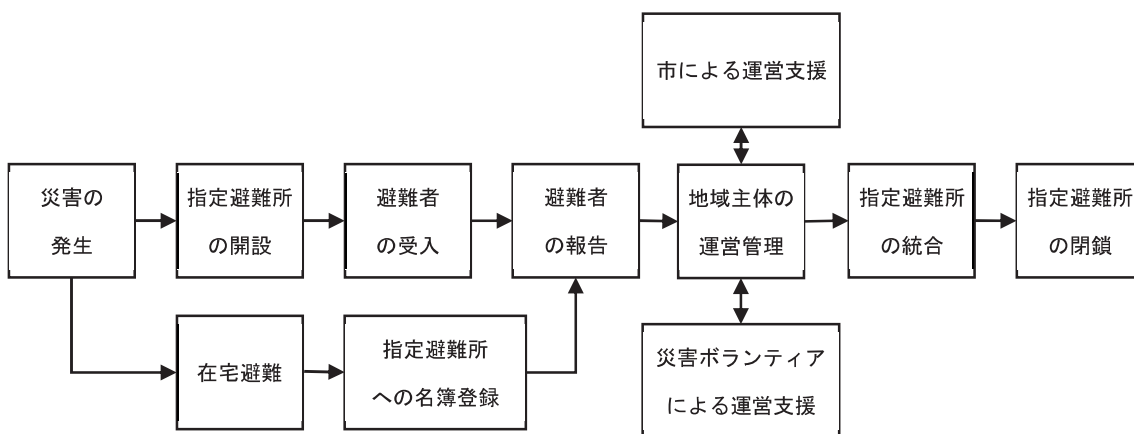
◆活動の基本方針

- 被災者の状況を考慮し、迅速な指定避難所の開設を行います。
- 指定避難所の運営は地域が主体となっており、本市は施設管理者とともに避難者主体の運営を支援します。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 指定避難所の開設

- 本部長は、避難指示による避難者及び住家が被害を受け居住場所を失った者に対し、必要と認める場合、避難施設のうちから避難者の心身の状態、居所と避難経路等の避難者の状況を優先的に考慮するとともに、体制等を勘案して、指定避難所の開設を行います。
- 不足する場合は、施設の所有者又は管理者の協力を得て、他の施設を指定避難所として開設します。

- 教育部長（教育長）は、本部長の指示を受け、あらかじめ定められている指定避難所の開設、避難者の受入れ等の避難者支援活動を指揮します。
- 避難対象者は、災害によって現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で、避難を必要とする者としてします。
- 指定避難所開設の時期は、次のとおりとします。
 - ① 災害発生により、被災者の避難を必要と認めるとき
 - ② 災害発生のおそれがあり、高齢者等避難を発令するとき
 - ③ 緊急を要する自主的な避難があったとき
 - ④ その他必要と認めるとき
- 職員数にも限りがあり、効率的な避難所開設を行うために指定避難所を「第1次避難所」、「第2次避難所」、「第3次避難所」に分類します。
- 災害時には「第1次避難所」から職員等が優先的に開設します。その後、更に避難者数の増大や被害の状況等から判断し、順次「第2次避難所」、「第3次避難所」を開設します。

第1次避難所：主に小学校（校舎・体育館）、地区市民センター等

第2次避難所：主に中学校（体育館・武道館）、体育館機能等を持つ公共施設、福祉避難所等

第3次避難所：主に高等学校体育館、保育所等（福祉避難所）

- 教育部は、本部長の指示により指定避難所を開設した場合には、その旨を本部長に報告し、本部長（対策本部事務局）は、直ちにその開設の状況を知事に報告します。
- 管内支部長は、指定避難所の開設、避難者の受け入れ等の避難者支援活動を指揮します。
- 感染症の流行期においては避難者の分散のため、ホテル・旅館等の活用を含め可能な限り多くの避難所の開設に努め、また、収容人数が上限に達した場合は、その旨を市民等に周知します。

2. 指定避難所の運営管理

- 指定避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めます。
- 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとします。
- 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めます。
- 男女のニーズなど多様な視点等に配慮するものとします。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

- 指定避難所の運営管理については、特に初動期は市職員を配置するよう努めます。
- 学校施設においては、児童及び生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本としますが、災害初期において教員は可能な範囲で指定避難所の運営に協力することとします。
- 指定避難所での生活が長期化すると予想される場合、施設管理者、職員、自主防災組織等で避難所運営組織の立ち上げを行うとともに、関係対策部が相談の上、避難所の安全性や感染症予防等衛生状態の管理に努めます。
- 運営組織の運営は避難者自身の自主運営を原則とします。
- 指定避難所では避難者及び避難所外避難者に対し食糧その他緊急物資等を配給します。その配給においては統制を保ち、公正・公平に行うものとします。
- 指定避難所には常に避難者及び避難所外避難者の名簿を備え付け、入退所者に関する事項を記録しておくものとします。
- 住民自治協議会、医療、福祉関係団体等との連携によって避難所外避難者の把握に努めます。
- 指定避難所への情報提供は、防災行政無線等により行います。
- 指定避難所担当の要員と本庁との連絡は、防災行政無線等により行います。
- 指定避難所担当の要員に不足が生じた場合は、本部長は必要に応じ要員を配置するものとします。
- 災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、指定避難所の集約及び解消に努めます。
- 避難者及び避難所外避難者に対する災害情報の提供を適宜行います。
- 避難が長期に及ぶときは、避難者及び避難所外避難者の健康の保持、生活環境の改善を図るため、避難所の集約を図りながら、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とし、避難者及び避難所外避難者の早期生活復旧を図ります。

3. 広域一時滞在の協議

（1）本市が受入の要請を受けた場合

- 正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるための避難所を決定し、被災者を受け入れます。

（2）本市が受入の要請を行う場合

- 本市が受入を要請するときは、県に対し具体的な被災状況や受入を希望する被災住民の数等を示し、協議することを求めます。

◆市民の活動（自助）

- ☐ 地域が行う避難所運営への協力を行います
- ☐ 指定避難所以外で生活する避難者は、その名簿を指定避難所へ提出します。

◆地域の活動（共助）

- ☐ 避難所運営を主体的に行います。
- ☐ 指定避難所において避難所外避難者の名簿を管理し、市へ報告します。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-4：災害時要配慮者への支援

◆活動の取り組み主体

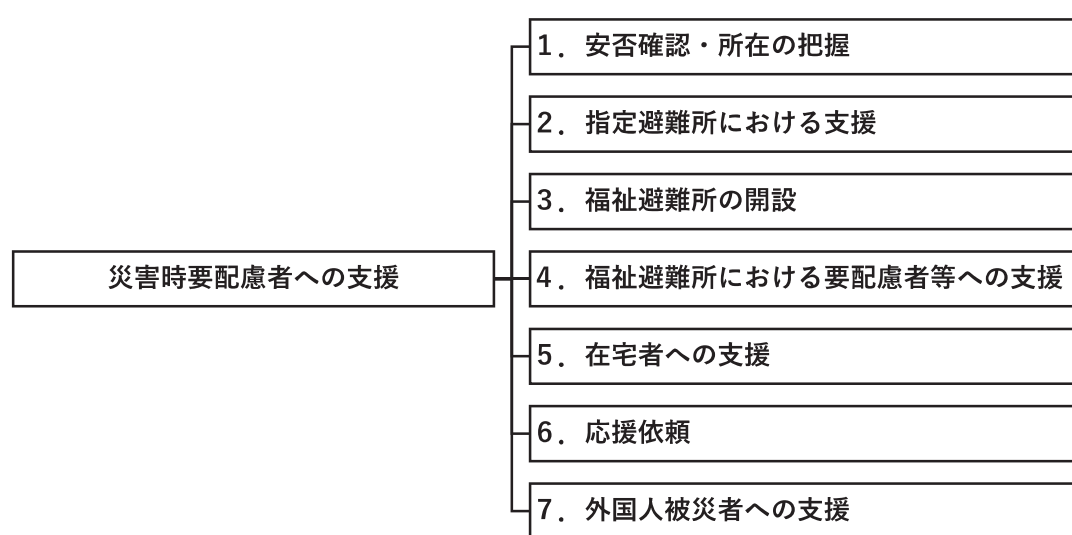
市：健康福祉部，環境生活部

関係機関：社会福祉協議会

◆活動の基本方針

- 指定避難所における要配慮者等への支援を行います。
- 指定避難所での生活が困難な要配慮者のため、福祉避難所の開設をします。
- 在宅者、外国人被災者へ支援を行います。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 安否確認・所在の把握

- 避難行動要支援者名簿の提供を行う等、住民自治協議会、自治会、自主防災組織等地域が行う安否確認や所在の把握を支援します。

2. 指定避難所における支援

- 指定避難所へ移動した要配慮者に対しては、負傷の有無や体調の状況等を総合的に判断し、適切な配慮や福祉サービスの提供により避難所生活が送れるよう努めます。
- 指定避難所での生活において、高齢者や障がい者等のための福祉避難スペースの確保及び女性の更衣や授乳等のためのスペースについて配慮します。
- 災害発生後の限られた移送手段や限定的な福祉避難所確保数の中で、より優先度の高い要配慮者等を適切な福祉避難所へ誘導するため、指定避難所等においてスクリーニングを実施する必要性があることに留意します。

3. 福祉避難所の開設

- 健康福祉部は、社会福祉施設等の被災状況の把握に努め、県へ報告します。
- 本部長は、高齢者、障がい者等要配慮者の生活環境を考慮し、要配慮者に対応した本市の児童福祉施設（そだちの丘）を必要に応じ福祉避難所として開設をします。また、本部長が必要であると判断した場合、「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」を締結する介護事業所や障害者支援施設に対し、福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れを要請します。
- 福祉避難所として開設する施設の人的支援ニーズ等の把握を行い、県へ介護職員等の派遣要請を行います。
- 松阪市介護サービス事業者等連絡協議会との基本協定に基づき、人材派遣等に関する協力を要請します。
- 感染症等により、あらかじめ指定していた福祉避難所への避難が困難な場合があるため、他の公共施設や宿泊施設等にも協力を要請し、より多くの施設での受け入れを検討します。

4. 福祉避難所における要配慮者等への支援

- 本部長は、福祉事業者や保健師等と連携を図り、福祉避難所に避難している避難者名簿を作成し、避難者のニーズを把握するとともに要配慮者に対してそれぞれの配慮事項に応じた対応を図るため、手話通訳者、要約筆記者等人材の確保や物資・食料の配給、福祉用具等の確保・支援に努めます。
- 障がいの特徴や支援方法等の情報をまとめたサポートブック等での情報共有を図り、必要な情報の提供、支援を行います。
- 本部長は、福祉用具等物資の供給等協力に関する協定に基づき、避難所等で不足する車椅子や歩行器等の福祉用具等について、一般社団法人日本福祉用具供給協会へ協力を要請します。

5. 在宅者への支援

- 在宅での生活が可能と判断された要配慮者については、その生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等を適宜提供します。

6. 応援依頼

- 本部長は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、必要に応じ、県、隣接市町、ボランティア等へ応援を要請します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
施策2 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

7. 外国人被災者への支援

- 県が公益財団法人三重県国際交流財団と連携して設置する「みえ災害時多言語支援センター」に対し多言語支援を要請します。
- 本部長は、関係機関と連携し、通訳等の外国人支援に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの設置や活動環境の整備を図ります。

◆市民の活動（自助）

- 家族等の支援者は福祉避難所へ要配慮者を移送します。
- 生命維持装置を使用している要配慮者やその家族等支援者はバッテリー稼働時間を把握します。

◆地域の活動（共助）

- 住民自治協議会、自治会、自主防災組織等地域の支援組織は、災害発生後、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否情報、所在の確認を行います。
- 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、災害発生直後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保します。また、入所者、利用者及び職員の安否の確認・所在の把握を行います。加えて、通常時の利用者以外の受入も想定し、要配慮者の支援を行います。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-5：交通の確保対策

◆活動の取り組み主体

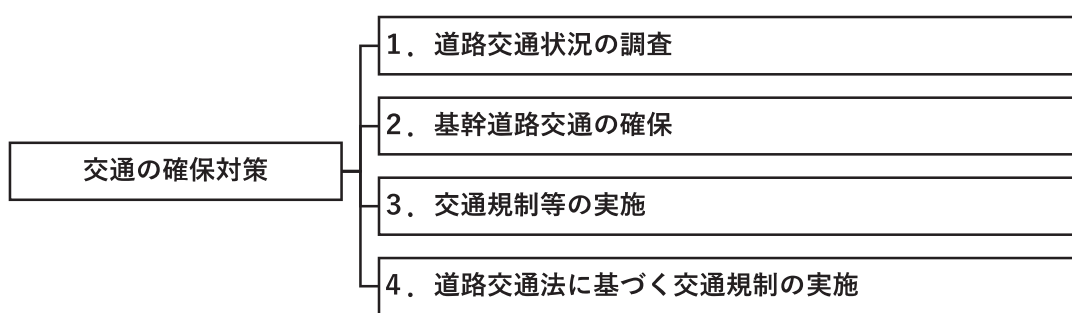
市：統括部，総務部，建設部

関係機関：中部地方整備局、三重県、松阪警察署

◆活動の基本方針

- 道路法、災害対策基本法に基づく道路規制を行い、障害物の除去、道路啓開のための資機材調達、要請等を行います。

◆活動の項目

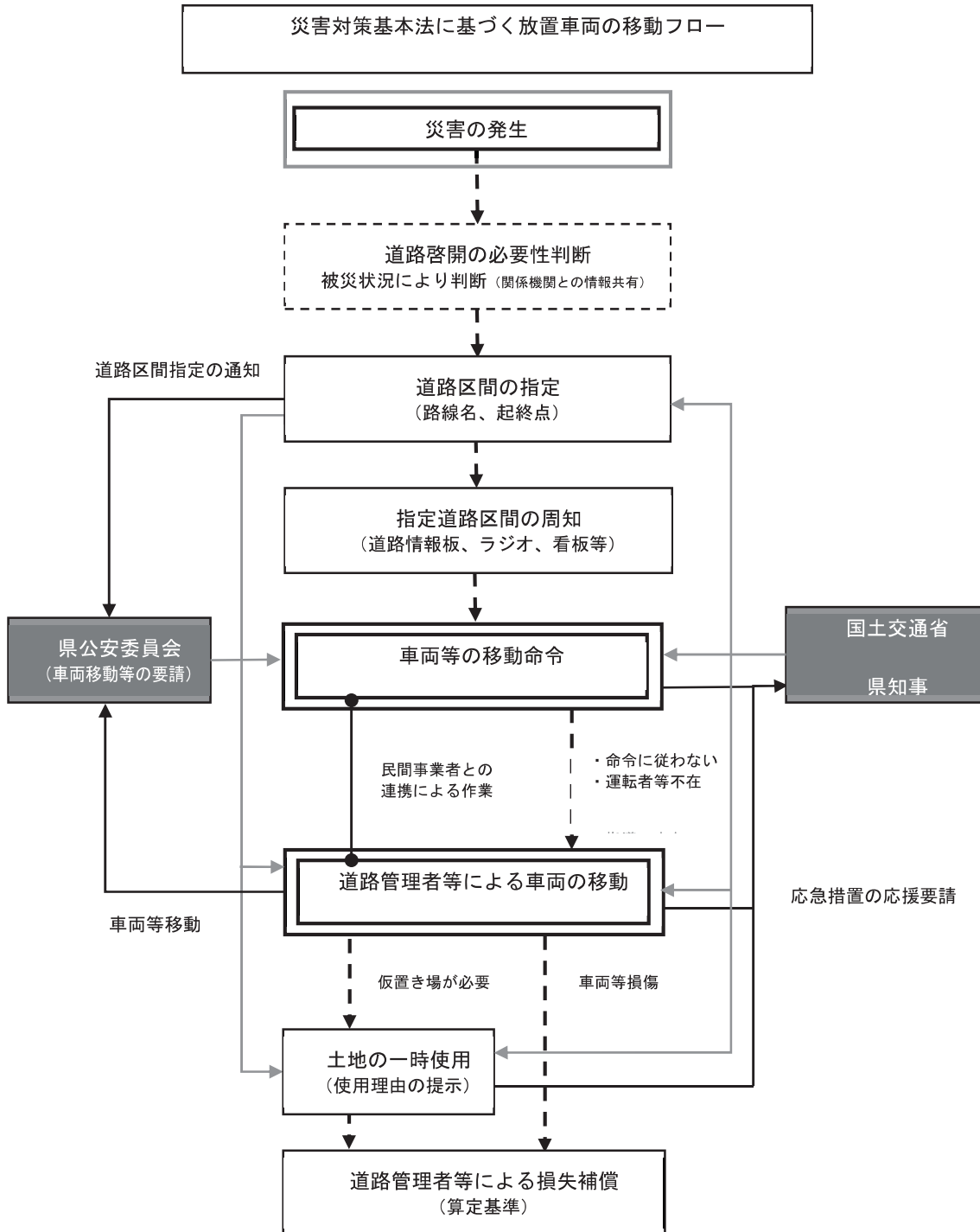


《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 道路交通状況の調査

- ☐ 災害の発生により、直ちに道路パトロールを行い、道路状況を調査します。
- ☐ 道路交通状況の調査について、必要がある場合は県の応援を得て、上空からヘリコプターにより調査を行います。

2. 基幹道路交通の確保

- 道路交通の確保は全ての防災活動の根幹をなすものであるため、建設業協会及び防災協力事業者の協力を得て速やかに次の事項を実施します。なお、道路啓開にあたっては緊急輸送道路及びくしの歯ルートの確保を優先して行います。また、本市としてはそれらに加え、防災関係機関の活動拠点や物資拠点、災害拠点病院等に至る道路の確保を優先的に行います。

- ① 災害の発生により路上に現出する各種障害物の除去
- ② 災害の発生により破壊された基幹道路の応急復旧
- ③ タンク車等危険物の安全な場所への移動

3. 交通規制等の実施

- 道路管理者は道路の破損・欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行います。

区分	実施責任者		範囲
道路管理者	国土交通大臣	指定区間内の国道	(道路法第46条) ① 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
	知事	指定区間を除く国道・県道	
	市長	市道	
	中日本高速道路(株)	同社の管理道路	
公安委員会・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官		(災害対策基本法第76条) ① 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) ① 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ② 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事		(港湾法第12条第1項第4号の2) ① 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規制

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】

ビジョン編
行動計画編
第1章
第2章
テーマ1 災害前
テーマ2 災害前
テーマ3 発災後
テーマ4 復興
第3章
第4章
第5章

海上保安機関	港長 海上保安官	(港則法第37条) ① 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき ② 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和のため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) ① 海上における犯罪がまきに行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ急を要するとき

4. 道路交通法に基づく交通規制の実施

- 災害活動が、復旧・復興活動へと向かう段階で、災害応急対策を主眼とし災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り換えることとします。

(1) 規制期間

- 道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後4、5日から1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定目途がついたときから、復旧・復興活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、交通管理者は、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行います。

(2) 規制ルートの設定

- 交通管理者は、規制ルートの設定について、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を図ります。

(3) 規制内容

- 交通管理者は、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行います。

ア 車種制限及び台数制限

- 交通管理者は、復旧・復興に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定します。

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】
施策2 いのちをつなぐ

イ 一般車両の通行制限

- 交通管理者は、復旧・復興活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し事前にその趣旨、内容等について広報を徹底します。

ウ 規制内容の見直し

- 交通管理者は、復旧・復興段階において、道路及び橋りょう等の復旧状況を随時把握し、道路管理者等と適宜連携して、規制時間、規制区間、規制車種等について逐次見直しを図ります。

エ 交通機関の行う交通の確保

- 東海旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社においては、運休箇所が発生した場合、三重交通株式会社のバス等と連絡をとり、代行バスが運転を行う等により交通の確保を図ります。

◆市民の活動（自助）

- 走行中の車両は、道路の左側に停車し、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取しその情報及び周囲の状況に応じて行動します。
- 原則として避難のために車両の使用を控えます。
- やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側等通行に支障のない場所に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うための通行確保の措置を行います。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-6：輸送対策

◆活動の取り組み主体

市：統括部，総務部，建設部

関係機関：松阪警察署

◆活動の基本方針

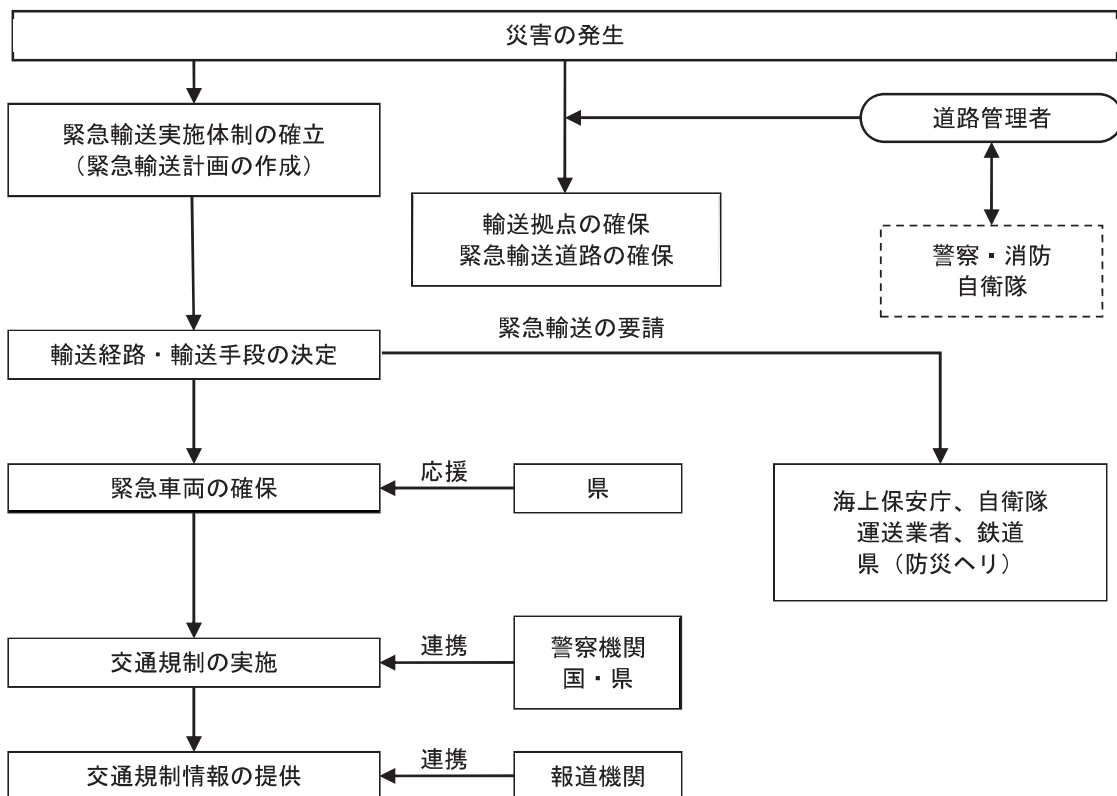
- 被災者を避難させるための輸送、救助の実施に必要な人員及び車両等の確保に努めます。
- 災害の状況をふまえ、運送業者や鉄道等多様な手段で災害輸送を行います。

◆活動の項目

輸送対策

1. 災害輸送の実施

◆対応フロー



具体的な取り組み

1. 災害輸送の実施

- 災害輸送は、災害の状況、輸送路の状況、移送人員数、輸送物資等を検討し、次の方法のうち最も適切な方法をもって行います。また、燃料を確保できるように、あらかじめ調達方法を定めます。
 - (1) 自動車による輸送
 - 車両等の確保の順位は次のとおりとします。
 - ① 本市所有車両等
 - ② 応急対策実施機関所有の車両等
 - ③ 営業者所有の車両等
 - (2) 輸送手段の確保
 - 原則として財務課及び各課等の保有する自動車によるものとするが、不足する場合は、待機中の他の部等の保有車両を使用します。
 - 不足するときは、各班において、運送会社等に要請し、調達します。その際、緊急車両の認定を併せて行います。
 - 総務部は、応急対策の各々の時期に応じた配車調整を行います。
 - 鉄道等の利用については、必要に応じ、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社に協力を要請します。
 - 船舶による輸送の場合は、津松阪港港湾機能継続計画（津松阪港 BCP）に基づき、活動の拠点となる津松阪港の活用を図ります。
 - 航空機による輸送を必要とする場合は、主としてヘリコプターを活用することが予想されるため、利用するヘリポートに離着陸用の標識となる目印をあらかじめ施します。
 - 船舶、航空機等のいずれかを利用することについても、県及び関係機関への応援要請を行います。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-7：障害物の除去

◆活動の取り組み主体

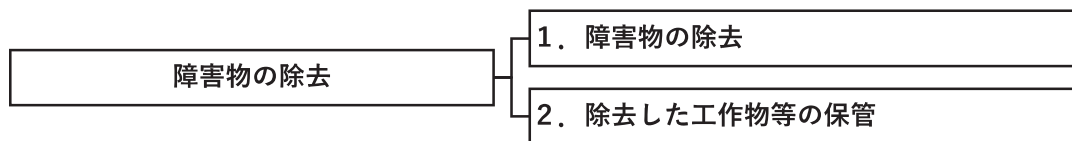
市：建設部，環境生活部

関係機関：松阪地区広域消防組合，松阪警察署，自衛隊

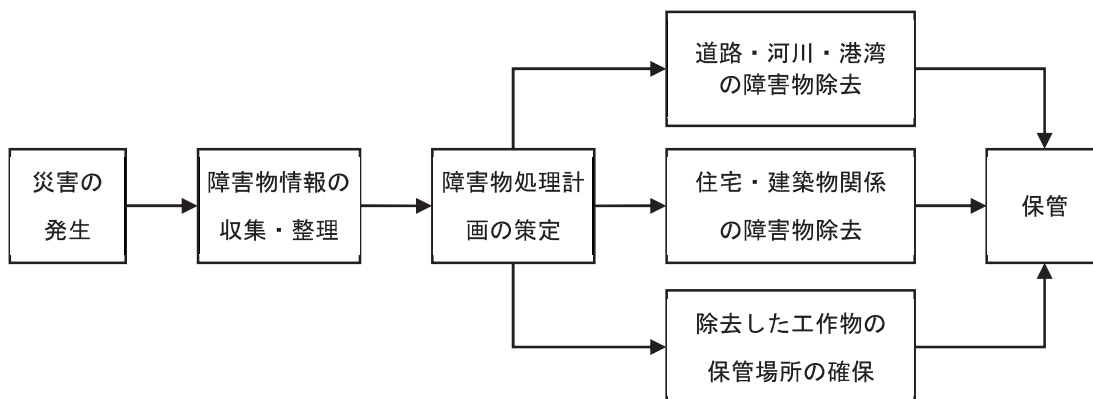
◆活動の基本方針

- 障害物を除去し、除去した工作物の保管・工作物等の保管、廃棄を行います。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 障害物の除去

- 被災状況を把握し、道路・河川・住宅等を閉塞した障害物の除去を行います。

（1）障害物の除去対象

- ① 市民の生命・財産等を保護するために必要な除去
- ② 河川の氾濫、護岸決壊の防止等水防活動で必要な除去
- ③ 緊急措置を実施するために必要な除去
- ④ その他公共的立場から除去を必要とする場合

（2）除去方法

- 建設業協会及び防災協力事業者の協力を得て実施します。また必要に応じて、自衛隊の派遣要請をします。

2. 除去した工作物の保管

□ 工作物等の保管等の場所については、おおむね次のとおりとします。

（1）保管する場所

- 除去した工作物等は、市長又は警察署長において次のような場所に保管し、その旨の公示をします。
 - ① 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
 - ② 道路交通の障害とならない場所
 - ③ 盗難等の危険のない場所
 - ④ その他、その工作物等に対応する適当な場所

（2）廃棄の場所

- 廃棄するものについては、障害物除去の実施者の所有に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所とします。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-8：給水対策

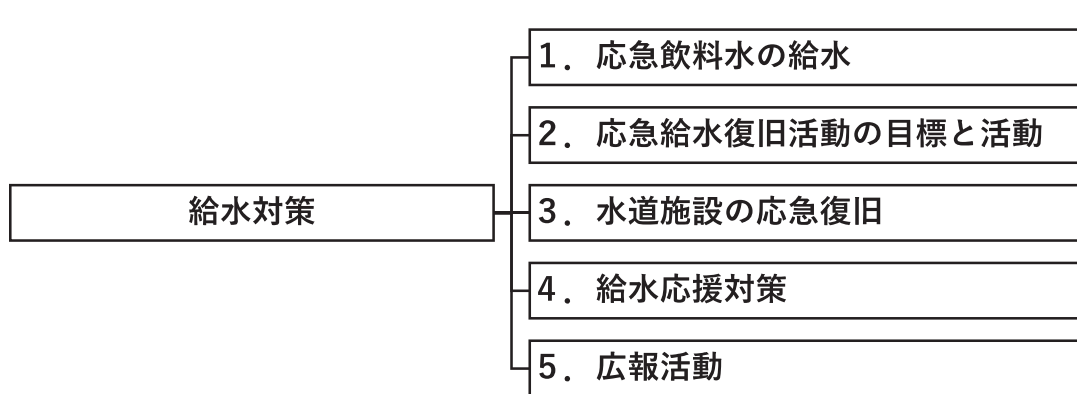
◆活動の取り組み主体

市：上下水道部

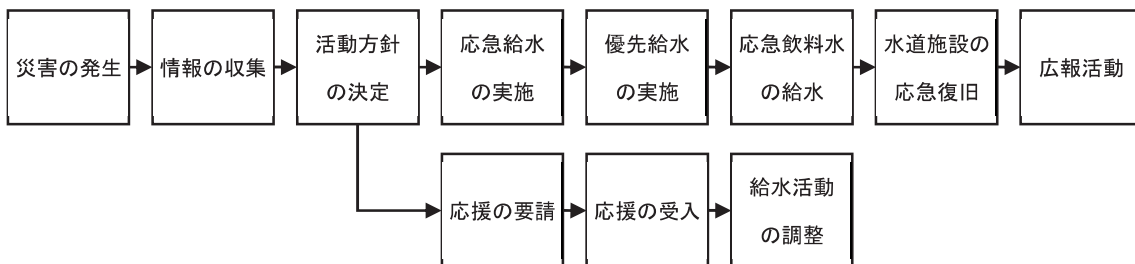
◆活動の基本方針

- 水道の断減水時に医療施設や避難所等に飲料水、医療用水等の運搬供給を行います。
- 避難所や公園等に仮設給水栓を設置する等により拠点給水を行います。
- 応急給水と並行して上水道施設の復旧作業に着手します。

◆活動の項目



◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 応急飲料水の給水

（1）応急給水方針の決定

- 応急給水は災害による水道の断減水時に飲料水、医療用水、生活用水を供給し、市民生活の維持ができるよう応急的な対策として実施します。
- 飲料水については、災害の初期段階より公平に多数の被災者に供給できるよう努めます。
- 医療用水については、災害の発生直後より多量の医療用水を病院等に供給できるよう輸送方法、給水地点での加圧送水による医療用水の送水に努めます。

- その他養護施設、社会福祉施設等の要配慮者等を収容する施設に対しても必要な応急給水ができるよう努めます。

（2）水の確保

- 応急給水の水源は、水源地、浄水場、配水池等の水道施設を主体とし、滅菌して供給するものとします。

ア 応急時給水拠点施設

施設名称	所在地	貯水能力（m ³ ）
第一水源地	豊原町 1455	3,184
第二水源地（※）	清水町 600	1,700
天王山配水池	山下町 236-1	9,600
射和第一配水池	阿波曾町 104-2	5,000
射和第二配水池	阿波曾町 68-1	1,000
中部台配水池	立野町 1292	4,000
第一調整池	南虹が丘町 29	3,500
南虹が丘配水池	南虹が丘町 29	1,200
久保山配水池	久保町 1846-5	2,980
六呂木配水池	六呂木町 912	1,225
山見配水池	小阿坂町 5229	800
天花寺配水池	嬉野天花寺町 647-69	2,500
三雲配水場	上ノ庄町 1791	1,000
三雲北部配水場	甚目町 58	1,200
中央配水池	飯南町粥見 2689-3	334
川原木造浄水場（※）	嬉野川原木造町 159	1,250
新久保山ポンプ場（※）	久保町 1843-198	1,100

（※）ポリ容器及び給水袋用の専用施設

イ 給水取出口があるが、ポリ容器及び給水袋用の専用施設

施設名称	所在地	貯水能力（m ³ ）
川原木造浄水場	嬉野川原木造町 159	1,250
新久保山ポンプ場	久保町 1843-198	1,100
阪内低区配水池	阪内町 338-2	129.6
阪内中区配水池	阪内町 1297-2	72.0
阪内高区配水池	阪内町 1202-2	62.4
勢津低区配水池	勢津町 870-3	64.8
勢津高区配水池	勢津町 702-2	64.8
大石低区配水池	大石町 2982-2	57.0

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

大石高区配水池	大石町 3254-6	67.5
珍布峠配水池	飯高町赤桶 2056-4	458
田引浄水場（配水池）	飯高町田引 279-13	240.0

なお、上記施設の中には、緊急遮断弁設置施設も含まれるが、被災時の火災による消火作業に消火栓等が必要なため、緊急遮断弁の全閉はしない。（30%開栓）

給水タンク及び給水車の配備は次のとおりである。

配備施設	容量・規格等	台数	保管場所
本庁	2.0 m ³ 加圧給水車	1 台	第一水源地車庫
	1.5 m ³ 金属製タンク	3 基	
	1.0 m ³ 金属製タンク	1 基	本庁水道倉庫
	0.5 m ³ 樹脂製タンク	1 基	
北部上下水道事務所	1.0 m ³ 金属製タンク	2 基	川原木造浄水場
	1.0 m ³ 金属製タンク	3 基	三雲北部配水場
	0.5 m ³ 樹脂製タンク	1 基	
	0.5 m ³ 樹脂製タンク	1 基	嬉野地域振興局水道倉庫
西部水道浄化槽事務所	0.5 m ³ 樹脂製タンク	3 基	飯南地域振興局倉庫
	0.6 m ³ 樹脂製タンク	3 基	西部水道浄化槽事務所倉庫
	0.6 m ³ 樹脂製タンク	1 基	旧森診療所

上記以外に、松阪中消防署に 10 m³の加圧給水車 1 台を配備。

また、上記の金属製タンクと接続できる加圧給水用の車載バッテリー式ポンプ 1 台、発電機式ポンプ 1 台を保有。

（3）緊急用貯水槽による給水

- 小学校等に整備されている（整備済 3 基）飲料水兼用耐震性貯水槽により給水します。

※3 基 160 m³(160,000 ℓ)の貯水量であり、これは 1 人 1 日に必要な量を 3 ℓとして 3 日分給水するとすれば約 18,000 人分弱をまかなうことができる量である。

設置場所	容量 (m ³)	給水取出口
松ヶ崎小学校	100	3 箇所
東黒部小学校	30	1 箇所
西黒部小学校	30	1 箇所

（4）拠点給水

- 非常用給水栓の整備された水源地、配水池、ポンプ場を開放します。なお、停電等によるポンプの停止により水圧が確保できない場合は、エンジンポンプを設置し、給水を可能にします。

- 応急給水が必要と判断される避難所（小中学校等）や公園等に応急給水栓等を設置します。なお、断水及び濁水が確認された場合は、仮設水槽等を設置し応急給水を行います。
- 応急給水施設については、水質の安全を確認し、付近住民に広報を行います。
- 必要に応じて付近住民、災害ボランティア等に応急給水施設の管理等の協力を要請します。
- 被害の収束に伴い、仮設水槽や応急給水栓等の資機材を未復旧地域へ移動させ、復旧した管路の消火栓等を利用した応急給水を行い、目標応急給水量の確保及び飲料水の運搬距離の短縮化等を図ります。

仮設水槽及び応急給水栓保管状況

配備施設	資機材名	規格等	数量	保管場所
本庁	応急給水栓	4口タイプ（単独用）	4台	本庁水道倉庫
		4口タイプ（連結用）	2台	
	仮設水槽	1000Lタイプ（角型）	2セット	
		500Lタイプ（四角錐型）	4セット	
		350Lタイプ（四角錐型）	2セット	
西部水道 浄化槽 事務所	仮設水槽	500Lタイプ（四角錐型）	2セット	西部水道浄化槽 事務所 倉庫
		350Lタイプ（四角錐型）	1セット	

（5）運搬給水

- 被災地給水人口に応じ応急給水計画を立て、給水車、仮設水槽、ポリタンク、仮設共用給水栓等必要な機材のうち不足する機材については、県及び関係団体に支援を要請し、応急給水にあたります。
- 災害の規模等により市内だけでは間に合わない場合は他市町からの応援を要請します。
- 水源地、配水池、ポンプ場等を補給基地とし、給水タンク車、給水タンク（車載型）、ポリタンク等を使用した運搬給水を行います。
- 重要医療施設（災害医療活動拠点病院、人工透析治療病院等）、社会福祉施設（高齢者福祉施設、身体障がい者更生援護施設等）、避難所等への運搬給水を優先的に行い、順次、範囲を拡大していきます。

2. 応急給水復旧活動の目標と活動

（1）応急給水の目標

- 応急復旧期間は、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して、可能な限り4週間以内とすることを目標とします。

※応急復旧作業班は130班が必要である。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】
施策2 いのちをつなぐ

災害発生後24時間以内	・断水（止水）作業を中心に行う。 ・医療施設、避難所を中心に水を確保する。
災害発生後72時間以内	・上水道施設の復旧に着手する。
災害発生後1週間以内	・応急復旧の完了した水道施設から順に直接又は仮設給水栓を設置して、生活用水の供給を開始する。
災害発生から4週間後	・概ね被災前の給水量の確保が可能となるように努める。

（2）応急給水の原則等

- 災害の発生直後は、緊急医療施設や必要最低限の飲料水を確保するための体制を速やかに確立します。それ以降、以下の目標応急給水量を確保できるように努めます。

内容 時系列	期間	1人当たりの水量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第1次給水 (初動期)	災害発生から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併 せ水を得られなかった者 に対する応急拠点給水
第2次給水 (応急期) (復旧期)	4日目から 10日目まで 11日目から 20日目まで	3～20 20～100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とす る給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に 設置する仮設給水管から の給水
第3次給水 (復興期)	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水 量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

3. 水道施設の応急復旧

- 災害により水道施設が被害を受け、給水に支障を来すときは、浄配水施設及び配水本管の応急復旧に重点を置き、断水区域の解消に努めるとともに、これと並行して給水管の復旧作業を進めます。
- 一部浄水場が被害を受け、機能を喪失した場合の職員の配置計画については、あらかじめ定めます。

4. 給水応援対策

- 災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、本市の能力をもって給水の万全を期し難いときは、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき県内市町に応援要請を行いま

す。また、規模によっては「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害相互応援に関する協定」に基づき中部地方支部内の県支部間における応援要請や災害時相互応援協定締結市への応援要請を行い、応急給水、応急復旧等の応急活動を実施し、飲料水の確保・供給を図ります。

5. 広報活動

（1）広報活動の目的

- 災害時には、施設の被害状況等の必要な情報を速やかに提供することにより、市民の不安を軽減し、無用な混乱を未然に防止するとともに、応急対策の方針、進捗状況等を周知することにより、円滑な応急対策の実施を図ります。

（2）災害時の広報活動体制

- 災害時の広報活動については、指令室が各班からの情報を収集整理し、対策本部との調整に基づき、広報内容、広報の方法を決定し、指令室事務班を通じて行うことを原則とします。
- 市民からの問い合わせに対しては、確実に把握している個別情報（応急給水の実施場所等）であれば、問い合わせを受けた各班が情報を提供することができるものとします。

（3）広報活動の主な内容

- 水道の被害状況は防災行政無線、給水状況の広報は上下水道部所管のスピーカー付自動車をもって行います。さらに、本市広報車、防災情報メール、市ホームページ、SNS、報道提供、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じて行います。
 - ① 施設の被害状況、復旧の見込み
 - ② 断水地域、通水地域
 - ③ 応急給水の実施場所と方法
 - ④ 復旧作業の基本方針
 - ⑤ 水質についての注意事項
 - ⑥ 情報提供等の協力要請

◆市民の活動（自助）

- 給水の実施場所等の情報を収集します。
- 被災された方へ井戸水の提供を行います。

◆地域の活動（共助）

- 本市が行う運搬給水への協力を行います。
- 給水の実施場所等を周知します。
- あらかじめ指定している災害時協力井戸の周知をします。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-9：食糧の調達・供給対策

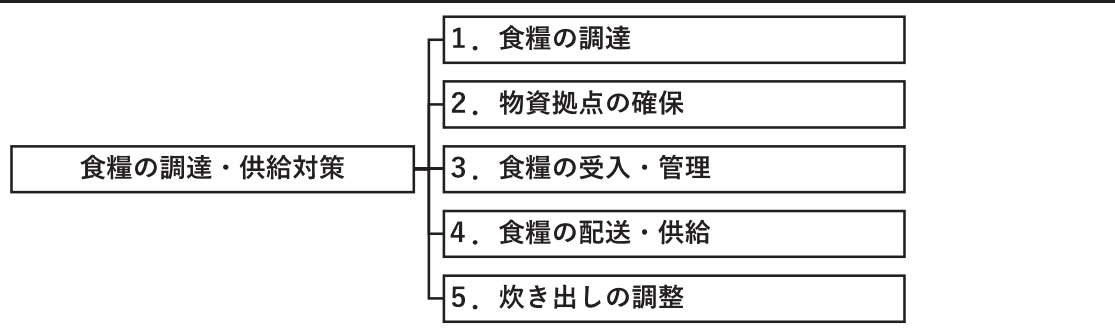
◆活動の取り組み主体

市：産業文化部，教育部

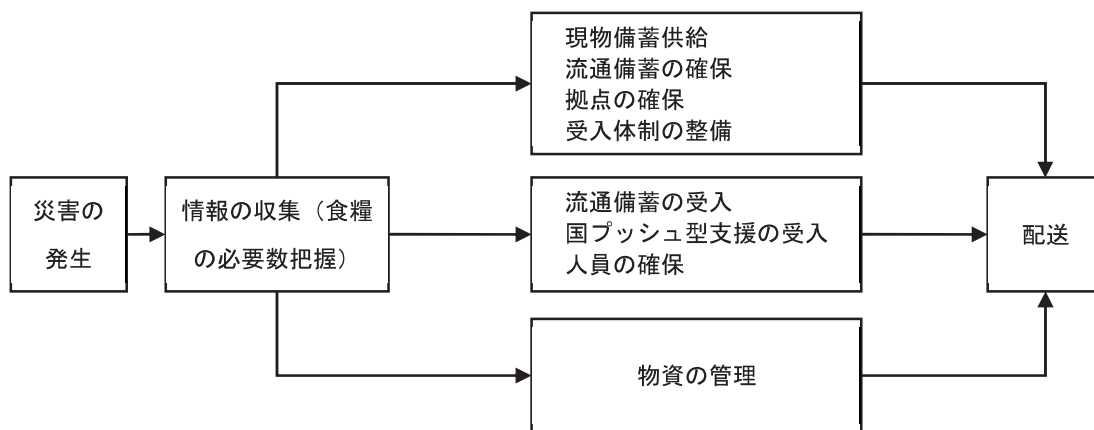
◆活動の基本方針

- 災害の発生後に現有の備蓄食糧の供給を速やかに行い、災害時支援協定等に基づき食糧の調達、供給を行います。
- 国、県、その他団体からの救援物資等については物資拠点にて受入れ、仕分けを行います。
- 避難やライフラインの状況等をふまえ、必要に応じて炊き出しを実施します。

◆活動の項目



◆対応フロー



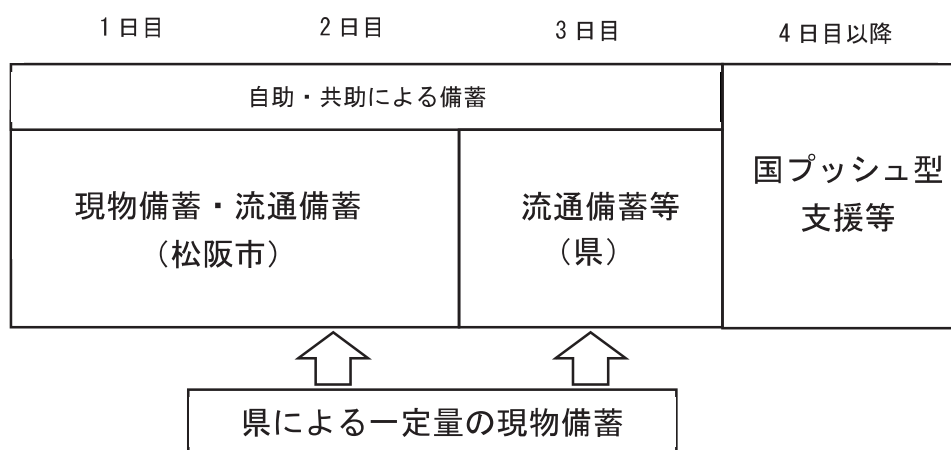
〔解説〕国プッシュ型支援

災害の発生当初は、被災地方自治体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されます。

このため、国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送しており、これをプッシュ型支援と呼んでいます。

中央防災会議幹事会が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下、「国具体計画」という。）」によると、災害発生4日後から7日後にかけて食糧や毛布等合計8品目について被災者に届けられることが想定されています。

〔参考〕県と市町の役割分担イメージ



▶ 基本的な考え方

- 被災者に対し食糧等を供給する上で、現物備蓄だけでは不足することが想定され、災害協定に基づく流通備蓄（調達）や国等からの支援を受けることによって被災者へ供給します。
- 東日本大震災や平成28年熊本地震では、荷さばき・在庫管理のノウハウを持たない行政職員が支援物資の集配送に対応したため、拠点となる集積所から避難所等への配送が滞りました。
- 物資の供給は災害協定やNPO、ボランティア等を含め、民間を活用した体制を構築する必要があります。

▶ 具体的な取り組み

1. 食糧の調達

（1）発災24時間以内の対応

- 災害発生後概ね24時間以内は現物備蓄を供給することで対応します。
- 食糧の必要数量についての情報収集を行います。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策2
いのちをつなぐ

（2）流通備蓄等による対応

- ☐ あらかじめ締結している災害時支援協定等に基づき、食糧を調達します。
- ☐ 協定先からの調達が困難な場合には、その他の卸売業者、小売業者、食料品製造業者からも食糧を調達します。
- ☐ 本市において食品の調達が困難な場合は、県及びその他の団体に要請します。
- ☐ 食糧の調達については、栄養士等の助言も得て実施するよう努めます。
- ☐ 食糧の調達が困難な場合には給食センター等を活用し、炊き出しの実施を検討します。

（3）政府所有米穀の要請

- ☐ 本市は、現物備蓄及び流通備蓄等で不足する場合、県に要請し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀を調達します。

2. 物資拠点の確保

- ☐ 調達食品は指定避難所へ直接配送することを原則としますが、これによりがたい場合は物資拠点（クラギ文化ホール及び嬉野ふるさと会館）に受入れ、数量把握、仕分けをした上で各避難所等に配送します。
- ☐ 物資拠点が使用できない場合、フォークリフトが使用可能等物流に適した民間の代替施設を借上します。

3. 食糧の受入・管理

（1）食糧受払の管理

- ☐ 食糧の管理又は供給については、食糧の種類、数量、供給先名等を確認の上、食糧受払簿等を作成して適切な管理を行います。
- ☐ 食糧の受入、仕分け、配送等の人員確保が困難な場合には総務部にて人員の調整を行います。また、協定先や物流事業者への要請やボランティアの活用も含め、物資拠点の効率的な運営ができるよう調整を図ります。

（2）管内支部との連携

- ☐ 管内支部と密接な連携を図り、相互に協力します。管内支部においては特に人員確保が困難であることに留意し、人的支援の調整を行います。

〔参考〕支援物資の受入量

国の具体計画に基づく国からのプッシュ支援で、本市においては発災4日後から7日後にかけて以下の数量が配分されることが想定されています。

また、三重県広域受援計画においては、配送は県の伊賀拠点より配送されることとなっています。

食糧	毛布	育児用調製粉乳	乳児・小児用おむつ	大人用おむつ	トイレ	トイレットペーパー	生理用品
(食)	(枚)	(g)	(枚)	(枚)	(回)	(巻)	(枚)
654,429	77,090	206,909	36,270	7,272	645,338	32,722	44,537

4. 食糧の配送・供給

- 食糧班は、食糧の供給が必要な避難所等へ現物備蓄から必要な数量の食糧を、協定先と連携し公用車等で配送します。
- 食糧の供給は原則として指定避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、教育部と密接な連携を図りながら実施します。
- 指定避難所での食糧の受入れ及び配布については、地域による避難所運営組織やボランティアが実施します。

(1) 供給の対象者

- ① 避難所へ避難した者
- ② 避難所外避難者
- ③ 旅行者、宿泊人その他市長が必要と認める者

(2) 供給の考え方

- 公正・公平で計画的な供給となるよう調整します。
- 高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者を優先することがあります。

5. 炊き出しの調整

- 食糧班は、各関係対策部と調整の上、地域の避難所運営組織等の協力を得て行います。
- 小学校においては、学校給食再開までは学校調理員も炊き出しに従事し、学校給食再開以後は調理指導等の支援を行います。
- 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定します。
- 他の団体等からの炊き出しの申出については、産業文化部が教育部と協議の上調整します。
- 食糧の調達や衛生管理等については栄養士等の指導・助言のもと実施するよう努めます。また、使用する材料等はアレルギー患者に配慮するものとします。
- 避難者数等供給対象者を的確に把握し、計画的な配給・配送を行います。また、使用した材料の明示を行う等のアレルギー患者にも配慮します。
- 炊き出しに必要な燃料は三重県石油商業組合松阪支部や松阪LPガス協議会等より調達します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

- ☐ 炊き出しは、小学校の給食室（学校給食再開まで）、地区市民センター、公民館等の公共施設調理室等を活用し、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら行います。
- ☐ 学校等の給食調理施設及び設備が使用できない場合又は調理施設のない公共施設等においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努めます。

◆市民の活動（自助）

- ☐ 住民相互の助け合いによりまかいます。
- ☐ 食糧供給の遅れ等は、各家庭における備蓄及び住民相互の助け合いによって、可能な限りまかなうよう周知に努めます。

◆地域の活動（共助）

- ☐ 炊き出しを実施します。
- ☐ 避難所等での食糧の受入、配布を行います。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3
施策2 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

施策2 いのちをつなぐ

3-2-10：生活必需品の調達・供給対策

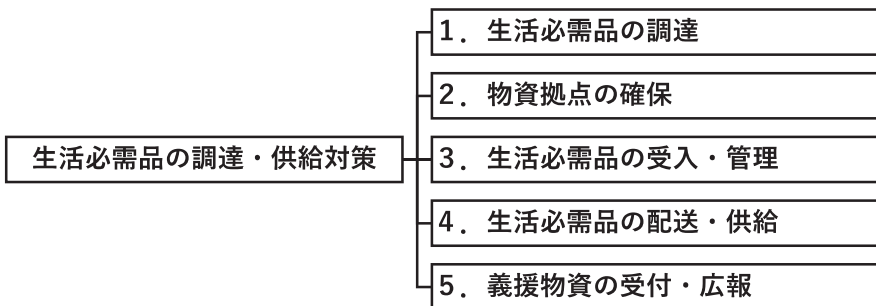
◆活動の取り組み主体

市：健康福祉部，教育部

◆活動の基本方針

- 災害の発生後に現有の生活必需品の供給を速やかに行い、災害時支援協定等に基づき生活必需品の調達、供給に努めます。
- 県、その他団体からの救援物資等については物資拠点にて受入れ、仕分けを行います。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 生活必需品の調達

- (1) 備蓄物資
 - 健康福祉部は、物資の供給が必要な指定避難所に公用車等で配送するものとします。
- (2) 備蓄物資以外の生活必需品の調達
 - 災害時支援協定に基づき、協定先等へ依頼し、必要品を調達します。
- (3) 調達品
 - 供給協定を締結した量販店等に手配の上、必要品目・必要数量を調達します。
 - 供給計画に基づき、卸売及び小売業者に手配の上、必要品目・必要数量を調達します。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン 編

行動 計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための 応急体制を整備する 〔災害の発生後にすべきこと〕

（4）救援物資

- 各種団体等からの救援物資の申し出に対しては、避難状況等を勘案し、必要品目・必要数量を把握して要請します。
- マスメディア等を通して救援物資の要請を行う場合は、必要とする物資の内容・数量・送付方法等について明確な情報を提供します。また、物資が充足したときは、要請の打ち切りの報道依頼を行います。

2. 物資拠点の確保

- テーマ3「3－2－9：食糧の調達・供給対策 2. 物資拠点の確保」に準じます。

3. 生活必需品の受入・管理

- 大規模災害の場合、物資の供給が必要な避難所が数多くなり、健康福祉部の配送だけではまかないきれない事態が予想されるため、運送業者等との間に災害時における配送協定を締結する等、円滑な配送体制を確立するよう努めます。

4. 生活必需品の配送・供給

（1）対象者

- 住家に被害を受け、被服・寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者としてします。
 - ① 避難所へ収容された者
 - ② 被災により日常生活に著しい支障が生じ、かつ物資が入手できない状態にある者

（2）供給物資

- 被害状況に応じ衣料、生活必需品等の日常生活に最小限必要なものを現物給付するものとします。
 - ① 防水シート
 - ② 毛布
 - ③ 外着（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等）
 - ④ 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
 - ⑤ 日用品（タオル、石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）
 - ⑥ 医薬品（かぜ薬、胃腸薬等）
 - ⑦ その他（生理用品、紙おむつ、ガスボンベ等）

（3）供給方法

- ☐ 教育部等からの報告に基づき、必要品目、必要数量の把握を行い、供給計画を作成します。
- ☐ 生活必需品の供給は、ボランティア等の協力を得るとともに、各対策部と密接な連携を図りながら実施します。
- ☐ 指定避難所での生活必需品の受入れ及び配布については、地域による避難所運営組織やボランティアが実施します。

（4）物資受払の管理

- ☐ 物資の受領・供給について、物資の種類・数量及び供給先名等を確認の上、物資受払簿を作成して適正な管理を行います。

5. 義援物資の受付・広報

- ☐ 義援物資の受付は、物資が管理供給しやすいように、箱を開けなくても数量・物資名がわかるような形状で受付を行います。
- ☐ 調達を依頼する際には、複数の品物を混封しないことや、食糧は控える等、物資の管理が行いやすいように広報を行います。
- ☐ 個人からの義援物資は、小口で適切な管理が行いにくく、個々の物資について十分な数量が確保できないことが多いため、原則としてお断りをするこも含めて取り扱いを検討します。

◆市民の活動（自助）

- ☐ 住民相互の助け合いによりまかいます。

◆地域の活動（共助）

- ☐ 指定避難所での受入、配布を行います。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

施策2 いのちをつなぐ

3-2-11：医療・救護対策

◆活動の取り組み主体

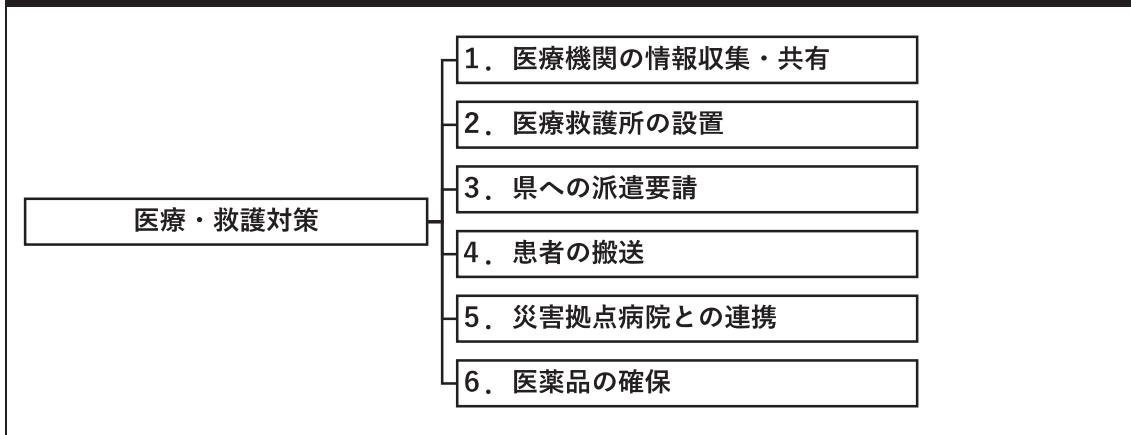
市：健康福祉部，市民病院事務部

関係機関：松阪保健所，災害拠点病院，松阪地区医師会，松阪地区薬剤師会

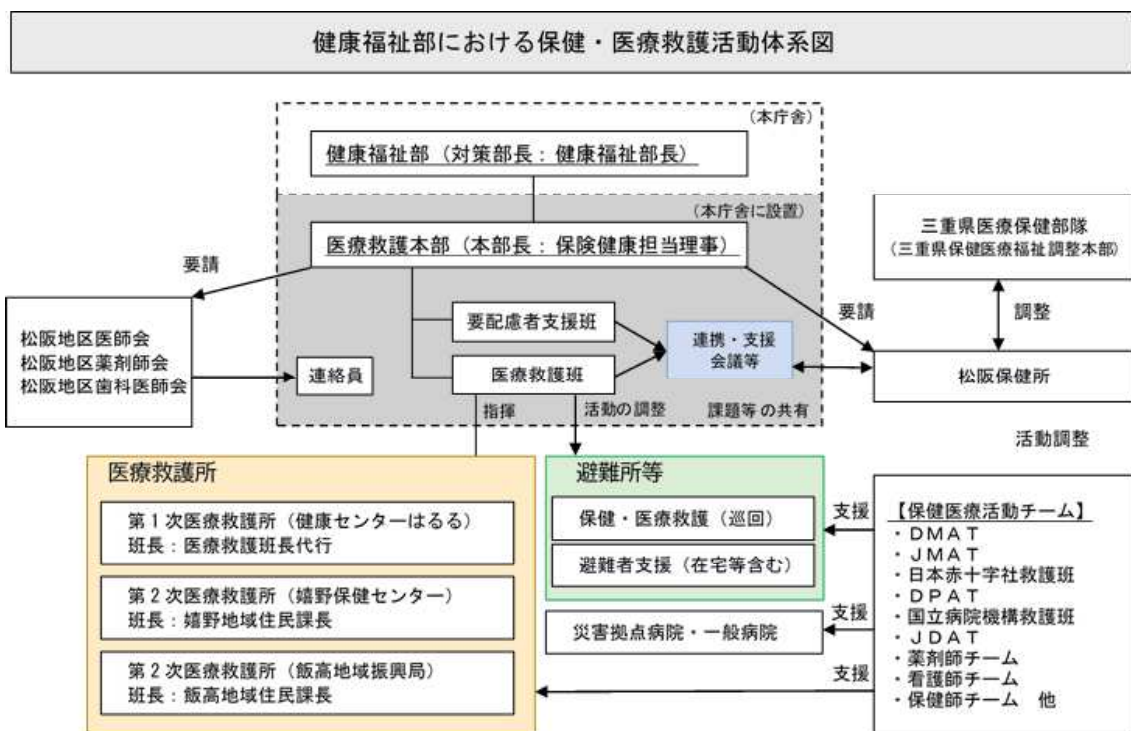
◆活動の基本方針

- 関係機関と連携し災害時の医療救護活動を実施します。
- 関係機関と連携し、避難所等における被災者の健康管理・感染予防等を行います。

◆活動の項目



◆体系図



テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策2 いのちをつなぐ

▶ 具体的な取り組み

1. 医療機関の情報収集・共有

- 関係機関からの情報収集や広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の受入状況等の情報を収集します。
- 災害拠点病院に通じる道路の状況も併せて収集し、県へ報告します。
- 通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認等による情報収集を行います。
- 収集した医療機関の被災状況についての情報は、県をはじめ関係機関の間で共有します。

2. 医療救護所の設置基準

災害により、医療の途を失った傷病者が多数発生していると見込まれ、次号に該当するときに本市が医療救護所の開設を決定します。

- （1）本市域において震度6弱以上の地震が発生したとき。
- （2）その他災害対策本部が設置の必要があると判断したとき。

3. 医療救護所の設置

- 健康福祉部は、下記被災状況に応じて松阪地区医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護所の設置を行います。
- 医療救護所は健康センターはるるを第一次医療救護所として開設します。地域の医療機関の被災に伴う機能低下又は停止、被災による傷病者の発生状況等の情報を収集・確認し、必要と判断した場合には、嬉野保健センター及び飯高地域振興局に第二次医療救護所を開設します。なお、傷病者が多数発生しており第一次医療救護所の開設のみで追いつかない場合は、第二次医療救護所を同時に開設します。
- フェーズが進んだ段階で、避難所における慢性疾患の悪化予防、感染症等治療のため、必要と判断した場合には松阪保健所と調整の上、保健医療活動チームと連携し、避難所アセスメントや在宅避難者の巡回訪問による支援等を行います。
- 医療救護所の運営にあたって、関係機関との連携・情報共有を図る等、医療体制の活動調整を図ります。
- 医療救護班は、本市が設置する医療救護所や避難所、在宅避難者等への支援に係る全体の調整、運営（保健・医療・福祉の調整）を図るために健康福祉部のもと医療救護本部を本庁舎に設置します。

〔医療救護所の設置が必要となるケース〕

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する【災害の発生後にすべきこと】

- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合（県保健医療調整本部）

4. 県への派遣要請

- 被災状況によって医療・助産救助の実施が困難な場合には、松阪保健所へ保健医療活動チームの派遣要請を行います。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行います。

〔解説〕保健医療活動チーム

平成28年熊本地震の対応について検証された「初動対応検証レポート（平成28年7月20日）」において、医療チーム、保健師チームの活動調整がそれぞれ別で行われてきたことにより十分な情報共有が図られなかったことを踏まえ、全体をマネジメントする機能を構築させるために、保健・医療にかかる総合調整を図る保健医療活動を調整するための本部機能を都道府県が担うこととなりました。（県保健医療調整本部）

そのため、被災地で保健医療活動を行う機関（DMAT、JMAT、DPAT、日本赤十字、歯科医師会、災害支援ナース、支援薬剤師、DHEAT、保健師派遣チーム、JDA-DAT、医療救護班）を総称して保健医療チームとしています。

5. 患者の搬送

- 患者の搬送は以下の方法により行います。
 - ① 救急車による搬送
 - ② ヘリコプターによる搬送
- 緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、県に対し、防災ヘリコプターを要請し、患者の搬送、医療資機材等の輸送等を行います。

6. 災害拠点病院との連携

- 本部長は、災害発生時において、多数の傷病者が発生した場合の救急医療・救護体制について、松阪地区医師会に対し協力を要請し、同医師会の協力のもと、医療救護・救急医療班を編成し、応急救護活動を行います。
- 松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院との連携の基に傷病者の治療を行い、さらに傷病者が多数出た場合には近隣の病院との連携の基に患者受入れ体制の整備を図ります。
- 松阪市民病院は、院内災害対策本部を設置し、災害時の救援救護体制を確立するとともに、十分な医療活動ができない場合、市内総合病院及び自治体病院間の相互応援協定に基づき、応援要請を行います。

〔参考〕 災害拠点病院及び役割等

- ・ 松阪市民病院 平成 16 年度指定
- ・ 済生会松阪総合病院 平成 23 年度指定
- ・ 松阪中央総合病院 平成 23 年度指定
 - ① 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療
 - ② 被災地からの重症患者の受入れ及び広域搬送への対応
 - ③ 医療救護班の派遣
 - ④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出し

7. 医薬品の確保

- 災害時に必要な物資が円滑に供給できるよう、三重県、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会等の関係機関との連携を図り、医薬品等の確保を図ります。

◆市民の活動（自助）

- エコノミークラス症候群の予防を行います。
- 感染症の予防を行います。
- 車中泊避難をするときは指定避難所へ名簿の提出を行います。

◆地域の活動（共助）

- 避難所内で感染症患が発生した際の避難スペースの確保を行います。
- 車中泊避難者の把握及び情報提供を行います。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-12：防疫・保健衛生対策

◆活動の取り組み主体

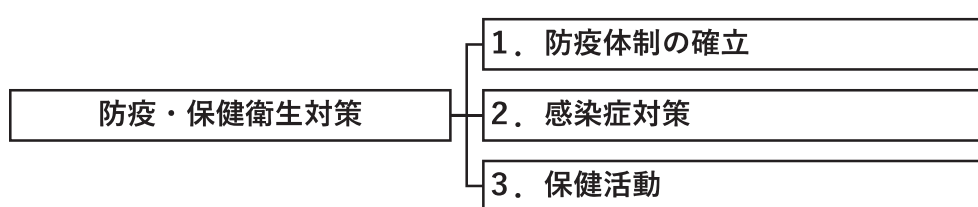
市：健康福祉部、環境生活部

関係機関：松阪保健所

◆活動の基本方針

- 避難所等を中心に感染予防、拡大防止のために消毒等を実施します。
- 被害地区に対し必要に応じて薬剤配布を行います。
- 被災者のこころのケアを行います。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 防疫体制の確立

- 防疫は被災状況に応じて、松阪保健所及び松阪地区医師会等にも協力を求めて実施します。
- 松阪保健所の指導に基づき、必要に応じて避難所等を中心に感染予防・拡大防止に努め清潔の保持並びに消毒を実施します。
- 衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な人員、薬剤、器具機材等が不足する場合は、県及び近隣市町に応援要請を行うとともに、薬剤の調達やボランティアの活用を図ります。
- 地域住民の協力を得て情報の把握に努めるとともに、被害地区に必要な薬剤の配布を行います。

〔参考〕消毒の基準（一戸あたり）

薬剤名	数量
消毒薬（ベンザルコニウム液）	100ml

〔参考〕 災害救助用防疫薬剤備蓄状況

品名	単位	数量	備蓄場所
消毒薬（ベンザルコニウム液）	500ml	179 本	環境生活部倉庫（100） 嬉野地域振興局（20） 三雲地域振興局（20） 飯南地域振興局（20） 飯高地域振興局（19）

〔参考〕 噴霧器具一覧

名称	保管数	保管場所
手動噴霧器	9 台	環境生活部倉庫(4)、嬉野地域振興局(1)、三雲地域振興局(1)、 飯南地域振興局(1)、飯高地域振興局(2)
動力噴霧器	2 台	環境生活部倉庫(1)、飯南地域振興局(1)

2. 感染症対策

- 感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、松阪保健所の指示に基づき、疫学調査や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下「感染症法」という。）の規定に従い、消毒の指示又は消毒を実施します。
- 感染症患者を発見したときは、直ちに松阪保健所に通報し、協力を得て、疫学検査、避難所の防疫指導及び予防宣伝の業務を迅速かつ的確に行います。
- 松阪保健所は、感染症法の規定に従い、感染症の患者等に対し、入院の勧告又は措置をします。

3. 保健活動

- 松阪地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、松阪保健所との連携により被災者の健康管理を行います。
- 被災状況により保健活動に必要な人員・器具機材等が不足する場合は、県に応援要請を行います。
- 避難所や応急仮設住宅等を巡回し、被災者のこころのケア対策を実施するとともに、必要に応じて要配慮者の健康相談、福祉避難所等の支援窓口を案内する等の相談業務を行います。
- 避難所における感染症・食中毒・生活不活発病等の予防のための教育及び保健指導を行います。
- 避難所におけるうがい薬、手指消毒薬、マスク等の配布を行い感染を予防します。
- 予防接種法に基づく臨時予防接種を実施します。
- 避難所における口腔ケア、栄養・食生活支援等に関する指導・助言を行います。
- 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対し、健康管理における指導・助言を行う等、震災関連死の予防を行います。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

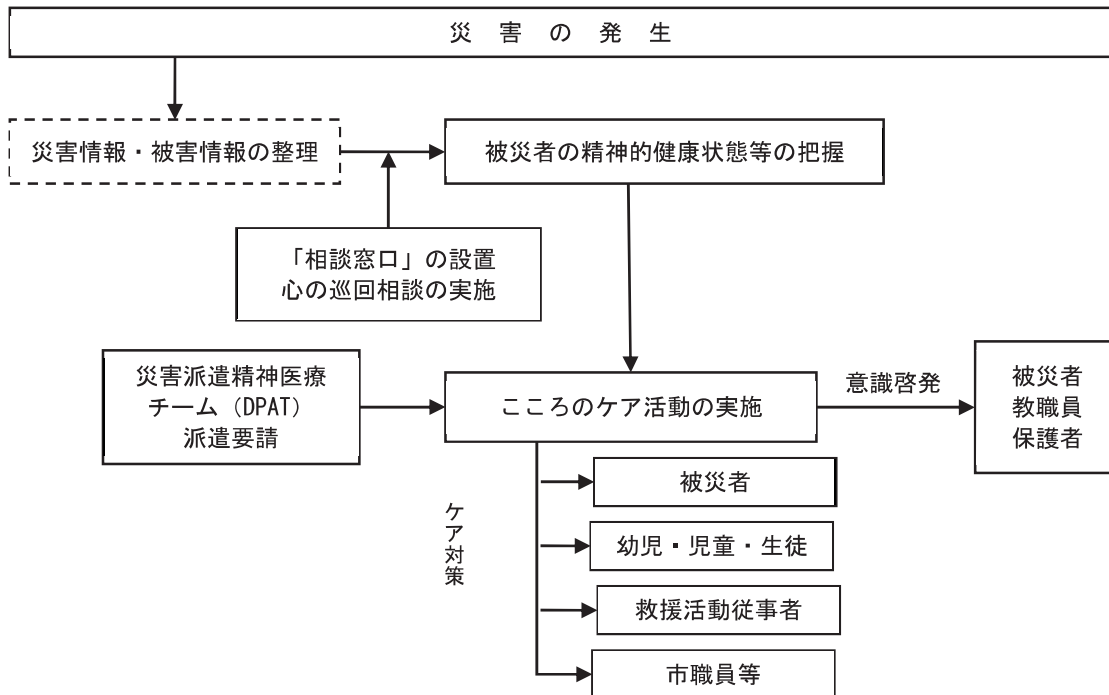
第3章

第4章

第5章

テーマ3
いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕
施策2
いのちをつなぐ

〔参考〕 こころのケア活動の流れ及び対象



◆市民の活動（自助）

- ☐ 自宅の清掃・消毒を行います。
- ☐ 避難所等では手洗い・うがい等の感染症予防に加え、一人ひとりが清掃・消毒に協力するなど、生活環境の向上に努めます。

◆地域の活動（共助）

- ☐ 市から要請があれば、被災世帯等への薬剤配布に協力します。
- ☐ 避難所でのトイレ等共有スペースの清潔保持や清掃・消毒体制、ルールの確立など環境整備を行います。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-13：し尿・廃棄物処理対策

◆活動の取り組み主体

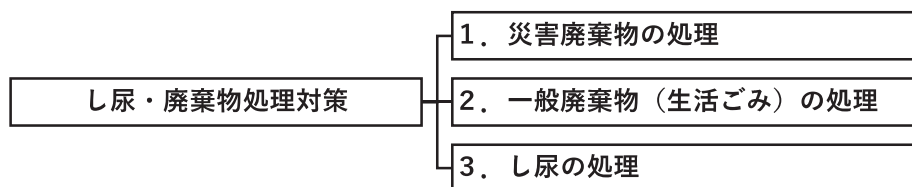
市：環境生活部

関係機関：松阪地区広域衛生組合

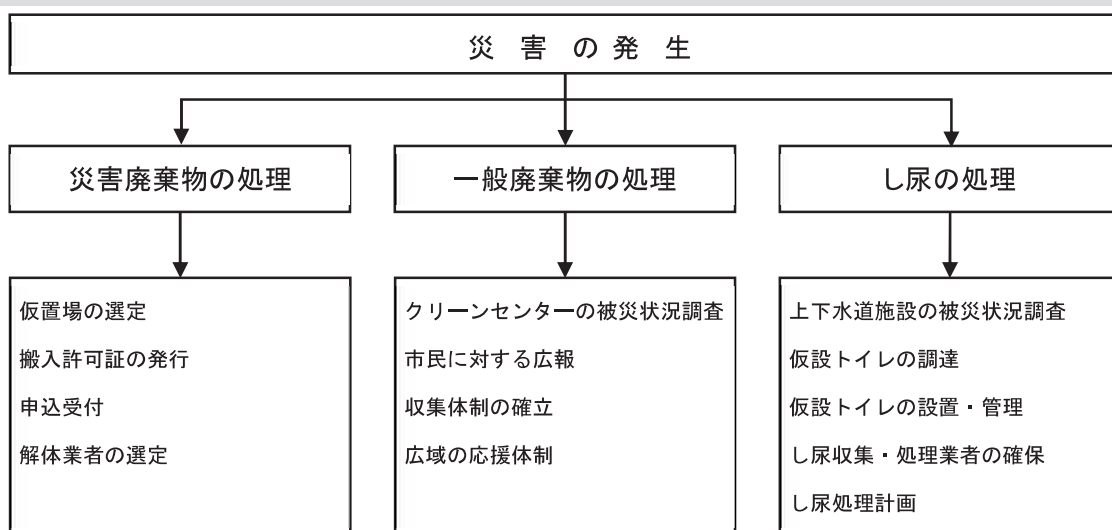
◆活動の基本方針

- 災害により発生したし尿・廃棄物等を迅速に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の確保に努めます。

◆活動の項目



◆対応フロー

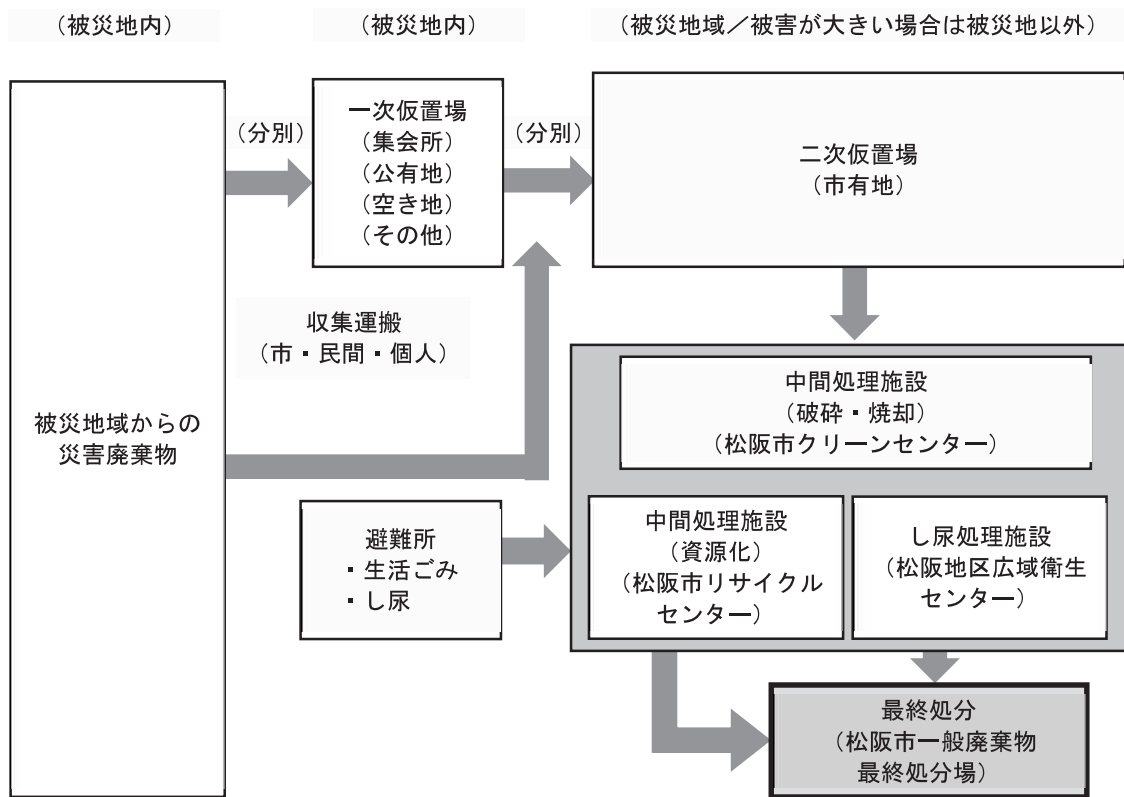


《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ3 いのちを守り、つなぐための応急体制を整備する〔災害の発生後にすべきこと〕

○本市の処理施設で処理可能な場合（災害廃棄物の量が少量である場合）



災害廃棄物処理フロー

具体的な取り組み

1. 災害廃棄物の処理

- 災害廃棄物の処理は松阪市災害廃棄物処理計画に基づいて行います。
- 原則として本市域内処理とし、必要に応じ処理協定により応援を要請します。

（1）基本事項

- 解体現場における分別を徹底します。解体時はアスベストの飛散防止等、大気汚染防止の対策を講じます。
- 木質系(可燃物)については、減容化・安定化を図るため、各施設において焼却等するものとします。また効率化を図るため必要に応じ、仮設の中間処理施設を整備します。
- コンクリート、金属、木材等については、リサイクル(再利用)を推進します。

（2）仮置場・中間処理基地の確保

- 集積する為の仮置場として、公有地等を仮置場として確保し、最終処分、リサイクルを考慮した分別・焼却・破砕等の中間処理基地を確保します。

2. 一般廃棄物（生活ごみ）の処理

- ☐ 災害廃棄物の処理は松阪市災害廃棄物処理計画に基づいて行います。
- ☐ 原則として本市域内処理とし、必要に応じ三重県災害等廃棄物処理応援協定（以下「処理協定」という。）を通じて応援を要請します。

3. し尿の処理

- ☐ 災害廃棄物の処理は松阪市災害廃棄物処理計画に基づいて行います。
- （1）避難所でのし尿処理
- ☐ 水洗トイレの使用の可否等の状況によりますが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とします。
 - ☐ 必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図ります。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努めます。
 - ☐ 汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿、及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとします。
- （2）仮設トイレの設置等
- ☐ トイレが使用不能又は無い避難所については仮設トイレ等を設置します。
 - ☐ 設置の際においては、50人に1基を目安とし、女性用トイレの設置を多めとします。
 - ☐ 設置にあたっては、レントオール松阪等の災害協定締結業者に協力を依頼します。

◆市民の活動（自助）

- ☐ 被災した自宅の片づけを行います。（ボランティアの受入）
- ☐ ごみの分別を徹底します。
- ☐ 避難所等のトイレの清掃を行い、きれいに使います。
- ☐ 断水時の携帯トイレの使用、既存トイレを個室活用するためのルールを徹底します。

◆地域の活動（共助）

- ☐ ごみの分別を徹底します。
- ☐ 避難所等のトイレの清掃を行い、きれいに使います。
- ☐ 断水時の携帯トイレの使用、既存トイレを個室活用するためのルールを徹底します。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-14：行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬対策

◆活動の取り組み主体

市：統括部，環境生活部

関係機関：松阪警察署，松阪地区医師会，松阪地区歯科医師会，松阪保健所

◆活動の基本方針

- 松阪警察署等関係機関と連携して行方不明者の搜索を行います。
- 救出作業等において遺体を発見した場合は松阪警察署と連携し処置を行います。
- 遺体は納棺し、遺体安置所にて一時保存を行います。
- 遺体の埋火葬を行います。火葬能力を上回る遺体数の場合は松阪保健所へ広域火葬を要請します。

◆活動の項目

行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬対策

1. 行方不明者の搜索

2. 遺体発見時の措置

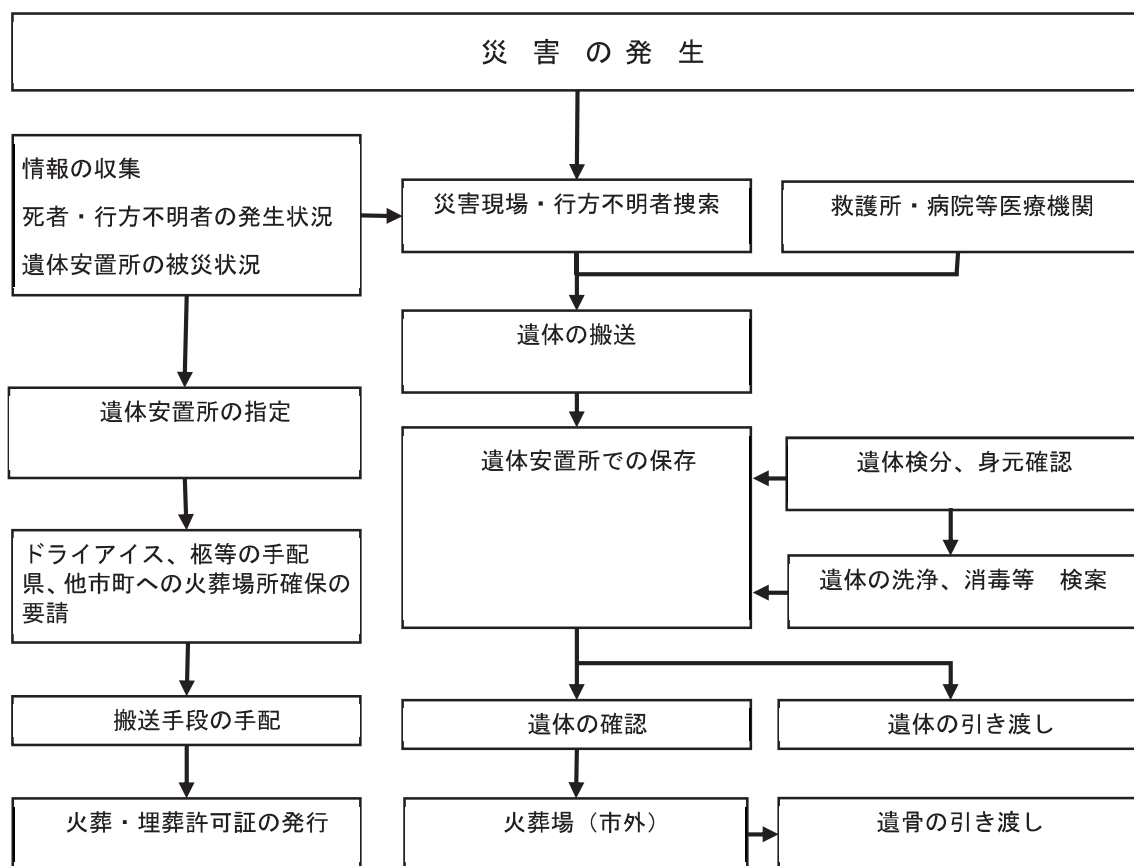
3. 遺体安置所の設置

4. 遺体保存用資材の確保

5. 遺体の収容及び引渡

6. 遺体の埋火葬

◆対応フロー



▶ 具体的な取り組み

1. 行方不明者の搜索

- 建物倒壊や火災等により多数の行方不明者（災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者）が発生した場合、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じます。
- 相談窓口で受け付けた搜索願い及び行方不明者の情報は、住民基本台帳等と照合・整理したうえで行方不明者リストを作成し、警察へ提出します。併せて、警察や地域住民の協力を得て、行方不明者の存否を確認します。
- 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して、警察等の関係機関と連携し搜索及び情報収集を行います。
- 行方不明者の搜索は、災害の規模等の状況を勘案して消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の関係機関や地域住民の協力を得て行います。なお、必要に応じて舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上・調達を行います。
- 搜索期間は原則として10日以内とします。ただし、10日を経過してもなお搜索を要する場合は本部長の指示により継続して実施します。

2. 遺体発見時の処置

- 災害業務関係者が救出作業又は行方不明者搜索中等において遺体を発見したときは、直ちに警察に連絡するものとします。

3. 遺体安置所の設置

- 遺体安置所は三十三銀行アリーナ（松阪市総合体育館）をもって充てるものとします。
- 遺品を整理し、納棺の上その性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所内に掲示します。
- 三十三銀行アリーナ以外に新たに遺体安置所を設置する際は、下記基準を踏まえ確保します。
 - ① 遺体数に応じた広さ
 - ② 遺体の保存は、遺体の搬送の利便性及び室温に考慮した場所
 - ③ 遺体の洗浄等で多量の水を使用するため、上下水道部と協議し洗浄水の供給体制
- 遺体安置所を設置した時はその旨を速やかに広報します。

4. 遺体保存用資材の確保

- 検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保します。
- 資材の確保が困難な場合は、松阪保健所に対し支援を要請します。

5. 遺体の収容及び引渡

- 収容後に遺体の身元が判明し、引取人があるときは、遺族等引取人に引き渡すものとします。
- 遺体の身元が判明しないもので一定期間経過後引取人がないときは、行旅死亡人（身元不明）として取り扱うこととし、戸籍住民課より埋火葬許可書の交付を受けます。
- 警察は、対策本部等と協力し、検視場所を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・検案、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めます。
- 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、本市が警察から遺体の引き渡しを受けるものとする。遺体の搬送については、遺体搬送専用車によるものとします。
- 医師により、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行った後、納棺して遺体安置所に一時保存します。
- 本市は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の公表にあたっては警察と調整して行います。

6. 遺体の埋火葬

- 災害発生の日から速やかに埋火葬処理を完了するものとする。
- 埋火葬許可書の発行は死体検案書により戸籍住民課又は宿直窓口で交付を受けることとします。
- 火葬の実施にあたっては主として篠田山斎場、嬉野斎場、飯南火葬場等で行いますが、これらの施設が被災等により使用できない場合、または火葬能力を上回る遺体数である場合は「三重県広域火葬計画」に基づき松阪保健所を通じ、必要な措置を講じるよう要請を行います。
- 広域火葬の要請を行うも火葬の調整が困難であり、かつ埋火葬の必要性が大きい場合は仮埋葬を含め検討します。
- 行旅死亡人（身元不明）の遺体については、警察、医師会、歯科医師会に連絡し、その調査にあたります。調査するも不明である遺体にあつては時間の経過を考慮し、関係者と協議のうえ埋火葬を検討します。
- 災害の規模に応じて、遺体安置所内に埋火葬許可証発行窓口を設置する。

〔参考〕火葬場一覧

名 称	所 在 地	1日火葬能力	備 考
篠田山斎場	久保町 1912 番地 3	5 基×2 体=10 体	1 基 1 体 約 2 時間
嬉野斎場	嬉野島田町 1561 番地 2	2 基×2 体=4 体	1 基 1 体 約 2 時間
飯南火葬場	飯南町粥見 1589 番地	2 基×2 体=4 体	1 基 1 体 約 2 時間

〔参考〕仮埋葬場所

名 称	所 在 地
松阪市篠田山霊苑	久保町 1912 番地 3

施策2 いのちをつなぐ

3-2-15：特定動物の逸走及びペット対策

◆活動の取り組み主体

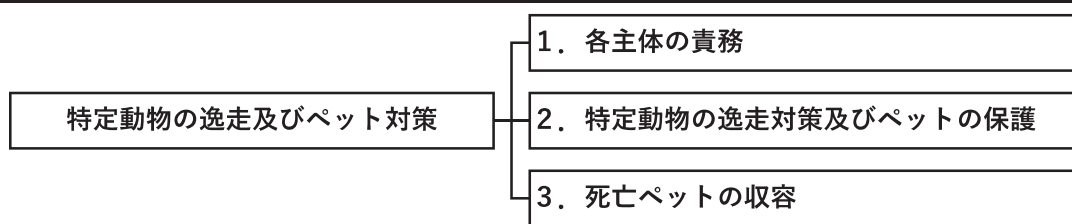
市：環境生活部

関係機関：松阪保健所、三重県獣医師会

◆活動の基本方針

- 災害による特定動物逸走時の連絡・捕獲、ペットの保護、管理を行います。
- 死亡ペットの収容を行います。

◆活動の項目



▶ 具体的な取り組み

1. 各主体の責務

(1) 本市の役割

- 避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、飼い主不明動物一時収容所、及び公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部会員の保有する診療施設において、ペットの状況等の情報提供並びに動物救護活動を行います。
- 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置することを地域へ呼びかける等、住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮します。

(2) 公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部の役割

- 県と協力し「動物救護本部」を設置し、動物の救済活動を実施します。
- 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、災害の発生直後の県、本市からの要請に備えます。
 - ① 動物救護所における被災動物の管理指導
 - ② 飼い主不明動物一時収容所における被災動物の管理指導
 - ③ 負傷動物への医療処置
 - ④ 負傷患畜の搬送、動物病院への搬送の可否の決定
 - ⑤ 被災動物に関する情報提供
 - ⑥ 動物の死亡の確認
 - ⑦ その他必要な応急業務

2. 特定動物の逸走対策及びペットの保護

- 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想されるため、本市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び県獣医師会、公益財団法人三重県動物管理事務所等関係団体と協力体制を確立します。
- 本市は、県及び県獣医師会、公益財団法人三重県動物管理事務所等が設置する「動物救護本部」と協力し、避難所や応急仮設住宅のペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行います。
- 住民と動物と一緒に避難できる避難施設を設置するよう努めます。

〔解説〕 特定動物

「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」第25条の2によって「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物」として政令で指定されたもの。

3. 死亡ペットの収容

（1）収容

- 収容場所は、松阪市篠田山斎場、松阪市嬉野斎場、松阪市飯南火葬場等を充てるものとします。
- 収容後に飼い主が判明し、引取人があるときは、飼い主等引取人に引渡すものとします。

◆市民の活動（自助）

- 飼い主がペットの保護、適切な管理を行います。特定動物の飼養者は、逸走した場合は、直ちに警察、消防、保健所等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努めます。

◆地域の活動（共助）

- 避難所におけるペット同行の避難者の受入体制について配慮します。

施策2 いのちをつなぐ

3-2-16：災害警備活動

◆活動の取り組み主体

市：環境生活部

関係機関：松阪警察署

◆活動の基本方針

- 警察との緊密な連携の下に住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施します。

◆活動の項目

災害警備活動

1. 社会秩序の維持

▶ 具体的な取り組み

1. 社会秩序の維持

- 被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、地域における自主防犯パトロール隊等と連携して被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。
- 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを警察に要請し、被災地の社会秩序の維持に努めます。
- 災害に便乗した犯罪被害防止に努めます。
- 津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、社会秩序を維持するための活動範囲も広範囲にわたることを考慮して活動にあたります。

◆地域の活動（共助）

- 犯罪や事故等の防止の未然防止のため、防犯パトロール等を行います。